

International Cultural Studies

Vol. 23 2016

Contents

Reviewed Articles

- Roles and current issues of Social Welfare Corporation and NPO in social welfare as welfare service providers **TSUBOI Nanao** 1
- Development of Professional Identity among Second- and Third-year Child Welfare Officers : Findings from a Qualitative Data Analysis **SUZUKI Kiyoshi** 23
- The Possibility of Protect the Rights of Migrant Workers by the Collaboration between Grassroots NGOs and Enterprises in China **YUAN Shuai** 53

Articles based on the Master's Theses

- A Study on the Formation and Transition of Music Culture in Port City YOKOHAMA **SHIMAKURA Masao** 79
- The history of "dengonban" : a message board at a train station through changes in the railway and society **KATAYAMA Masaki**103

Abstracts of the Master's Theses

- What is holistic support in social work? : Consultation and support in microfinance : A reflexive reflection and reconstruction of social work theory **OYAMA Hideo**123
- The image of place that provided by interrelationship with other places. - through the relationship between "Eight views of Kanazawa " and the Edo culture. **SATO Takuya**129
- On the social responsibility of Chinese Enterprises **XIE Jiayin**135
- The actual situation and evaluation of restoration and revival management in the commercial accumulation of the damaged central city area of the Great East Japan Earthquake. **NAGASAKA Yasuyuki**139
- A study on patterns of selecting places to go and area evaluation from families with infant's activity area perspective **NISHIDA Akane**145
- The Social Significance of Former Military Buildings : A Case Study of the U.S. Fleet Activities Yokosuka and the Surrounding **HAMURA Shuichi**157
- Back-channel behavior as good listener of Korean Japanese learner : Some implications from the analysis of Japanese and Korean compliment discourses **Yoo Yijoo**163

Published by
Yokohama City University Graduate School of Urban Social and Cultural Studies
22-2 Seto, Kanazawa-ku Yokohama Kanagawa 236-0027, JAPAN

國際文化研究紀要

第23号

二〇一六

横浜市立大学大学院
都市社会文化研究科

國際文化研究紀要

International Cultural Studies

December 2016

第23号

 横浜市立大学大学院
都市社会文化研究科

国際文化研究紀要

第23号 2016

目 次

1. 論文 (査読済)

- 社会福祉の担い手としての社会福祉法人と福祉系NPOの役割と課題
坪井 七夫…… 1
- 2年目、3年目児童福祉司の職業アイデンティティ形成について
—質的データの分析から—
鈴木 清…… 23
- 中国における農民工の権利改善に関する草の根NGOと
企業の連携についての可能性
袁 帥…… 53

2. 修士論文

- 港都横浜における音楽文化の形成と変遷に関する一考察
島倉 聖朗…… 79
- 伝言板の歴史
—伝言板から見た鉄道および社会の変化—
片山 雅木……103

3. 修士論文要旨

- ソーシャルワークにおける全人的支援とは何か
—生活福祉資金貸付制度に関わる相談援助の実践について
再帰的省察とソーシャルワーク論の再構築—
小山 英郎……123
- 他所との相互関係の中で規定される場所とイメージ
—金沢八景と江戸文化との結びつきを通じて—
佐藤 拓弥……129
- 中国企業の社会的責任（CSR）について
謝 佳音……135
- 東日本大震災の被災中心市街地の商業集積における
復旧・復興マネジメントの実態と評価
長坂 泰之……139
- 乳幼児親子の行動圏からみた地域資源の利活用・選択構造と
地域評価に関する研究
西田あかね……145
- 横須賀における旧軍施設の社会的意味
—在日米海軍基地と周辺地域の事例—
羽村 衆一……157
- 韓国人日本語学習者における「よい聞き手」のためのあいづち
—「ほめ」におけるあいづちを中心に—
柳 伊青……163

※「1. 論文(査読済)」は、本研究科の教員 3 名による査読の結果、掲載を可とされた、独創性のある実証的または理論的な論文である。

「2. 修士論文」は、研究科委員会の承認を受け、修士論文をもとに作成された論文である。

社会福祉の担い手としての社会福祉法人と 福祉系NPOの役割と課題

坪井七夫*

1. はじめに

日本における福祉サービスの供給主体としては、行政と並んで長らく社会福祉法人がその大きな役割を担ってきた。社会福祉法人はこれまで政府による規制と補助の下で主として社会福祉施設の運営管理を一手に担ってきたのだった。

しかし近年、福祉課題の多様化、複雑化が進み、国、自治体の財政も逼迫するなか、社会福祉基礎構造改革と前後した介護保険法や障害者自立支援法の施行等により、第二種社会福祉事業を中心としていわゆる福祉サービスの「市場化」が加速することとなった。従来の措置費制度に基づいた社会福祉法人によるいわば独占的な状態から、NPOや株式会社などの新たなサービス供給主体が参入することにより、利用者にとってはサービスの選択肢が増えることで主体的にサービスを選べるようになり、そのことは供給者側にとっては他のサービス供給者との競争を意味し、より自立的な経営が求められることとなった。

しかしながら、社会福祉法人についてはその後も、税制上の優遇や各種の補助制度、退職共済制度等が存在していたことで、他の法人格とのいわゆるイコールフットイングについて次第に大きな議論となっていた。折しも、特別養護老人ホーム1施設当たりの剰余金が約3億円に上

* 都市社会文化研究科博士後期課程在籍中

るとの調査結果が大きく報道されたことなどもあり、これまでの社会福祉法人のあり方を見直すことを求める大きな潮流にもつながった。こうしたことにより、先頃の社会福祉法の改正にまで及んでいる。

他方、阪神大震災以降のいわゆるNPO法の成立などの追い風を受け、NPO法人が次々と誕生し、社会福祉分野においても福祉サービス提供の担い手として無視できない存在になりつつある。こうした福祉系のNPOは、単にサービスを提供するだけでなく、行政や社会福祉法人が公的セクターとして独占してきた公共性に対して、ある種、批判的な認識から生まれた市民的な公共性とでも呼ぶ基盤を持ち、新たなカウンターパートとしての存在意義も有する。

しかし、単に社会福祉法人について、政府に優遇され、地域にあまり貢献せずに内部留保をため込む古い担い手とし、NPO法人はそれに代わる地域の福祉課題解決の新たな担い手である、ということができらるろうか。

また、単なる金銭的な給付や社会福祉施設の中での処遇で完結していた時代とは異なり、地域の福祉課題がますます複雑化、多様化する中、単独の機関、団体のサービスだけで解決できる課題は限られてきている。こうした福祉課題の解決や多面的な支援の実現に向けて、行政、社会福祉施設を運営し処遇についての高い専門性を持つ社会福祉法人、ネットワークのよさを活かした柔軟な活動を行うNPO、学校、自治会などの住民組織などが、それぞれの専門性や特徴を活かしながら協力すべきと当然考えられるが、一方で社会福祉法人とNPOの連携についてはあまり進んでいるとはいえない。

地域の福祉サービスの担い手の連携については、田中¹や畑本²をはじめ多くが「NPOと行政」、横山³や水谷⁴などにより「NPOと企業」について述べられているが、「社会福祉法人とNPO」との連携について述べられたものはほとんど見当たらない。なお、村田⁵が社会福祉法人の役割の変化にそって両者の役割の棲み分けなどをわずかに述べているが、協働による福祉課題の解決の可能性などについては述べられていない。

また、こうした地域の福祉課題解決のための連絡、調整について、本来は社会福祉法に定められた社会福祉協議会が地域のハブとしての機能を担うことが期待されてきたはずだったが、残念ながら、一部の社会福祉協議会を除いてこうした連絡、調整の機能を十分果たしているといえる状況にない。今回の一連の社会福祉法人改革に伴う法改正においても、その点について、特に取り沙汰されることもなく、こうした課題について言及しているものも見当たらない。

そこで、本稿では、地域の福祉サービスの担い手としての社会福祉法人とNPOを取り巻く近年の環境変化、そのもとでそれぞれが抱える課題を述べた上で、今日の複雑化、多様化する福祉課題、ニーズに的確に応えていくためには、地域における多様な主体の連携が必要であること、また特に、その連携においては、本来、社会福祉協議会がハブとなるべきではなかったのかという、これまで言及されてこなかった課題を開示し、今後研究されるべき方向性を示すことを企図する。

-
- 1 田中弥生（2008）『NPO新時代 市民創造のために』明石書店
 - 2 畑本裕介（2015）「福祉行政と非営利セクターの連携・協働」『山梨県立大学 人間福祉学部 紀要』Vol. 10
 - 3 横山恵子（2003）『企業の社会戦略とNPO』白桃書店
 - 4 水谷綾（2011）『福祉系NPOのすすめ』ミネルヴァ書房、pp. 52-70
 - 5 村田文世（2011）「福祉市場化における社会福祉法人経営」『社会福祉学』52（1）、pp. 16-28

2. 福祉課題，制度，サービス提供者等の変化

(1) 地域における福祉課題の変化

世界的に例を見ない高齢化や少子化の進行，景気低迷の長期化など，さまざまな社会的，経済的な環境変化等によって，貧困問題や孤立した中での子育て，児童虐待，限界集落の問題など，地域における福祉課題は多様化，複雑化しており，加えて誰しもが他人事ではなくなってきているという意味で一般化もしている。

また，人々のライフスタイルの多様化，女性の社会進出やそれに伴う結婚や家族のあり方に対する若者の意識の変化，個人情報やプライバシー保護の厳格化，派遣労働の増加や終身雇用制度の崩壊，雇用そのものの減少といった要因が重なり合い，単身者が非常に孤立しやすくなっていることで，三十代，四十代で社会から孤立する者も増え，「無縁社会」といった言葉も生み出されている。

かつては近隣や血縁，地域で解決してきた福祉的な課題についても，次第に行政が担う範囲が広がる中，従来は社会福祉法人が福祉施設運営などによりその補完的機能としての大きな部分を担ってきた。しかし，前述のような福祉課題の更なる変化の中で，家族や地域だけでなく，行政サービスやその延長にある社会福祉法人による制度的なサービスでは対応しきれない課題も増えてきた。

(2) 制度・施策における変化

また，市場を中心とした経済も停滞し，従来の欧米型の成長モデルを失った上に，公共事業で対応しようにも国家財政も非常に厳しい状態となっており，「中央から地方へ」は言葉だけでなく，福祉分野においても必然となっている。加えて地方財政も疲弊しており，行政だけで行うサービスの限界はますます明らかになりつつある。また，従来の上意下

達的で普遍性、公平性を基本としなければならない行政による制度・施策だけ、あるいはある意味、分野や対象者別の縦割りにせざるを得ない行政の組織や施策体系では、全ての福祉課題には到底対応しきれない状態になりつつあることは自明の理となっている。

したがって、地域ごとの独自性の高い問題や、当事者一人ひとりの個別性の高いニーズなどに対して、NPOなどの民間のより身近な担い手が、その地域の特性やクライアントの状況に合わせて、きめ細かで温かみのあるサービスで支えることの重要性の高まりは、社会福祉の視点からはもちろんのこと、実は政策的な「地域での支え合い」や「自助、共助」の推進などの建前と裏腹な、行政側の本音としての財政負担の軽減策としても、必然の流れとなってきたといえる。

また、社会福祉の目的や社会福祉分野の活動、サービス提供などは、民主主義に基づく社会に生きる市民の権利としてあらゆる人の自立生活、自己実現、社会参加を支援し、その結果、個人の尊厳を尊重し、社会の安定を維持することなどを基本的な理念として目指している。そうした立場からは個々人の個別性、価値観などが非常に重視される分野であり、ソーシャルワーク理論などは常に自己決定権の尊重と自立支援を中心軸に置くべきとされてきた。

しかるに、従来、人々の持つ福祉に対するイメージや福祉サービスを受けることに対する意識は、例えば「福祉は施した」「福祉の世話にはなりたくない」「迷惑をかけるくらいなら我慢をした方がよい」というような偏見や差別、屈辱感に基づくもの、あるいは仮にサービスの利用者、受益者となった場合にも、もしそのサービスに不備や自らの課題状況に対して不整合性があったとしても「世話になるので文句は言えない」といった劣等感に基づくもの、そして、「本当は自宅で暮らしたいが、施設入所以外に手立てもなく、家族や周りにも迷惑を掛けてしまうから」

などといった、当事者本人に主体的な選択の余地があまりないイメージなどであった。

こうした状況を打破し、高齢化、少子化が先鋭化しても持続可能な日本型福祉社会を目指すことを旗印に、規制緩和、地方分権、社会福祉基礎構造改革、介護保険など諸制度の整備・改正などの様々な局面で、「中央から地方へ」「措置から契約へ」「施設から在宅へ」「無料から負担へ」「定額から応能負担へ」「保護・指導から支援へ」などのパラダイム転換を図ることが求められていった。特にシンボリックなものとしては介護保険制度の導入であった。この目指す理念としては「身近な地域でのサービス供給」「スティグマの解消」「サービスの選択」「競争によるサービスの質の向上」「利用者の権利や主体性の重視」「利用者の自立促進」「透明性の確保」「多様な担い手の参入とそれによる担い手の活性化」などとされていた。

特に、社会福祉法人が中心的に担ってきた施設サービスについては、世界的なノーマライゼーションの大きな流れとコスト面からの行財政的な事情による思惑とが合致し、「重度の処遇が必要なケースに絞り、より在宅福祉サービスへ」のシフトが進められていくこととなり、結果的に福祉サービスを取り巻く環境や、サービスの供給側、受け手側の意識なども大きく変えてきた。

(3) サービス提供の担い手の変化

こうした近年の流れの中、福祉サービス提供の担い手についても、従来ほとんどの割合を占めていた行政と社会福祉法人などに加え、在宅福祉サービスを中心とした第二種社会福祉事業などに、NPO法人をはじめとする他の非営利組織（NPO = non-profit organizations）などの参入も図られてきた。

NPOの役割としてKramerは、民間性、非営利性、独立性などのほか、

①政府事業を新規開拓，革新する先駆者，②政府への批判や監視，圧力を通じた代弁者，③ボランティアリズムや市民参加の促進，社会・文化・宗教的マイノリティの価値の保護者，④行政サービスを補完する供給者としての役割などを挙げている⁶。また山岡はNPOの特徴的な性格として，①利益を度外視した先駆性・冒険性，②様々な状況や価値観に応じた多元性・多様性，③市民の目からの批判性・提言性や，④人間性・精神性の四点を挙げ，サービス提供主体としてだけではなく，市民性に基づく多様な役割があるとしている⁷。

特に社会福祉領域のNPOは，活動自体が人々の生活に直結するものも多く，時に社会保障のあり方まで問う場面もあり得，その役割については，単なるサービス提供機能だけでなく，社会的機能・役割の面からも考えることが重要となる。もちろん，非営利という点に着目すれば，社会福祉法人についても「広義のNPO」に含まれる。

しかしながら日本においては，戦後，社会福祉法人に代表される政府主導のNPOが“政府の外郭団体”として機能するなかで，自律性なき公私パートナーシップが続いてきた歴史があると村田は指摘する⁸。そして，元々，日本独特の社会福祉法人中心の従来福祉サービス供給体制に対する，ある種，反証的なスタンスから，当事者や支援団体などが質や量の不足などを感じて乗り出し，社会福祉法人のカウンターパートとして生まれてきたNPO法人なども，財源的な脆弱性などから委託事業，指

6 Kramer, R. M. (1987) Voluntary agencies and the personal Services in W. W. Powell ed., The nonprofit Sector: A Research Handbook, Yale University Press, pp. 240-47

7 山岡義典 (2005) 「第1章 NPOの現代的意義」『NPO基礎講座－新版』，ぎょうせい，pp. 1-100

8 村田文世 (2009) 『福祉多元化における障害当事者組織と「委託関係」－自律性維持のための戦略的組織行動』 ミネルヴァ書房，pp. 17-40

定管理などを多く請負うことなどで、結果的に政策コストの削減策に利用され、下請化してしまうのではないかという危惧の声も聞かれる⁹。

3. 福祉分野におけるNPOの台頭と課題

(1) NPO法の設立と福祉サービスへの進出

日本におけるNPOによる活動は、平成7年1月の阪神大震災の際の復旧・復興の中でボランティアなどによる市民の活動の重要性が再認識されたことなどが追い風となり、平成10年3月19日に特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）が成立したことで、市民社会へ大きな広がりをみせることとなった。このNPO法の成立により、ボランティアや市民活動の団体も必要な手続きを踏めば容易にNPO法人格を取得できるようになった。こうした法的、制度的な後押しも背景に、福祉領域においても従来からの公的・制度的サービス供給主体に加え、NPOによる活動やサービス提供（例えば、介護保険制度の担い手として）の一般化が加速度的に進んだ。

但し、こうした社会福祉領域におけるNPOの活動については、社会福祉基礎構造改革などの流れ、特に介護保険などによる福祉サービスの供給体制の変化の中で、サービスの供給主体としての機能に殊更注目されてきた傾向があった。これは、前述のとおり介護保険制度をはじめとする近年の福祉関連の制度設計的にも、受益者負担や受益者によるサービスの主体的な選択などの流れから、官製（と看做される）サービスだけではなく、民間の手によるサービスも選択肢として前面に出てくることが歓迎されたこと、あるいは元々NPOの財政基盤が脆弱であるために、

9 田中弥生（2006）『NPOが自立する日 行政の下請け化に未来はない』日本評論社など

制度委託によるサービス供給や指定管理者の受託などによって財源を確保し、運営が継続されていくことが、一見優れた団体運営に見えたりすることから、殊更そうした事例がもてはやされたことなども大いにある。

(2) NPOへの期待と矛盾

しかし、こうした単なるサービス供給の機能だけでなく、Kramerや山岡が述べたように、本来NPOには行政でも企業でもない第三の社会的主体としての機能、例えば行政や企業にはできないことを先駆的、実験的に行う、あるいは活動の成果を基に社会に提案し、時には変革を求める、また、マイノリティの側に立ちアドボケートする機能などが期待されてきたはずであった。特に社会福祉分野において、民間主導のNPOと比較した場合、社会福祉法人を中心とする政府主導型の担い手については独自の非営利事業がほとんど行われていないという報告もあり（金谷2007）¹⁰、そうした社会福祉法人に対するネガティブなイメージが今回の社会福祉法の改正の発端の一つにもなっている。

また、当事者に寄り添う立場から当事者主体の視点を機能的に取り込み、経営や活動がより利用者主体の「市民的専門性」とも呼ばれる、アマチュアリズムを越えた独特の専門性を持ち得ることも可能とされる。こうした「市民的専門性」は、地域の問題解決力を育み、地域の福祉力やコミュニティ・オプティマムの醸成に寄与し得るものと期待されると村田は指摘する¹¹。

しかるに、近年のNPOの活動については、従来からの課題である財源や人材の確保に加え、補助金等の公費への依存や行政事業の下請化、

10 金谷信子（2007）『福祉のパブリック・プライベート・パートナーシップ』日本評論社

11 村田文世（2012）「社会福祉におけるNPOの社会的機能」『社会福祉学』53（2），pp. 69-80

そして、受託事業やサービス提供が繁忙になることによるそもそもの団体のミッションの拡散化、本来協働すべき同種の他の組織と委託事業などを巡って生じる競合関係などの、新たな課題も浮き彫りとなってきている。今日の政府とNPOの協働の現実には、目指すべき対等性に基づく自律的關係とは裏腹に、NPOが期待された機能を発揮できないまま、将来的に社会福祉法人と同様、政府の代替機関として内部に取り込まれかねない危うさを露呈していると村田は指摘している¹²。

またHarrisは、補助金などの政府資金への依存の高まりはNPOの財政を安定化させる一方で、①サービスの柔軟性や開拓性の低下、②効率主義や成果主義が過度の専門化のリスクを生み、③社会変革やアドボカシーなど本来の組織ミッションや組織アイデンティティの拡散を招き、政府の「御用聞き団体」に変容させてしまうという影響を指摘している¹³。

NPOが自発性を基に非営利で行う市民の活動を基本としていることから、財政面や事務能力など組織の脆弱性、アマチュアリズム、単なる行政の下請け化などの課題が指摘されることは多々ある。また、NPO自身が自らの未熟な点を「人も金も足りない中、四苦八苦して『よいこと』をしているのだから、多少事務がまずくても仕方がない」と公言する場合も少なくないが、いわゆる「新しい公共」などの経験を通じ、最近では「NPOはどうもまともな事務ができないのではないか」などと、行政などを中心にNPOの事務能力などについて疑問を呈する声も多く聞かれるようになってきたことは非常に由々しきことといえる。

12 同上

13 Harris, M. (2001) Voluntary Organizations in a Changing Social Policy Environment in Voluntary Organizations and Social Policy in Britain, Harris, M. and Rochester, C. eds, Palgrave, pp. 213-28

4. 社会福祉法人改革などの動向からみる社会福祉法人

(1) 社会福祉法人制度の誕生の背景

一方、社会福祉法人の歴史は、1951年の社会福祉事業法の施行により始まった。戦前はごく限られた篤志家が止むに止まれず行っていた救済事業を、戦後、公的助成の道を開いて安定した経営に導き、社会福祉の思想とサービスを日本に根付かせようとしたものであった。当時は民間経営による福祉施設の協力なしでは福祉サービスの提供は不可能な状況であり、阿部によると1945年当時、福祉施設の数は3620施設で、そのうち公立の施設は11パーセントにすぎず、残りの89パーセントは民間施設であったという¹⁴。

また、税制上の優遇措置がとられたのも、社会福祉事業が不安定な財政基盤で運営され、利潤を追求できない「公益的」な事業であることに加えて、松端によれば、本来であれば行政がその責任において実施すべきものを代わって行うという「公共的」な役割を担うことが期待されたためであるとされている¹⁵。

しかし近年、前述のような福祉サービスの市場化が進み、社会福祉法人以外の経営主体の参入が加速する中で、社会福祉法人に対する各種の優遇措置が適正な競争を阻害している、と指摘されるに至った。加えて、多額の内部留保を抱えている法人の存在についての調査結果が公表されたこと、あるいはごく一部の心ない経営者による不正な経営実態が報道されるなどして、社会福祉法人全体のあり方について議論が高まるとこ

14 阿部志郎（1975）「民間社会福祉活動」浦辺史・岡村重夫・北村武夫・孝橋正一編『社会福祉要論』ミネルヴァ書房 pp. 100

15 松端克文（2016）「社会福祉法人改革と地域福祉－“地域における公益的な取組”を中心として」『日本の地域福祉』29, pp. 21-29

ろとなった。

(2) 従来の社会福祉法人のアドバンテージと課題の堆積

ここでは、従来付与されてきた社会福祉法人への各種のアドバンテージなどについて考える。

増田¹⁶によると、まず税制面からは、(1) 所得税法等に基づき、法人税等の国税、地方税が非課税となる等、税制上の優遇措置が適用されること、(2) 法人に対する寄付金が非課税措置となる等、寄付金を受けやすいほか、行政機関からの公的援助、補助金等を受けやすく、そして事業面からは(3) 特別養護老人ホームなどの入所施設を中心とした第一種社会福祉事業の経営主体となることができることにより、(4) 比較的大きな事業規模で、継続的かつ安定的な事業運営が可能であること、(5) 市町村等の行政機関からの委託事業を受けやすいこと、(6) 社会的な評価が高まるとともに、職員の確保がしやすい、等が挙げられる。

その他にも、社会福祉施設整備への手厚い公的補助(国1/2、都道府県1/4)があること、社会福祉法人の経営する社会福祉施設に従事する職員を対象とした退職手当共済制度の存在などがある。

これらの各種優遇措置の恩恵を受けながら、行政が社会福祉施設への入所や通所を決定するという措置制度の下、企業のような顧客の獲得努力とは無縁の世界でサービスのユーザーも確保できていた。

しかしながら、こうした措置制度の下で社会福祉施設運営や処遇技術の一定の進化が図られつつも、いくつかの課題が堆積されていった。

まず、措置制度下においては、(1) 措置決定がそもそも行政処分の一形態であるとされ、行政側の決定権限が強く、必ずしも利用者の意向

16 増田雅暢(2003)「福祉サービスと供給主体」日本社会保障法学会編『講座社会保障法 第3巻 社会福祉サービス法』法律文化社、pp.115-116

が反映されていなかった場合も多かったことが挙げられる。また、(2) 施設の設置や運営に係る最低基準や措置費の算定基準の水準が低く、また画一的であったために、サービスの質の向上がなされにくかったこと、(3) 資金使途等の規制が多く、ニーズに沿った柔軟な対応が出来ない、(4) 理事、評議員会、監事などの経営組織について、社会福祉法人制度の発足以来、基本的な変化がなく、ガバナンスの機能が不十分といわれたこと、(5) 業務及び財務等に関する情報の公表が不十分であったこと、(6) 地域に開かれた公益的な取り組みが不十分であったこと、等が挙げられる。

また、施設開設のための土地の提供寄付や、施設整備の際の国1/2、都道府県1/4の補助以外の残りの1/4部分及び補助基準を超える部分についての負担は法人であり、この部分についても寄付税制を活用しながら経営者が寄付を入れることも多く、いきおい同族的な経営スタイルになりがちであった。そして、小林によれば¹⁷、例えば理事長が居てその妻が施設長、息子が事務長あるいは部門長、などといった主要ポストを同族で独占してしまう事により、同族以外の一般職員らにとっては将来の展望が描きにくく、人材育成や専門性についてはほとんど重視されてこなかったなどといった傾向もあったと指摘されている。

(3) 内部留保問題とイコールフットィング論

こうした従来の措置費制度下では、社会福祉法人にとっては、与えられた措置費を使い切ることが事業の執行と同義であったが、介護保険制度の下では経営的努力が求められ、その賜物として一定の剰余金を生むことも可能となった。そうした折に、2012年に財務省が行った調査の試

17 小林寛 (2015)「社会福祉法人制度改革と介護保険施設経営」『商大ビジネスレビュー』2015.9, pp.99-116

算¹⁸によると、特別養護老人ホーム1施設当たりの剰余金は約3億円になるとされた。これにより、社会福祉法人のいわゆる「内部留保」として問題視されることとなり、マスコミにも大きく報道された。

また、こうした「内部留保」についての議論とともに、介護保険制度などで競争関係となる株式会社やNPO法人などの他の法人形態とのイコールフットィング論が持ち上がった。これは、税制や施設整備に対する公的補助、退職手当共済制度などにおける社会福祉法人への優遇措置を問題視し、競争条件を均衡化すべしという議論である。これに対する社会福祉法人の側からの反論としてよく引用されるものとして、『社会福祉法人経営の現状と課題』（社会福祉法人経営研究会2006）がある。この中で、社会福祉法人に対する優遇措置が図られる根拠として次の三点を挙げている。

まず、第一に低所得者への配慮としているが、これは例えば特別養護老人ホームの入所者の多くが低所得区分に属していることなどを挙げている。第二として労力やコストのかかる者を排除しないことを挙げている。重複障害や重篤な認知症の者など、高い専門性や労力を必要とするケアを行うことが可能であるとしている。そして第三として制度外のニーズへの対応として、例えば引きこもり、被虐待者、ホームレスへの支援などを挙げ、これらの困難なケースへの支援やその受け入れ態勢を保有しているなどの理由から社会福祉法人への優遇措置の必要性を説いている¹⁹。

そして、余裕財産の状況を明確にしたうえでその基盤に立脚し、他の

18 財務省『2012年度予算執行調査資料』pp. 45-46.

19 社会福祉法人経営研究会編（2006）『社会福祉法人経営の現状と課題－新たな時代における福祉経営の確立に向けての基礎作業－』全国社会福祉協議会 pp. 60-64.

法人格に比して優位性のあるとされる専門性を活用して、地域の福祉課題解決に貢献するために「地域における公益的な取組を実施する責務」が今回の改正法の中に新設された。前述のような「各種の制度的なアドバンテージがある代わりに」もしくは「それらを活用して」地域に貢献せよ、という趣旨であり、「日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は定額の料金により福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務として位置付ける」ものとされている²⁰。

これらの論点により関係者から多くの関心を集め、審議会での議論や国会における法案審議も長期にわたり、2016年3月31日ようやく関連法案が衆議院本会議において可決した。

(4) 社会福祉法人は「批判されるべき」だけか

近年、NPO法人などの市民活動をベースとした新たな福祉分野の担い手が登場し、福祉関係者や当事者などをはじめとして、大きな期待を寄せられてきた。また、社会福祉法人が福祉施設運営を中心とした制度的サービスの提供に専念するあまりに、先駆者たる篤志家たちの高い志を忘れ、地域の新たな福祉課題の解決に乗り出さなくなった、というニュアンスの話は以前からしばしば耳にしていた議論であった。しかし、両方とも非営利団体であるとはいえ、元来成り立ちの経緯が全く異なる二つの法人形態を、福祉サービス提供の限られた側面で比較、議論されることに疑問を呈する向きもある。

まず社会福祉法人の「内部留保」の問題については、公益社団法人全国老人福祉施設協議会が2012年9月27日に財務大臣あてに提出した要望書によると、「営利法人等の一般的な内部留保とは異なり、制度的に一切の法人外資金流出を禁止されているため、法人内に蓄積せざるを得な

20 厚生労働省（2016）『社会保障審議会福祉部会（第16回）資料』

い」「貸借対照表の構造上、内部留保が社会福祉事業・介護保険事業用資産に投入されても、内部留保は減少しない仕組みであること」などが記されている²¹。

そして佐橋は、「実態として特別養護老人ホームの場合、平均給与月額は常勤介護職員で27万6940円、常勤生活相談員は31万9840円である（平均勤続年数7.95年）。一方で2013年の民間給与実態調査（国税庁）によれば、正規給与所得者では39万円（平均勤続年数11.6年）となっている。ところが労働分配率では、社会福祉・介護事業は85.5%となっており、全業種の平均である76.38%を上回っている。相対的な給与は低いにもかかわらず、労働分配率が高いということは、『内部留保をため込みすぎ』という批判が大多数の社会福祉法人には当たらないことを示す。」と指摘する²²。

また、こうした「内部留保」に係る状況を基にイコールフットィング論について触れた松端は、「介護業務における厳しい労働条件と低賃金のもとで、人材不足が慢性化するという負のスパイラルのもとで、競争条件を公平にすべきだとの理由から、もし社会福祉法人への税の減免措置がなくなれば、さらに労働条件が悪化し、人件費が抑制されることになる。したがって、イコールフットィング、すなわち競争条件を同じにすることを要求するのであれば、『社会福祉法人への税の減免措置をなくせ』といったお互いに足を引っ張り合うような低い水準での競争条件の統一を要求するのではなく、むしろ業界全体で底上げをする方向での（たとえば、NPO法人や株式会社についても、福祉サービスに関しては

21 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会（2012）『「特別養護老人ホームの内部留保」に関する要望書』

22 佐橋克彦（2014）「福祉サービスの契約化・多元化時代における社会福祉法人のあり方」『月刊福祉』2014年11月号、全国社会福祉協議会、pp.18-22

社会福祉法人と同様の税制上の優遇措置を求めるといった) 条件の統一性を主張する必要があるといえる。」としている²³。この指摘については、長い間半ば公的機関として保護を受けてきた社会福祉法人には基本的に市場での競争概念が乏しく、さらなる経営努力の余地があるかもしれないと考えることも可能ではあるが、調査や集計の前提はやや異なるものの、前述のような大きな給与水準の乖離を目の当たりにすると一定の説得力があるといえる。

そして、「社会福祉法人が福祉施設運営を中心とした制度的サービスの提供に専念するあまりに、先駆者たる篤志家たちの高い志を忘れ地域の新たな福祉課題の解決に乗り出さなくなった」ので、「地域公益活動を課そう」という動きについても、例えば行政より任された施設運営管理を真面目に取り組んできた社会福祉法人からすれば、「措置費であっても介護報酬であっても、対象事業以外の用途で使ったら監査等で指摘されたことだろう」と反論されてもおかしくない。前述の松端も『『寿司屋でハンバーガーがないことにクレームをつける』のと同様の言い掛りであるといえる。」と例え、また「逆にNPOだから柔軟に対応できているのでもない。居宅介護事業を実施しているNPO法人が、生活困窮者支援に柔軟に取り組んでいるわけではない。」とも指摘している²⁴。

もちろん、今後、社会福祉法人が保有する専門性を地域に活かすことを否定するのではなく、それをもってどちらが地域に貢献出来ていて、どちらが出来てはいないという議論は全く的外れであるということがいえる。今般の法改正においても、最終的には「本来の社会福祉事業を優先すべきであり、法人の役割と福祉の公的責任の後退を招くことのない

23 松端克文 (2016)「社会福祉法人改革と地域福祉－“地域における公益的な取組”を中心として」『日本の地域福祉』29, pp. 21-29.

24 同上

ようにするとともに、社会福祉法人設立の主旨である自主性と社会福祉事業の適切な実施に支障を及ぼすような過度の負担を求めるものではないことを周知徹底すること。」という附帯決議が付され、地域公益活動についてはやや後退したイメージとなった²⁵。

5. おわりに

東日本大震災や今般の熊本地震では、被災者支援のために大量の支援物資やボランティアが流れ込み、泥かきや片付けなどの作業はもちろん、福祉的支援の必要な方々に対する支援の場面でボランティアやNPOの活動の迅速性、個々のニーズに寄り添った柔軟で温かみのある支援が、あらためて高く評価されることとなった。マスコミもこうした活動の多くを報道した。しかるに、社会福祉法人は何をしていたのだろう。「社会福祉法人が被災者のために…」という報道はほとんど見聞きすることはない。しかし、前述のとおり、多くの社会福祉法人は社会福祉施設の運営管理を行っている。災害によってより困難度が増した入所者や利用者の生活を支え、あるいは地域の高齢者や障害のある方などのいわゆる災害弱者、災害時要援護者などの一時受け入れなどのために奔走している。これらは至極当然の動きである。

また、NPO法人というと小規模で弱小な団体のイメージ、社会福祉法人はそれなりの人数の常勤雇用者を抱えた大きな法人のイメージを持ちがちだが、NPO法人の中にも政策提言などを行うほどの発信力と影響力を持つ団体も存在する。一方で、社会福祉法人とはいえ、例えば1法人1施設で通所施設のための団体は非常にこじんまりとしているのが実

25 厚生労働省（2016）『社会保障審議会福祉部会（第16回）資料』

態である。あるいは、社会福祉法人には継続的に実施していかなくてはならない本来事業としての福祉施設運営管理などがあり、「地域公益活動をしなければ、社会福祉法人の存在意義が問われるといった脅迫的なニュアンス」（松端2016）²⁶には違和感を覚える関係者も多い。

筆者は殊更に社会福祉法人を擁護するつもりはない。しかし、NPOと社会福祉法人はクロスする事業分野はもちろんあるものの、元々別々の成り立ちからなっており、どちらかが淘汰する、あるいはどちらかの基準に寄せていくというより、当たり前のことだがそれぞれの保有する機能、専門性を活かしながら協働して地域の福祉課題に対処していくことがあるべき姿と考える。しかし、残念ながら今回の社会福祉法改正における地域公益活動などに関して、地域の他の様々な主体との連携の必要性などについては殊更には謳われていない。

また、社会が発展し複雑化していく中で家族や地域の機能が低下し、福祉課題やニーズも多様化や輻輳化、そして個別化する中、政府や自治体においては財政も厳しくなり、個々の福祉課題に対応しきれなくなっているが、民間の活動の意義をこうした「行政の補完にある」とする向きもいまだ多い。

例えば一人暮らしのお年寄りが買い物も難しくなっている場合に、お弁当の配食サービスをしようとした場合を想定する。「民間の活動の意義は行政補完にある」ということであるとすれば、仮にもし行政に多少余裕があれば、本来は市役所の福祉課の職員の人数を増やしてお弁当を配ればよいだろうか。行政職員が業務の一環として一日10人の独居のお年寄りに対して、公平、平等に同じおかずのお弁当を、時間を気にしながら事務的に配るより、あるいは宅配弁当の業者が採算第一の姿勢で

26 松端克文（2016）「社会福祉法人改革と地域福祉－“地域における公益的な取組”を中心として」『日本の地域福祉』29, pp. 21-29

配るより、例えば地域のNPOやボランティア、自治会などで、一人ひとりの健康状態や好みに合わせたおかず、人によってはこまかくきざみ食にし、あるいはご飯も柔らかくしたものを携えて、縁側で世間話をして回る、あるいはたまには地域の小学生が持っていくなどとすれば、全く別の価値を生み出すことが出来る。

また人の生活に関わる福祉課題は単層構造ではない。例えば、前述の一人暮らしのお年寄りの例でいくと、お弁当を配ればその人の抱える全ての問題が解決するとは限らない。買い物困難者かもしれないし、そのために栄養が偏っていたり、運動する機会もなく疾患を抱えているかもしれない。NPOやボランティアなどの活動でお弁当を配りながら健康を崩していることを察知し、それを行政の保健師につなげることによって保健師による訪問が実現したり、そのことで医療につながる、あるいは介護保険制度の利用を開始して、社会福祉法人が実施する通所サービスに通い始めることによりさらに潜在化していたニーズが明らかになっていく。また、例えば家族や地域から孤立しているかもしれず、自治会や民生委員がさりげない見守りをしようとは合意する、あるいは仲間作り、居場所のための集まりに定期的に出掛ける機会に誘われるようになるなど、地域の様々な主体がそれぞれの得意分野で固有の専門性を活かしながら、多面的に福祉課題解決に取り組むことがますます求められてくるのではないだろうか。

また、最もこうした協働による課題対処が活きてくるのが、これまで行き場がなく、NPOなどが中心となって支援してきた「制度の狭間や外縁にあって行政では手が出せないケース」「手帳のない軽度の障害のあるケース」「分野横断的なニーズ」などではないだろうか。従来、NPOなどがその市民性から止むに止まれず対処してきたこうしたニーズに対しては、制度に乗らない分、支援も少ないために困難度が高まる

ことも多く、社会福祉法人が持つ高度な処遇技術などの専門性などとの組み合わせで、民間の活動に求められる開発性、先駆性が再び開花し、課題解決に向けた大きな成果が生まれる可能性を秘めている。

このように、あるフェーズではNPOのアマチュアリズムを超越した市民的専門性が活かされた温かみのある支援がなされ、異なるフェーズや側面では社会福祉法人の保有する資源や高度な専門性が活かされるといった輻輳的な課題状況に対して地域の協働による効率的かつ温かみのある包括的な支援がなされれば、結果としてそれぞれの新たな価値を生み出すものと思われる。

そして、こうした地域の福祉課題を発掘し、個別ケースのマネジメントのレベルを越え、あるいは協力関係を普遍化すべく様々な関係者間を連絡、調整し、課題解決に向けるという機能は、かつての社会福祉事業法の時代より実は社会福祉協議会に託されていたはずであった。社会福祉協議会に関しては、現行の社会福祉法にもその位置づけがなされている社会福祉法人の一形態であり、各都道府県の他、各市町村に設置されている。社会福祉法第109条で、地域福祉の推進を図ることを目的とし、社会福祉に関する連絡、調整機能などを規定されている法人であり、社会福祉施設の運営管理を行う社会福祉法人とは大きく異なる事業形態である。かねてより、まさに地域の新たな福祉課題の発見や、場合によっては行政に対する政策提言などの機能も期待されてきたはずである。

但し、現実には役職員に自治体から天下りや出向などがなされることも少なくなく、また「平成26年度社会福祉協議会基本調査 平成25年度財務調査」の結果によれば、収入構造も介護保険による収入（38.4%）以外は、自治体の経常経費補助金（15.9%）や受託金（23.3%）に多くの部分を委ねている。支出も事業費が17.1%、事務費が5.9%である一

方で、人件費が67.4%を占める²⁷など、残念ながら従来型の非営利法人の課題を体現しているような状況の法人も散見される。あるいは程度の差こそあれ、少なからずこうした課題に悩んでいる。また、こうした体制上の問題から、特に地方の小さな社会福祉協議会では専門性向上へのインセンティブも働きにくく、先の東日本大震災の際にも、大きな混乱の中とはいえ、被災地域の社会福祉協議会によるボランティアやその他の支援のマネジメント、コーディネート能力に限界や疑問を感じたNPO関係者も多かった。

但し、介護保険制度の施行後は、地方の過疎地などにおいては社会福祉協議会が唯一の福祉サービス提供者である地域もあり、採算が取れなくとも訪問介護事業を行うなどの役割を果たしている側面もある。反対に、介護保険によるサービス提供ではある程度の収益もあり、それこそ本来の連絡、調整機能などより、こうしたサービス提供機関としての機能が中心となっているものも見受けられるのが現実である。

そうした意味では、今回の社会福祉法人改革の議論の俎上にはほとんど上げられていないが、地域公益事業の展開を半ば脅迫的に施設運営型の社会福祉法人に押し付けるだけでなく、社会福祉協議会についても、現状やその社会福祉法で期待されている本来の機能などがさらに問われるべきではないだろうか。

今後ますます少子高齢化などが進行するなか、地域の多様な主体の連携による多面的な福祉課題解決にむけて、社会福祉協議会が連絡、調整の機能をいかに果たして行くかなどの、実践的、実証的検証については、紙幅の制約もあるため次稿に譲ることとする。

27 「平成26年度社会福祉協議会基本調査 平成25年度財務調査」『NORMA 社協情報』全国社会福祉協議会 地域福祉部，2015.7, pp. 8-11

2年目, 3年目児童福祉司の 職業アイデンティティ形成について： 質的データの分析から

鈴木 清*

I 問題と目的

本研究の目的は、児童福祉司がどのように職業アイデンティティ形成をするのかを明らかにすることである。児童福祉司は、児童虐待相談の現場で活躍するソーシャルワーク専門職として、子ども家庭福祉とその関係領域に関する高い専門知識と技術を備えていることが求められている。しかしながら、これまで、児童福祉司がどのような経験を経て、専門的技術や知識などを身につけ、児童福祉司として自分を確立していくのかは、ほとんど明らかにされていない。

児童福祉司は、児童相談所のソーシャルワーカーである。2016年4月1日現在3,030人（厚生労働省, 2016）の児童福祉司が、子ども家庭福祉の専門職員として虐待をはじめ様々な行政相談活動を行っている。虐待、非行、保護者の病気や家出などの養育困難、子どもの性格行動や発達障害相談など子どもに関するあらゆる相談に応じる。調査をして援助方針を立て、助言や指導を行う。子どもを一時保護し、児童養護施設などの入所、入所中の施設との連携、退所に向けての家族や関係機関調整など援助の内容は多岐にわたる。児童福祉法第13条に「都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない」とあり、

* 都市社会文化研究科博士後期課程在籍

児童相談所の代表的職員として全国に配置されている。

児童相談所は、児童相談所運営指針（厚生労働省）第1章 児童相談所の概要に、次のように記されている。「児童相談所は、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること（以下「相談援助活動」という。）を主たる目的として都道府県、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）及び児童相談所設置市（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の4第1項の児童相談所設置市をいう。以下同じ。）（以下「都道府県等」という。）に設置される行政機関である。」とある。そして、児童相談所は目的達成のために、基本的に次の3つの条件を満たしている必要があるとされている。

- [1] 児童福祉に関する高い専門性を有していること
- [2] 地域住民に浸透した機関であること
- [3] 児童福祉に関する機関、施設等との連携が十分に図られていること

このように、児童福祉司は、非常に高い専門性を有する職業である。では、児童福祉司の専門性とはどのようなものであろうか。高橋ら（2009）は、大学で児童福祉司を養成するカリキュラム・モデルを提示することから、児童福祉司に必要とされる専門性をまとめた。それは、社会福祉士養成に付加する形で、子ども家庭福祉分野における理念、方法、知識、相談援助に関する技術、などであった。相談技術とは、面接技法の他、地域、制度・資源を把握・活用する技術、リスクアセスメントなどであった。知識とは、子ども虐待や子どもの権利擁護に関する知識、子ども家

庭福祉相談に関する法律に関する知識などであった。

その一方で、児童福祉司は、常に困難に立ち向かうことが必要とされる職業でもある。児童福祉司が対応する児童虐待は、ほとんど閉ざされた家庭の中で生じる。そして、「虐待をしているとして通告された保護者は、実際に怪我をしているような状況であっても、それが虐待であると、簡単には認めようとししない」（川崎，2006）。暴力行為は認めても虐待をしつけであると主張して、子どもの一時保護や養育についての指導に反発する保護者もいる。少しでも子どもの養育環境を改善できるようにとの働きかけに対して、保護者から脅しや怒鳴るといった言葉の暴力だけでなく、物を壊されたり身体的な暴力を振るわれることもある（川松，2012；岩田，2009）。

このような困難に立ち向かい乗り切るには、児童福祉司としての職業アイデンティティが確立される必要がある。職業アイデンティティの確立をここでは児童福祉司としての自分と社会的役割が同化した状態と考える。自分が担当の児童福祉司であると、臆することなく言明して援助できることである。エリクソン（1959/2011）は、パーソナル・アイデンティティを持っている感覚は、直接的な感覚だけでなく、自分の斉一性と連続性を他者が認めているとの事実の知覚に基づくという。職業アイデンティティも自らの直接的な感覚だけでなく他者が認めている事実の知覚が必要とされる。鑑（1997）は、職業アイデンティティは社会と個人との相互作用のプロセスを経て生成されると考えられるという。確立に至るには、児童福祉司であることを肯定することができ、やっていけるとする感覚が社会との相互作用を経て形成されることが前提となる。そうした感覚が形成されなければ、自分と社会的役割である児童福祉司との距離は縮まらず同化した状態とはならないであろう。

田尾（2001）は、対人的に提供される医療や保健、福祉、さらに教育

などのサービスをヒューマン・サービスとして包括的な概念でとらえた。同じヒューマン・サービス職として括られる教師について、久富（2008）は教師が専門的な力量をつけ、困難に立ち向かうためには、教職アイデンティティ形成が重要であると述べた。教師の専門性向上が求められつつ、その専門性については、実際のところそれほど明確なわけではない内実がある。そのため、自分が教師としてそれなりにやれているという感覚や自己イメージである教職アイデンティティの確保が、困難に立ち向かい、乗り切るために教師を内側から支える教育文化の中核要素であるとした。

児童福祉司と教師は、福祉と教育と分野は異なり拠って立つ制度も違う。たとえば、人事異動制度の違いがあげられる。教員は、公立学校教員の場合、定年まで教員である。それに対して、社会福祉職は、ほとんどの自治体で、児童相談所勤務以外に区役所、施設勤務もある。調査を行なった都市は、基本的に意向調書に希望する異動先を複数か所記入してもらい2年から6年を目安として人事異動を実施している。何年間勤務するかわからない中でアイデンティティの確立といっても、教員と違い制度的に確立しにくい仕組みである。そうした違いがある一方、児童福祉司も教師同様にその専門性の明示の難しさを抱えてきたのではないか。経験を重ねることが必要であるにもかかわらず、いずれも配属されたその日から専門家であることを求められる。社会からの期待は、大きい反面、対応のいかんによっては、地域、社会、マスコミからの批判は強い。自分が児童福祉司であることを肯定することができなければ、自らの社会的役割に戸惑い続けることになるだろう。よって、児童福祉司も同様に、困難を内側から支える児童福祉司のアイデンティティを必要とするのではないだろうか。

職業アイデンティティを確保していくには、専門家となるべく学習と

経験が必要である。たとえば、児童福祉司が一人前になるには、経験的に10年は必要といわれてきた。厚生労働省における11回の検討委員会を経て作成された「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会」報告書（2006）においても児童福祉司が「必要な専門性を確保するためには、5～10年程度の経験が必要」とある。

現在の児童福祉司は、必ずしも希望してその職に就くわけではない。実際、高橋ら（2010）らの全国の児童福祉司を対象とした児童福祉司の専門性に関する研究調査によると、「児童福祉司を特には希望していなかった」が690名（44.9%）と最も多かった。「児童福祉司は望んでいなかった」268名（17.4%）を含めると、全体の62.3%であった。このように、児童福祉司は、希望していないのにその職に就くものが多いことが示唆される。

さらに、高橋ら（2010）の関係を検討した調査によると、仕事による心理的な要素が中心となって起こる疲労消耗感、虚脱感であるところの情緒的消耗感が最も高かったのは、3年未満および4年から6年の勤務者であった。そして、特に児童相談所勤務年数3年未満の児童福祉司に高いストレスが存在すると考察された。業務に取り組み続けるには、自分が何者であるかとの問いに対して、児童福祉司である、と自分と一体化された社会的役割の答えを持ちえることが、すなわち職業アイデンティティを形成することが、高いストレスを伴う業務に携わり続ける上には必要なことではないだろうか。3年未満の児童福祉司は、全体の約41%である（厚生労働省、2015）。すなわち、最もストレスが高い勤続年数の児童福祉司が非常に多いことが示唆される。よって3年未満にどのようにして児童福祉司のアイデンティティ形成が行われるかを理解することは、児童福祉司育成において、また、児童相談所がその業務を確実に遂行するためにも重要なことであると考えられる。

先行研究

児童福祉分野において児童相談所職員の自己を対象とした研究はほとんど見あたらない。しかしながら、心理学領域における岡本（2010）の専門家アイデンティティ生成の研究は児童福祉司のアイデンティティ形成を理解するために役立つものであった。岡本（2010）は、専門家のアイデンティティ生成はエリクソンの青年期までのアイデンティティ達成と同じような発達の過程を経ると仮説を立てた。検証するために沖縄県の代表的な陶芸家との個人面接が行われた。面接から得た語りの分析によって、専門家アイデンティティは、専門的な職業次元においてもエリクソンの心理社会的発達課題が再達成されることで、発達、深化していくことが示唆された。青年期のアイデンティティ達成へとつながる基本的信頼感、自律性、自主性、勤勉性、アイデンティティ達成といった発達課題が、職業次元で再達成されることで、専門家アイデンティティは形成されていくとした。

まず、エリクソンの心理社会的発達課題である乳児期の課題は、世界が信頼するに足るものであることを体得する基本的信頼感である。新人は、主体的意思をもって、専門家の世界に入る。専門家の世界に入るとは、弟子として師となる人とその世界を信頼して、同じ専門世界とその価値を共有することである。この時期、新人は、自分はこの世界にいてもよい、周りにいる人は信頼できる人たちであるという基本的信頼感をもてることが課題となる。

次に、幼児期初期の課題は、自律性である。外からの力を受け入れ、自分の衝動を統制する枠組みを内在化していく。これは、仕事世界における固有のルールを身につけていくことである。ルールを受け入れ、ルールに合わせて行動していく段階である。

さらに、幼児期後期の課題は、自主性である。幼児初期の外的な要請

と内的な力のバランスをとりつつ、自分が主体的に行動できることが課題である。幼児が父親、母親の真似をするように、仕事においても自分というものの土台となる理想的な原型が形成されることで自主性課題が達成される。どういう人の真似をすることがよいか自主的な判断による取り入れ学習が進む。

続いて、児童期の心理社会的発達課題は、勤勉性である。学童期の子どもが、学ぶことから、学ぶことはおもしろく、自分なりにやっていけるという有能感を得ることが、社会で生きていく活力となる。

最後に、青年期のアイデンティティ確立の課題と同じく、専門家アイデンティティの達成を経て、専門家としての自立・深化・拡大の段階に入るとした。岡本らは、さらに研究を広げた。熟達した陶芸家の生涯の物語から導いた専門家アイデンティティ生成段階を3人の熟達した心理臨床家のライフストーリーに適用して考察を行い、同様の示唆を得た。

以上から、本研究は、ストレスも高くアイデンティティ形成上、最も重要と考えられる、勤務期間が3年未満の児童福祉司を対象に、そのアイデンティティ形成過程を探るものである。その際、他の職業を対象とした研究ではあるが、岡本（2010）をもとに研究を行う。さらに、本研究は、岡本（2010）を含め、児童福祉司を対象とした研究が有する、以下の限界を考慮し、拡張する。

第1に、岡本（2010）では、希望せずに組織の中で定期的な人事異動で配属されて専門性を求められる専門家は想定されていない。前述のように、児童福祉司は、高橋ら（2010）らの全国調査によると、全体の6割以上が、希望していないのにその職に就くものが多いことが示唆されている。岡本（2010）によれば、基本的信頼感の段階における新人について、新人は、主体的意思をもって、専門家の世界に入るとしている。しかし、組織では必ずしも希望は通らない。高橋（2010）の研究にもあ

るように希望していないにもかかわらず配属されることもあり得る。そうした場で専門家として求められながらアイデンティティ形成をしていく過程はとらえられていない。

第2に、岡本（2010）は、アイデンティティ達成に至る発達課題にいる人間が、どのような特徴を示すかの検証がなされていない。それぞれの時期を研究することによって、振り返ることから得られる知見とは異なる知識があることが予想される。そうした意味からも、それぞれの段階における研究が、今後は必要であると考えられる。特に児童相談所勤務年数3年未満の児童福祉司に高いストレスが存在するとした高橋ら（2010）の研究を踏まえると、アイデンティティ形成の初期段階の経験を理解することがその後の過程を理解するためにも重要であると考えられる。

最後に、これまで、児童福祉司の現場報告の研究（斉藤ら、2012）では、事例の中に児童福祉司としての自分の姿が浮かび上がるものの自分を主人公として描くものではなかった。アイデンティティ形成を理解するには児童福祉司が主人公となる物語が必要となる。どこの時期であっても、インタビューを手法として語りの内容から児童福祉司の自己物語としてアイデンティティ形成過程に迫ることは可能である。同じ研究協力者へのインタビューを継続することができれば、それは自己物語の更新となる。過去についての意味づけが変わるものがあるときは、意味づけの違いにも迫り得る。しかし、こうした自己物語の視点からの取り組みは、ほとんど見当たらない。

以上から、本研究では、3年未満の児童福祉司のアイデンティティ形成について探ることを目的に、首都圏のある政令指定都市の2年目、3年目児童福祉司を対象にインタビュー調査を行う。インタビュー調査のテキストデータをもとに児童福祉司のアイデンティティがどのように形成されるかについての理解を試みる。

Ⅱ 方 法

研究協力者

研究協力者は、少なくとも児童相談所に配属後1年を経て業務の概略を把握したと想定される2年目、3年目児童福祉司12名である。12名は、一般行政事務に従事する事務職とは異なる社会福祉職として採用されている。社会福祉職を受験するには、社会福祉主事任用資格を持っていることが条件になる。任用資格を得るためには、すでに社会福祉士等の資格を有しているか、社会福祉法により厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目を大学等で履修している必要がある。よって、調査協力者は全員、社会福祉職として採用される前に、社会福祉関係の勉強をしている。

研究協力者の所属する児童相談所は、虐待通報による初期対応を行う業務と引き継がれて継続的支援を行う業務が異なる係に分かれている（以下、前者を初期対応係、後者を継続支援係と記す）。継続支援係の2年目児童福祉司は8名、初期対応係は4名の協力を得た。年齢は、20歳代から50歳代にわたる。20歳代6人、30歳代4人、40歳代1人、50歳代1人。新採用職員4人、他職場からの異動職員8人、前職場は、区役所、病院、福祉型障害者入所施設である。研究協力者の経歴（これまでの勤務先）は次のとおりである（表1）。

表1

| 研究協力者 | 経歴 | 研究協力者 | 経歴 |
|-------|-------------|-------|-------------|
| A | 区役所 | G | 福祉施設 |
| B | 新採用 | H | 区役所 |
| C | 新採用 | I | 区役所 |
| D | 新採用 | J | 新採用 |
| E | 福祉施設、区役所、病院 | K | 区役所、福祉施設、病院 |
| F | 福祉施設、区役所 | L | 福祉施設 |

手続き

インタビューは、一人一人直接依頼して研究の趣旨を説明して同意を得て実施した。2009年9月から2010年3月にかけて1人に対して1回から3回行われた。12人のうち11人が、1回のインタビューである。3回行われたインタビューは、1回が20分程度の短い時間の時もあった。インタビューを3回行うこととなった1人は、インタビューを行っている最中に、担当ケースの急な要件が入ったためインタビューを中断した。日を改めて行ったインタビューの後に、確認したいことが生じて、時間を用意してもらったために、合計3回実施したことになった。1回のインタビューに要した時間は、おおよそ20分から2時間であった。インタビューの場所は、大学、社会福祉協議会の研修センター、その他希望により研究協力者の職場で行ったものもあった。インタビューはすべて録音され、文章化された。

データのとらえ方

分析にあたり研究協力者の意味世界を理解するために依拠する立場として自己物語論（浅野，2001）を採用した。物語について、やまだ（2000）は、「2つ以上の出来事（events）をむすびつけて筋立てる行為（emplotting）」と定義する。浅野（2001）は、時間軸にそった出来事の選択的関連づけ・語り手と主人公として語られる語り手自身の二重の視点・他者とのやり取りで生み出されるという3つの点によって特徴づけられた語りを物語とする。インタビューにおける語りは、やまだの定義も含まれる浅野の論を取り入れて児童福祉司の自己物語として扱った。

インタビュー・ガイド

インタビュー・ガイドは、10項目である。アイデンティティ形成の過程がとらえられるように時間軸に沿ったものである。児童福祉司として児童相談所に配属されるまでの経緯と児童福祉司という役割を自分自身

にどう位置づけようとしているか、及び、児童福祉司としてのこれからをどう考えているかについて次のとおり質問した。①どのようにして児童相談所にくることになりましたか。②児童福祉司になってみて、どう思われましたか。③児童福祉司になって、しばらくの間どうだったですか。④どう対処してきましたか。⑤児童福祉司になったというのは、どうですか。⑥今の児童福祉司の仕事との関係はどうですか。⑦児童福祉司であることはどんな影響を及ぼしていますか。⑧これからどうなりたいですか、できるようになりたいことはどんなことですか。⑨この先、児童福祉司であること、あったことをどんなふう位置づけると思えますか。⑩児童福祉司という仕事は、向いていると思えますか、合っていると思えますか。

分析の方法

分析の方法は、特定の基礎となる哲学的前提をもたない質的記述的方法を用いた（グレッグ、2007）。まず、テキスト化されたインタビュー・データの内容を意味のあるまとまりを単位として区切り見出しをつけた（表2）。見出しは、類似性と相違性について比較、検討を繰り返して、類似したものにまとめて最終的に57の見出しに分類した。次に、57の見出しの類似性と相違性について比較、検討を繰り返して23のサブカテゴリーとして分類して名前をつけた（表3）。さらに、サブカテゴリーについても類似性と相違性についての同じ作業を繰り返して、12のカテゴリーに分類して名前をつけた。最後に、12のカテゴリーへも同様の作業を行い、最終的に5つの主要カテゴリーに分類した（表4）。

カテゴリー生成過程

表2 児童福祉司発言の見出し作成手続き例

| インタビュー・データ | 児童福祉司発言の見出し |
|--|------------------|
| I: もう今ね、一年以上、経ってしまいましたけどなったときの最初の感じてどんなだったんですかね。 | |
| F: 感じですか。 | |
| I: うん。印象というかなー。 9:03 | |
| F: とにかく混沌としている感じですよ。 | |
| I: あ、混沌と。 | 混沌としていた |
| F: (微笑みながら) あの生保(補記, 生活保護)から来たから生保ってやること決まってるんですよ。やったことありますか? | 混沌としていた、の続き |
| I: 僕は、(略)3年だけ。 | |
| F: (略)うん。もうやること決まってるじゃないですか。それで法律がすごい細かく決まってるから。あんまり処遇とかで悩まなかったけど。ほんとに、混沌として答えがないみたいな。基準が全然わからないし。(うん)あ、何か保護者と面会するのしないの。させるさせないの基準はどこにあるのかとかね。 | 何を基準にしているかわからない |
| I: うん。 | |
| F: そういう瑣末なこと、マニュアルみたいなのは何にも役に立たないとかさ(苦笑する)。もちろんマニュアルが悪いとかじゃなくて。細かいこと、保護所とのやり取りとか全然わからないし。どこにも書いてないし。 | 指標となるものの乏しさ |
| I: うーん。そうですね。生活保護をやってれば生活保護手帳があるし、別冊もあるしね。(うん)大体、そこを見れば一つの指針とか判断の仕方は書いてありますものね。 | |
| F: 結構、保護(補記, 生活保護)は深まんじゃないじゃないですか。お金だけかわることだから。 | 指標となるものの乏しさ、の続き |
| I: まあ、それでもね、僕は(略)覚えなきゃいけないことはいっぱいあって大変だった。聞いてばかりいた気がするけど。 | |
| F: でも別にそれは広く浅くだから。(微笑む) 11:05 | 指標となるものの乏しさ、の続き |
| I: なるほど。 | |
| F: 答えが明確だから。他法だって知ってるか知らないか、できるかできないか、あるかないかだし。(そうか)混沌としていて、それで、記録がないのにおったまげたし。 | 書かれていない記録の存在 |
| I: 記録がない。 | |
| F: 記録がない。あっても読めないとかね。 | 書かれていない記録の存在、の続き |

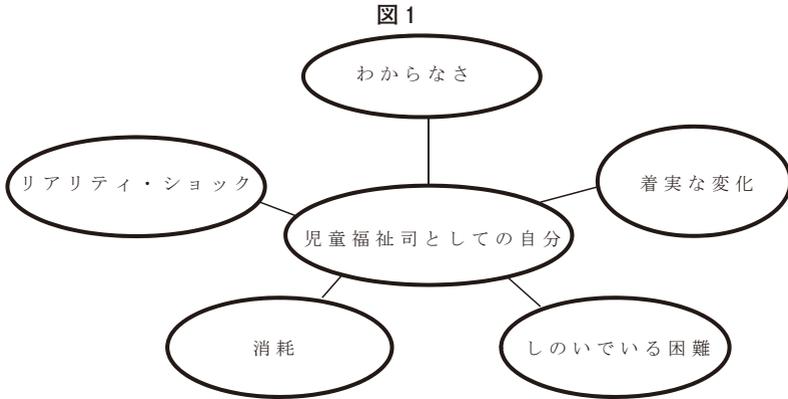
表3 児童福祉司発言の見出しからサブカテゴリー作成手続き例

| インタビュー・データ | 児童福祉司発言の見出し | サブカテゴリー |
|--|-------------------|--------------|
| I: もう今ね、一年以上、経ってしまいましたけどなったときの最初の感じてどんなだったんですかね。 | | |
| F: 感じですか。 | | |
| I: うん。印象というかなー。 | | |
| F: とにかく混沌としている感じですよ。 | 混沌としていた | 対処行動のわからなさ |
| I: あ、混沌と。 | | |
| F: (微笑みながら) あの生保(補記, 生活保護)から来たから生保ってやること決まってるんですよ。やったことありますか? | 混沌としていた, の続き | |
| I: 僕は, (略) 3年だけ。 | | |
| F: (略) うん。もうやること決まってるじゃないですか。それで法律がすごい細かく決まってるから。あんまり処遇とかで悩まなかったけど。ほんとに, 混沌として答えがないみたいな。基準が全然わからないし。(うん) あ, 何か保護者と面会するのしないの。させるさせないの基準はどこにあるのかとかね。 | 何を基準にしていいかわからない | 判断基準の曖昧さ |
| I: うん。 | | |
| F: そういう瑣末なこと, マニュアルみたいなのは何にも役に立たないとかさ(苦笑する)。もちろんマニュアルが悪いとかじゃなくて。細かいこと, 保護所とのやり取りとか全然わからないし。どこにも書いてないし。 | 指標となるものの乏しさ | |
| I: うーん。そうですね。生活保護をやってれば生活保護手帳があるし, 別冊もあるしね。(うん) 大体, そこを見れば一つの指針とか判断の仕方は書いてありますものね。 | | |
| F: 結構, 保護(補記, 生活保護)は深まんじゃないじゃないですか。お金だけかわることだから。 | 指標となるものの乏しさ, の続き | |
| I: まあ, それでもね, 僕は(略) 覚えなきゃいけないことはいっぱいあって大変だった。聞いてばかりいた気がするけど。 | | |
| F: でも別にそれは広く浅くだから。(微笑む) 11:05 | 指標となるものの乏しさ, の続き | |
| I: なるほど。 | | |
| F: 答えが明確だから。他法だって知ってるか知らないか, できるかできないか, あるかないかだし。(そうか) 混沌としていて, それで, 記録がないのにおつたまげたし。 | 書かれていない記録の存在 | あるはずのものがない驚き |
| I: 記録がない。 | | |
| F: 記録がない。あっても読めないとかね。 | 書かれていない記録の存在, の続き | |

表4 生成されたカテゴリー

| 主要カテゴリー | カテゴリー | サブカテゴリー | 見出し |
|------------|---------------------|---|---|
| リアリティ・ショック | つくられた職場像 | 専門職場への期待 | <ul style="list-style-type: none"> ・早くから専門職が認められている職場 ・長年の専門職採用と多くの採用者 ・専門職で構成されている職場 |
| | | 厳しい仕事との評判への躊躇 | <ul style="list-style-type: none"> ・戻るのは無理という児童相談所経験者の話 ・やりがいはあるけどとにかく大変との評判 ・児童相談所配属への抵抗感 |
| | 期待と現実の不一致からくる落胆と戸惑い | あるはずのものがない驚き | <ul style="list-style-type: none"> ・当面の関わりに必要とする引き継ぎ書がない ・書かれていないケース記録の存在 |
| | | 関係性が大事と話されることとの矛盾 | <ul style="list-style-type: none"> ・後任者任せの引き継ぎ ・処理されていない書類 |
| | 予測された後任者の困難 | <ul style="list-style-type: none"> ・何年も連絡をとっていないケースの存在 ・継続指導のままとは知らない未終結ケース | |
| 記憶の空白 | 配属されてから記憶のない月の存在 | <ul style="list-style-type: none"> ・思い出せない月がある。 ・ある時期から回復する記憶 | |
| 着実な変化 | 現実的な見方 | 自覚する成長 | <ul style="list-style-type: none"> ・その場しのぎから一歩踏み出す必要を感じる ・身につけたいと思う調整能力 |
| | | 現実的な目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ぎりぎりのところでもやればよいという目標設定 ・現実を見失わないで、できる援助を目指す |
| | 判断の重み | 将来を左右する判断の難しさ | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅か家庭からの分離がよいか |
| | | 正負両面の思考 | <ul style="list-style-type: none"> ・次の展開を考えた判断 |

| | | | |
|----------|------------|--------------------|--|
| わからなさ | 見通しのもてない不安 | 対処行動のわからなさ | <ul style="list-style-type: none"> ・何をどうしてよいかわからない ・混沌としていた ・対処困難の連続体験 |
| | | 積み重なりにくい経験 | <ul style="list-style-type: none"> ・パターンがない仕事 ・個性の高さ ・事案ごとに求められる判断と行動の連続 |
| | 困惑 | 成功経験のしにくさ | <ul style="list-style-type: none"> ・達成感がない ・区切りがなく終わりがいい |
| | | 判断基準の曖昧さ | <ul style="list-style-type: none"> ・何を基準にしていいかわからない ・人により違う判断 ・指標となるものが乏しい |
| | | 裁量権限の意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・上司に確認する、会議にかける頻度が多い ・納得しがたい所の方針でもそれに従う |
| | | 教えられている感覚の乏しさ | <ul style="list-style-type: none"> ・聞けば教えてくれる関係 ・教えられていないのに考えを求められるつらさ ・他職場からの異動者が経験者扱いを受ける不満 |
| | 理想化 | 経験有無のフィルター化 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育て経験がないことの引け目 ・攻撃材料とされる子育て経験の有無 ・子育て経験がないとわからないとの気持ち ・経験豊富な人がやったほうがよい職種との認識 |
| | | 児童福祉司像からの距離 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司である実感のなさ ・必要な能力が欠けている自分 |
| 消耗 | 心理的傷つき | 避けられないダメージ | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの罵倒や非難 ・暴言、攻撃がわかっても受けるダメージ ・繰り返される個人攻撃 |
| | | 死を受け止める難しさ | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの死 ・担当家族の死から受ける非難 ・感情鈍麻させないとやれない |
| | 心理的疲労 | 常に追われている感覚 | <ul style="list-style-type: none"> ・時間外の要請、どんどんくる新規ケース ・遅い帰り、すぐに来る朝、休めていない ・こなせない量。単純に足りないと思う人数 |
| | | 重圧感 多方面から受ける圧力感 | <ul style="list-style-type: none"> ・朝から重い気持ち ・常時、心配。子どもは大丈夫かと消せない心配 ・保護者や保護所、関係機関との挟まれ感 ・託されても対応しきれない周囲からの過剰期待 |
| しのいでいる困難 | 支えられている感覚 | 実務指導とは異なる周囲からの支え | <ul style="list-style-type: none"> ・協力し合っているからやってこれている ・同じような苦勞をしている同期の存在 |
| | 自分を励ます工夫 | 将来に役立つ現在との意味づけ | <ul style="list-style-type: none"> ・今がよい経験になったらと将来への期待 ・自分の家族関係を振り返えさせられる |



Ⅲ 結果と考察

インタビュー・データの分析の結果、アイデンティティ形成における経験の主要カテゴリーは、「リアリティ・ショック」、「着実な変化」、「わからなさ」、「消耗」、「しのいでいる困難」の5つが見いだされた。(図1)。配属されてすぐに経験する「リアリティ・ショック」の他は、経験の順序に規則性は見いだされなかった。

なお、分析の妥当性については、現在、児童相談所以外の職場に在籍する研究協力者3名に原稿を読んでもらい意見を得るメンバーチェックを受けた。その結果、内容は、合点がいくものである意見を得た。

「リアリティ・ショック」は、「つくられた職場像」、「期待と現実の不一致から来る落胆と戸惑い」、「記憶の空白」のカテゴリーから構成された。リアリティ・ショック概念は、カリフォルニア大学看護学部教授クラマーが、「リアリティ・ショック」(1974)を著してから始まった。「数年間の専門教育と訓練を受け、卒業後の実社会での実践準備ができたと考えていたにもかかわらず、実際に職場で仕事をした時に、まだ準備ができていないと感じる新卒専門職者の現象や特定のショック反応を表す」

(Kramer, 1974/1985)。原因のひとつに、看護学校と病棟間の価値と期待の不一致があげられた。

児童福祉司のリアリティ・ショックは、児童相談所に期待していた高い専門性と現実とのギャップによる戸惑いであった。「つくられた職場像」は、「専門職場への期待」と、とにかく大変という評判がある「厳しい仕事との評判への躊躇」をサブカテゴリーとした。「慎重さが必要なケースを扱っているっていうイメージがすごいあったんで。だから何かそういうもの（補記：引き継ぎ書類）が、きちっとされているんだろうなあって。それがなかったことに凄く驚いちゃったんですよね」、「とにかく混沌としている感じですよね」と、児童相談所に抱いていた期待と現実との差が、共通して語られた。児童相談所は、専門機関であるから育成制度が整っており、判断の基準と対応方法が明確に整理されているだろうと予想されていた。現実には、児童福祉司に「記憶の空白」を生じさせた。「その（補記：1年目の）6,7,8月の記憶が、あまりないんですよね。何してました、あたし。何してたんだろー」と、4人の児童福祉司が、記憶がないことに言及した。「そうですねえ。2年目の6月とかぐらいからは、けっこう覚えてますね」と、1年目を断片的にしか思い出すことができないほど、新しい環境になれるまでの混乱は、相当なものであったことが推し量られた。

次に、「着実な変化」は、「現実的な見方」と「判断の重み」からなる。児童福祉司は、リアリティ・ショックを引きずりつつ、その場しのぎの対応を繰り返しながらも、時間の経過とともに徐々に変化を示す。担当者となって、実際に援助を始めると、対応に迫られる課題にいくつも直面する。しかし、できることは限られている。「結構、最初の1年目くらい、ほんと1年目くらいの時に、何か自分にできることの限界とか、福祉ができることの限界ってあるじゃないですか。（略）何か、すごい、

仕事、福祉って何か意味があるのかなって、すごい思った時があったんですね。(略)でも、そのそれぞれ現実があって。現実をよくして変えていくんじゃなくて、変えていくっていうか、じゃなくて、そこにプラスアルファで何かやることで、ちょっとでもよくなる。まっ、ちょっとでも何かマイナスからマイナス2からマイナス1かもしれないけども。別に100にする必要はなくて。まあ、現実を見失っちゃダメだみたいな。現実には、容易に、大きく変わるものでもないことを知り、現実的な見方をしながら援助を行うようになる。

また、新任職員は、児童相談所に配属される前は、虐待環境から子どもを一時保護すれば、そこでお終い、一区切り、と考えていた。実際は、一時保護からがまた新たな始まりであること、家族と再び一緒に生活できるように援助することの方がより難しいと知ることになった。「……むしろその引き上げた後のフォローとかやっていくと、そこでの親子、親御さんとのやりとりの難しさとか、施設とのやりとりの難しさとか、ほんとにもう家に帰るっていうことがどんだけ大変かというか、そこらへんを気づかされたっていうところですかね」。

新任職員として配属された児童福祉司は、2年、3年と経過するにつれて、子どもを安全な環境へと一時保護すること、子どもが家庭や地域から離れて施設入所することの判断の重さと、正負の両面を考えられるように変わっていた。「毎回その一。施設入所ってなったときに、すごい悩むんですよ。ほんとによかったのかな。これでっていうのが」。増沢(2012)が記すように、援助のための一時保護や施設入所であっても、子どもがなれ親しんだ日常世界から未知の生活に入る際に失うものは大きい。その喪失感に少しずつ気がつくようになっていく変化に、児童福祉司としての発達がうかがわれた。

「わからなさ」は、「見通しのもてない不安」、「困惑」、「理想化」の

テゴリーから構成された。2年目、3年目になると行為の正負両面を考
えることができるように変化した一方、「どうしていいかわからない」と、
変わらぬ困惑が、着実な変化以上に語られた。

「見通しのもてない不安」は、「対処行動のわからなさ」と「積み重な
りにくい経験」をサブカテゴリーとした。事例は、多様性に富んでいた。
「ほんとに、個別性が高い」「マニュアルによらないところが、大きいん
ですよ。ほんと、ケースバイケースっていうのが、まさに当てはまる
と思って。もう、常にどんなケースがきても、あっ、こうだって思えな
いんですよ。全部、悩むんです」。同じような事例が、少なく、いつ
も新しい事例のように感じられるため、経験が容易に積み重ならなかつ
た。対処方法が、推測できるように見通しをもった理解がされにくいた
めに、対処行動のわからなさから不安や心配が緩和されていかなかった。

「困惑」は、「成功体験のしにくさ」、「判断基準の曖昧さ」、「裁量権限
の意識」、「教えられている感覚の乏しさ」をサブカテゴリーとした。2
年、3年の経験を重ねても、達成感や成功感を持たずにいた。「全然、
達成感が、ないですよ。何かここまできたから、はい終わり、合格
みたいなの。自分が行っていることの妥当性が、わかりづらいことが語
られた。何か解決したという手応えをつかみづらく、これでよいとい
う肯定感が蓄えられていかなかった。教えてもらっている感覚も乏しかつ
た。「誰も教えてくれないってところがあったりするので、孤立感
とか閉塞感みたいのを感じたっていうのは、正直ありますかね。それは、
今もちよくちよく感じることはありますし」と、職場への不信感や孤立
感を招いていた。どうしていいかわからない困惑には、判断基準の曖昧
さと事態に対応する者が持つ裁量権限の乏しさが関与した。「ほんとに、
混沌として答えがないみたいなの。基準が、全然わからないし」「児童相
談所の場合は、児童福祉法という曖昧なものしかなくて、まさにもう人

対人みたいなどころがあるんじゃないかと、今でも思ってるんですけど」。判断基準の曖昧さには、業務を支える法律の特徴もあった。判断基準の曖昧さに加え、自分の判断でどれほどの裁量が可能かも曖昧であった。「情けない気持ちになるけどね。そんなことまで聞かなきゃいけないのかって。保護[補記：生活保護の略]の時は自分で全部ね、ある程度任されて、(略)自分で決めてたけど」。事態の厳しさに比べて、自分のもつ裁量権限が乏しいほど、事態に直面することへの負荷は大きくなった。

「理想化」は、経験の有無をフィルターにして自分を評価しようとする「経験のフィルター化」と「児童福祉司像からの距離」をサブカテゴリーとした。どうしてよいかわからないほど、無力な自分と自分に足りないものである子育て経験や他の人の能力が、意識されていた。「この職場には、経験者が来るべきだと思いますよ」、「経験豊富な人がやった方がいいんじゃないですかって思ったんですけど」。自分は経験がないから対応できていないけれども、経験のある人はできていると、経験の有無をフィルターにして、子育て経験や他職場経験のある人に対する理想化を生んでいたととらえられた。他職場経験があるからといっても、どういう経験をしてきたかによる。子育て経験も、すぐに生かせるとは限らない。「あたしも何か児相に来るまでは、もうちょっと自分の子育て経験とか生かせると思ったんですけど。全然だめでしたね。逆に子育てしてるから、(略)最初の頃とか、なんでそんなふうを考えるのかな、全然わからないっていう・・・」と、むしろ、自分の経験との違いに、戸惑いを大きくする場合もあった。それに加えて、社会から期待されたこうあるべきという理想的な児童福祉司像から引き算をするように、自分と児童福祉司像との距離を測る見方が生じていた。

「消耗」は、「心理的な傷つき」と「心理的疲労の存在」のカテゴリーから構成された。心理的な傷つきは、保護者からの罵倒や非難からの「避

けられないダメージ」と援助家庭の子どもや保護者の「死を受け止める難しさ」であった。児童相談所は、状況によっては保護者の意向にかかわらず親子分離へと家族への介入を行う。対立する保護者は、児童福祉司の個人的なことも引き合いに出して、不満を訴え、分離に反発する。児童福祉司が女性であれば、結婚をしているか、子どもがいるかと個人的なことに話を向けて、子どもがいなければわからないだろうと非難された。介入が家族の死の原因であると言われることも起きていた。保護者が自殺をして、残された家族から「あなたの対応が悪かったせいで」と投げかけられた言葉の記憶が、繰り返し語られた。児童福祉司は、子どもの一時保護や里親委託、施設入所などの援助をした後に、子どもと保護者が再び一緒に暮らすことができるようにと保護者と協働していく展開を求められる。保護者から罵倒や非難を受けたダメージを残しつつ、子どもと保護者の関係を調整することは、難しい作業となっていた。

子どもはもちろん援助としてかかわっている家族の死は、業務に与える影響が大きい。12人のインタビューのうち、3人から死に関する語りが聞かれた。数ある相談機関の中でも、児童相談所が特殊な相談機関であることが、改めて認識される結果であった。「もう常にどきどきしながら、ほんとにこの子は大丈夫かなとかずっと思って。いつ死ぬんじゃないかって思って。そんなのばっかりですね」。いつ起こるか分からない、それでいてこれで大丈夫と保障を得ることの出来ない死に対する心配と不安は、担当する家族の死を経験した児童福祉司だけの問題ではない。自分にも起こり得ると、それぞれの児童福祉司にも心理的疲労を生じさせていたと考えられた。「常に考え、気になるケースはいくつか頭の中にずーっとあってー」。一度、心配になるときりが無いために、どこかで切り換えなければならぬ。切り換えは簡単ではなかった。

心理的疲労には、仕事のことが頭から離れない拘束感による疲労も含

まれた。子どもがまた被害を受けるのでないだろうか、また保護者が加害をするのでないだろうか、どうしていいかわからないと、不安や心配と無力感が続く。そうした持続は、重圧感となって徐々に疲労として蓄積されていったことが察せられた。心理的に疲労してくると自分自身への信頼の揺らぎがみられた。「…何かでも大きなことをやらかしてしまいそうですよ。わたし」…「はい。何か重大なミスとか」…「あー、何か子どもが死亡しちゃったとか」。

こうした語りによって代表されるように、常に仕事に追われていて、業務をこなし切れない焦燥感や重圧感、マスコミや関係機関を含め多方面から受ける圧迫感の存在がうかがわれた。これらが、身体的な疲れだけでなく、心理的な疲弊へつながり、心身の消耗へと至っていることが推測された。

主要カテゴリーの最後である「しのいでいる困難」は、「支えられている感覚」と「自分を励ます工夫」のカテゴリーから構成された。インタビュー時、児童福祉司は、どういう局面であれ、やってくる局面に対して、乗り切ろうとしている真っ最中の日々を送っていた。そのときに力になっていたのが周囲に支えられている感覚と、乗り越えた未来の自分を描く力、現在の困難が役立つものであったと意味づける力であった。「まあ、そうはいつでも、係としてはチームワークっていうかあるから、何かあれば協力し合うとかまだできているから、まだ頑張れているんで。これが、職場の人間関係も悪かったら、まあ、ダメでしたよね」。「何か、でも、いい経験になってたらいいなって。振り返って。5年後、10年後とか。どうだろ。あん時も、あったなーって」。対外的に厳しいことが多いため、内部である職場、特に同じ係の人間関係から支えられている感覚を得ることの影響は大きい。そして、未来の自分からみて、現在の困難がよい経験となっていると今を意味づける作業が、自分を励まし支

える自助努力の工夫となっていたと考えられた。

IV 総合考察

3年未満の児童福祉司のアイデンティティ形成について探ることを目的に本研究は行われ、首都圏のある政令指定都市の2年目、3年目児童福祉司を対象にインタビュー調査を実施した。その結果、今回実施された質的データの分析から2年目、3年目児童福祉司の職業アイデンティティは、「リアリティ・ショック」、「着実な変化」、「わからなさ」、「消耗」、「しのいでいる困難」の5つに代表される経験をしながら形成されていくと考えられた。5つの経験それぞれの大きさや強さは、児童福祉司となった職員の経歴や直面している事態と時期によって異なった。最初に経験するリアリティ・ショックの他は、経験に一定の順序があるというわけではなかった。5つの経験は、配属から3年目までの間に繰り返されながら、常に進行形であるにとらえられる。

インタビューは、インタビュー・ガイドに沿って行った結果、虐待に関する内容が全体を占めた。業務における、又は、意識における虐待に関する援助の比重の大きさがうかがい知れる。5つの経験は、虐待に関する援助にかかわってのものである。児童福祉司は、児童相談所の職員であるだけに、児童相談所の業務がどう変わるかによってその影響を受ける。児童相談所は、時代に応じた社会から与えられた子ども家庭支援の役割を担っている。それとは別に、児童相談所自らが、児童相談所のアイデンティティをどう形成するかを問う作業の開始と結果は、児童福祉司のアイデンティティ形成に及ぼす影響に大きなものがあると推測される。今後、虐待に対して児童相談所がどのような位置づけを取るかによって、児童福祉司のアイデンティティのあり方も変わってくると考え

られた。

1 本研究結果と先行研究との関連

本研究の結果は、岡本（2010）が提示した専門家アイデンティティ生成発達課題の初期段階を検証したものと位置づけられる。対象とした2年目、3年目の児童福祉司は、岡本の専門家アイデンティティ生成の段階における基本的信頼感から自律性の段階にある。新人として配属された1年目は、周囲への基本的な信頼感を獲得して、その先に進む土台となる年である。リアリティ・ショックは、2年目、3年目にも影響を及ぼし続けている。このことから、1年目に、職場体制の専門性に対する信頼を獲得することは、その後にとって必要なことと考えられた。また、新人が、自分はこの世界にいてもよいと思えるかどうかは、配属された1年目に直面する課題である。児童福祉司としてこの先経験を重ねていくことを肯定する感覚は、アイデンティティ形成の基礎となる。そして、岡本は、次の課題に、仕事世界における固有のルールを身につけて、ルールに合わせて行動していくことのできるようになる自律性を置いた。実際に、固有ルールの「わからなさ」は、自律性の課題達成の難しさをあらわすものとして主要カテゴリーに抽出された。児童福祉司は、2年目、3年目においても判断の基準が身につけにくく、見通しがもてずに、困惑が続いていた。業務では、組織での判断以前に、ルールに沿って情報収集なり関係者調整を行う個々の判断力と実行力からなる活動が既になされていることが前提となる。この課題が達成されないままでは、外的な要請と自分の判断と欲求のバランスをとりつつ、主体的に行動できる自主性の発達課題へと進むことは困難であろう。以上から、岡本が提示した専門家アイデンティティ生成発達課題の枠組みは、初期段階においては児童福祉司のアイデンティティ形成の理解を助けるものであったと考えられる。

しかし、本研究が対象としたのは、2年目、3年目の児童福祉司であった。岡本の提示した生成過程のうち、初期の特定の段階に限られている。したがって、全体としての検証を行えるものではない。全体的な検証は、今後の研究によって更に確かめられていくものであると考える。

2 主要カテゴリーである「消耗」の特殊性について

主要カテゴリーのひとつである「消耗」は、他の主要カテゴリーとは異なる性質をもつ。児童福祉司のアイデンティティ形成は、リアリティ・ショックから始まり、どうしてよいかわからないことが続いて消耗しながらも、困難をしのいで、着実な変化を示す、それぞれの自己物語でもある。物語には、語り得ないことが存在するといわれる（浅野，2001b）。語り得ないことの中には、語る私にあって、語られる対象化された私からは消失してしまうものがある。アイデンティティ形成の物語において、語り得ないことは、主要カテゴリーである「消耗」にかかわることであった。「引き継ぎで、前担当と一緒に行ったおうちで、あまりに子どもの悪口、子どもの目の前で言うのに、すごい不快で、（略）やっぱりね、聞くに堪えられないくらいですよ。子どもがいないところで悪口言うならまだいいんですけど。本人の目の前でね、ここまで言うかっていうくらい散々子どものことを言うわけ。（略）子どもが可哀想で」。これは、分野の異なるいくつもの社会福祉現場を経験してきたベテラン社会福祉職員である児童福祉司の語りである。ここで語られる聞くに堪えられない言葉に曝されているのが、児童福祉司の日常である。子どもが傷つけられる虐待の加害被害の話や子どもが負わされた怪我を見ることから生じる心理的負荷を表す語りは、インタビューにおいて他ではほとんど聞かれなかった。

専門職ゆえに、虐待の話を書くことは業務として当たり前という感覚が、相当の負荷であっても負荷として認めにくくなっているのではない

かと考えられた。実際には、様々な経験をしてきたベテラン社会福祉職にとっても「すごい不快」なのである。児童相談所長としても職員を指導していた児童精神科医の金井（2009）は、「情報収集の際の基本のひとつは「具体的であるべき」ということです」と繰り返し述べている。研究協力者は、情報収集のために虐待の加害・被害の具体的な話を細かに聞いている。

たとえしつけという目的であっても子どもが大人から暴力を受けている話を聞くこと自体、心理的負荷が高い。ハーマン（1992/1999）は、外傷には伝染性があり、治療者は、患者と同一の恐怖、怒り、絶望を体験し、必ず過去に受けた個人的外傷体験を再活性化すると、治療で話を聞くことの影響を示している。パールマン（1999/2003）は、心的な外傷が、暴力や被害の写実的な描写に間接的に曝されることによっても生じる代理トラウマを論じる。児童福祉司は、治療者でなくとも虐待の話聞くことの影響は相当にあると考えられる。パールマンのいう代理トラウマが生じていてもおかしくない状況である。

5つの経験の中で、「消耗」は、経験を重ねるごとに専門家として向上していく方向とは異なる方向をもつ特殊性をもつものである。2年目、3年目だけでなく、その後のアイデンティティ形成にも影響が大きい経験であると推測される。

3 本研究の意義と限界

本研究の意義は、これまでほとんど焦点を当てられずにきた児童福祉司のアイデンティティ形成に注目して、どのような経験をしてアイデンティティが形成されていくか理解する手がかりを得たことである。人材育成において、新人から2年目、3年目の児童福祉司は、特に育成の働きかけが必要とされる。本研究の結果が、それぞれの自治体でこれまで行われてきた育成方法の質を高める参考のひとつになればと考える。

具体的な提案は、次のとおりである。専門職として1年目は、計画的な研修受講だけでなく、ベテランとペアになって、ケースを担当するようなしくみが必要であろう。職場にとっては、専門職の職場として、新任職員の信頼を得ることが、課題である。課題に取り組む手段として、経験を補うために事例検討の持ち方を工夫活用して、様々なルールが身につくよう発達課題である自主性への橋渡しとなる働きかけが望まれる。さらに、課題は、心理的な傷つきと疲労の予防と対策である。子どもが被害を受ける話は、刺激価が大きい。虐待の様子を聞く、被害写真を見る、どんな虐待をされていたか記録を読むということにも、人を傷つけ疲労させる要素があることへの理解を促す必要がある。また、日々の業務で、大きな展開は望めなくとも、小さなことは少しずつ実現していることがあると推測される。小さな達成を認め合う感覚を養うようにしたい。

限界は、本研究がアイデンティティ形成の部分的な発達課題にとどまり、全体を通じた理解となっていないことである。今後の課題として、全体を通じた理解には、経験年数、人数ともに広範囲にわたるものが望まれる。定点観察のような継時的な研究も必要である。研究協力者もひとつの政令市に限定されている。同じ児童相談所といってもそれぞれの地域により違いがある。より一般的なものとするためには事情の異なる自治体の研究協力者も求められる。アイデンティティ形成の更なる理解には、ひとつの方法だけでなく、量的データを用いた分析も必要と考える。

また、筆者が直属の上司ではなかったものの、同じ市の児童相談所において職員を育成する側にあったことも限界のひとつであった。上司への不満は、わずかしか語られなかった。インタビューという方法を用いたため、育成体制への不満が語られても、上司への不満は直接表出しにくかったのではないかと推測された。そのため内容に不足した部分が生

じた可能性は残った。加えて、筆者が、研究協力者と同じ市の児童相談所職員であることで「ローカルなことばでのやりとりができる」(呉, 2004)だけに、相手の言葉を容易にわかったと勘違いしてしまう誤解が生じていた危惧もある。結果と考察は、そうしたデータから導かれたものである。

最後に、研究協力者の2016年7月1日現在について記す。

表5

| 研究 協力者 | 現在 | 研究 協力者 | 現在 |
|-----------|-------|-----------|-------------|
| A | 他職場勤務 | G | 他職場勤務 |
| B | 他職場勤務 | H | 他職場勤務 |
| C | 他職場勤務 | I | 他職場勤務 |
| D | 他職場勤務 | J | 他職場勤務 |
| E | 他職場勤務 | K | 昇任して児童相談所配属 |
| F | 他職場勤務 | L | 他職場勤務 |

謝 辞

本研究は、横浜市立大学大学院都市社会文化研究科に提出した修士論文の一部を加筆・修正したものです。本研究の調査に御協力いただきました研究協力者の皆様に厚く御礼申し上げます。また、今回の加筆・修正にあたり御指導いただきました横浜市立大学長谷川真里教授に深く感謝いたします。

文 献

浅野智彦 (2001a) 自己への物語論的接近－家族療法から社会学へ。勁草書房, 7-12.

浅野智彦 (2001b) 自己への物語論的接近－家族療法から社会学へ。勁草書

- 房, 14-20.
- Erik H. Erikson (1959) Identity and the Life Cycle 1959 by International Universities Press, Inc. 1980 by W. W. Norton & Company, Inc. 西平直・中島由恵訳 (2011) アイデンティティとライフサイクル. 誠信書房, 7.
- 呉宣児 (2004) 知り合いをインフォーマントにする. 無藤隆 (編), 質的心理学. 新曜社, 129-130.
- グレッグ美鈴 (2007) 質的記述的研究. グレッグ美鈴・麻原きよみ・横山美江 (編著), よくわかる質的研究の進め方・まとめ方. 医歯薬出版, 54-72.
- Herman, J. L. (1992) Trauma and Recovery. Basic Books, A Division of Harper-Collins Publishers, Inc, New York. 中井久夫訳 (1999) 心的外傷と回復. みすず書房, 217.
- 岩田充宏 (2009) 児童相談所のソーシャルワーク 杉本貴代栄・須藤八千代・岡田朋子 (編著) ソーシャルワーカーの仕事と生活 学陽書房, 87.
- 金井 剛 (2009) 福祉現場で役立つ子どもと親の精神科. 明石書店, 157.
- 川松 亮 (2012) 貧困を背景とした子どもの虐待に対する支援. 斎藤幸芳・藤井常文 (編) (2012) 児童相談所はいま—児童福祉司からの現場報告—. ミネルヴァ書房, 102.
- 川崎二三彦 (2006) 児童虐待—現場からの提言. 岩波書店, 118.
- 厚生労働省 (2015) 平成27年度関東甲信越地区児童相談所長会議 厚生労働省行政説明資料.
- 厚生労働省 (2016) 平成28年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議 厚生労働省行政説明資料.
- Kramer, M. (1974) Reality Shock; why nurses leave nursing, C, V, Mosby 前田マスヨ (監訳) American Academy of Nursing 編 (1985) マグネット ホスピタル—魅力的な病院づくりと看護管理 資料編. メヂカルフレンド社, 129.

- 久富善之編（2008）教師の専門性とアイデンティティー教育革新時代の国際比較調査と国際シンポジウムから．勁草書房，8, 23.
- 増沢 高（2012）虐待を受けた子どもの喪失感と絶望感．こころの科学．日本評論社，41-45.
- 岡本祐子（2010）陶器職人における専門家アイデンティティの生成と継承 I 一鳥袋常秀氏の人と仕事をめぐって一．広島大学心理学研究，10, 121-145.
- Pearlman, L. A. (1999) Self Care for Trauma Therapists: Ameliorating Vicarious Traumatization. In Stamm, B. H (Ed.) , Secondary Traumatic Stress: Self-care issues for clinicians, researchers, and educators. second edition Sidran Press 小西聖子・金田ユリ子訳（2003）トラウマセラピストのセルフケア．二次的外傷性ストレス，誠信書房，63-64.
- 斎藤幸芳・藤井常文（編）（2012）児童相談所はいまー児童福祉司からの現場報告一．ミネルヴァ書房．
- 厚生労働省（2006）今後の児童家庭相談のあり方に関する研究会，3．
- 高橋重宏（2009）児童福祉司養成校のカリキュラム等のあり方に関する研究 平成20年度児童関連サービス調査研究等事業報告書 財団法人 子ども未来財団，1．
- 高橋重宏 主任研究者（2010）児童相談所児童福祉司の専門性に関する研究．日本子ども家庭総合研究所紀要 第47集，4．
- 田尾雅夫（2001）ヒューマン・サービスの経営ー超高齢社会を生き抜くために一．白桃書房，6．
- 鎗幹八郎編（1997）アイデンティティ研究の展望Ⅳ．ナカニシヤ出版，184.
- やまだようこ（2000）人生を物語ることの意味ーライフストーリーの心理学．やまだようこ（編），人生を物語るー生成のライフストーリー．ミネルヴァ書房，1-3．

中国における農民工の権利改善に関する 草の根NGOと企業の連携についての可能性

袁 帥*

1. 問題意識

2014年度の中華人民共和国（以下「中国」という）における農民工総数は、中国統計局の調査によると2億7395万人である（国家統計局2015）。また、この人数のうち大半を占める1億6821万人は長距離移動をして就労している農民工である（国家統計局 2015）。本論において、農民工とは、中国において農村戸籍を持ちながら、都市部で農業以外の第二産業および第三産業に就労する者をいう。すなわち、改革開放政策の実施以降、都市部での経済成長にともなう労働力の不足によって、従来農村部に固定されていた剰余労働力が都市へ移動し、農業以外の産業に就労するようになった者である。

経済発展至上主義をとっている中国社会において、農民工は長時間、低賃金の労働で都市部の発展を支えたにもかかわらず、戸籍の二元管理制度（以下「二元管理戸籍制度」という）によって、農民工の権利は現在もいまだ侵害されがちである。この原因には政治、経済、社会など様々な方面からの要因がある。一方、政府の主導力が大きい中国において、市民活動の代表であるNGO団体、特に草の根NGO団体と呼ばれる組織は政策的に、二重管理による制度的制約や組織自体が抱えている人材流失などの問題を抱えている。本稿は、今後、農民工への権利侵害を改善

* 都市社会文化研究科博士後期課程在籍中

し、社会全体が農民工問題の解決に向かうには、草の根NGOと企業の連携にこそ可能性があると主張し、これを示すためのものである。

2. 農民工問題解決に関する政策の実施と限界

(1) 国務院の問題解決政策とそれに対する古賀（2000）の指摘

2003年に中国の国務院は農民工問題の解決に対して、以下の6項目に言及した。1. 農民工に対する差別的な政策法規および不合理な費用徴収の撤廃、2. 給料未払い問題の解決と権利の保障、3. 農民工の子女の義務教育問題の解決、4. 農民工への職業訓練の実施、5. 居住条件や生活環境、労災保険などの就業環境の改善、6. 農民工に対する管理およびサービスの提供などの6項目である（岳2007：309）。

しかし、2014年に至っても、国務院が農民工問題解決のために提言した6項目は成果を挙げていない。古賀（2010：205）は、この原因は地方政府、企業、都市住民、農民工の全てに問題の要因があると指摘している。この指摘は具体的には、以下の通りである。

地方政府による要因は、都市住民の利益を優先して、農民の利益は二の次にしていることである。さらに、財政収支の悪化は指導者の評価が下がることにつながるため、地方政府は、農民工へのサービスを提供するための財政負担をできるだけしないようにしている。つまり、多くの都市政府は旧来の二元管理戸籍制度を盾にして、農民工の権利保護に消極的であると指摘しているのである。

企業による要因は、利益を最大化するためにコスト削減を行おうとする点である。これは、合法的な範囲内で行われることは当然のことであり、競争原理に照らせばむしろ好ましいことと言えよう。しかし、現在の中国の法律では農民工への給料の遅配や未払い、社会保険に加入させ

ないことなどの違法行為に対し厳しく罰する法制度は整えられていないこともまた事実である。そのため、法律で罰せられるまでコストを削減する企業が多いという指摘である。

都市住民による要因とは、長年実施されてきた二元管理戸籍制度によって、都市住民は農民工に対して優越感を感じており、都市住民には農民工と一緒にされたくないという意識が強いということである。多くの都市住民は、二元管理戸籍制度を、深刻なものと認識していない一方で、治安や生活環境の悪化など、農民工が引き起こす問題には敏感になりつつある。そのため、このような都市住民の意識に、地方政府も配慮せざるを得なくなっており、都市住民の意識も農民工問題の解決を遅らせる要因となっているという指摘である。

農民工自身の要因とは、農民工自身にも伝統的な概念が定着しており、社会保障という概念が浸透していないことである。そのため、社会保険料を支払う意識が欠けている。また、法律に対する理解が不十分であるため、自身の権利が侵害されたとしても、正当な利益を主張する方法を知らない。また、農民工は、農村に請負の土地を所有しており、最悪の場合は農村に戻ればいいと考えている傾向があり、都市の社会保険への加入意識に欠けている。

以上、古賀（2010：205）が主張する農民工問題に対し中国政府の政策による改善が、効果を発揮しない諸々の原因である。この指摘は、政府・企業・都市住民さらには農民工自身というさまざまな要素に焦点を当てて分析することで、政策による農民工問題解決が進まない理由を巨視的に考察していると評価できる。しかし、その一方で常に変動する中国社会において、古賀（2010：205）による各社会主体に着目した原因分析は、不十分かつ一側面しか論じてないという問題もあると筆者は考える。（2）以下で、古賀（2010：205）の指摘の不足部分の指摘を行い

たい。

(2) 地方政府に関する原因分析への疑義

地方政府の要因に関する古賀（2010）の指摘に対して、以下のように述べるができる。国家主導が強い中国社会において、農民工問題の改善を行う主体は政府であるに違いない。古賀（2010）によれば地方政府は都市住民の生活水準や企業利益による政府の業績への貢献に配慮することにより、二元管理戸籍制度を盾にして中央政府による農民工改善政策を二の次にするとしているが、それだけでは説明しきれない部分が存在する。業績重視がなされていても、中国全ての地方政府が、このような理由で農民工問題の改善を先延ばしにしているわけではない。

例えば、江蘇省昆山市では以下のような実例が確認できる。江蘇省昆山市は元々農業県であった。改革開放政策実施以降、豊富な資源を活かして、外資企業を受け入れることによって、第一産業から第三産業への経済構造の変化を成功させている。2005年まで外部からの移動人口数は70万にのぼり、その中で農民工数は85%を占めている。社会的資源の立場から見ると中小都市である昆山市の財政にとって、農民工への配慮は都市住民の福祉を引き下げることや企業の利益を縮小させるという大きなリスクを背負うことが考えられる。しかし、昆山市の発展に貢献する農民工に対し、昆山市政府は2000年から統一した就労状況を整えたうえ、差別的な小学校入学条件を撤廃し、農民工の子女にも教育を受けられるようにした。

このような実例が増えつつある理由は、経済至上主義の副作用とも言える問題が顕在化しているからである。つまり、改革開放政策が実施され、経済発展が第一という方針が採用されてから、環境問題や衛生問題など都市住民に関わる問題はもちろん、農民工問題の深刻化による社会の不安定に地方政府は頭を悩ませているのである。また、ある程度裕福

となった市民層にとっても、お金を稼ぐことはもちろん重要であるが、徐々に生活環境の質的問題にも関心を持ち始めている。それにより、地方政府の業績評価も、単なる財政収支だけでなく、社会の安定化や環境状態も重視されるようになってきた。つまり、都市住民の重視や企業利益を守ることのみが業績評価となるという認識は、このような変わりゆく地方政府の存在を無視しているのである。さらに、2014年から中央政府に戸籍制度をなくすという動きが見られる。二元管理戸籍制度がなくなれば、地方政府がこの制度を盾に、中央政府の改善政策を事実上行わないということもできなくなるとも言える。

このように、都市の経済発展を重視するため、農民工問題の解決を二の次にする一部の地方政府も存在するが、地方政府の業績評価基準は社会の変化とともに変わりつつある。それは、地方政府も社会の安定を図るために、農民工問題の改善に力を入れることが考えられるということである。また、戸籍制度の見直しを通じて中央政府と地方政府の意図の違いにより、農民工問題が改善しないという現実はなくなっていくとも考えられる。以上のように、古賀（2010）による農民工問題の改善に関する地方政府と中央政府の対峙という説明は不十分であり、中国の社会発展を考えると現在はさほど大きな原因とは言えないのではないかと考えられる。

筆者は、農民工問題が改善されない重要な原因の一つは中央政府の政策の実施を保障する法律や法規の実効性の低さおよび監察部門の不作為にあると考える。つまり、法的な手段による農民工の権利を保護することが困難であるということである。農民工問題に関する法律については、2008年が転換点であると言える。

2008年より前には、農民工の正当な労働、生活に関する権利を保障する法律が事実上存在してなかった。そのため、農民工に対する権利侵害

は頻繁に行われた。2008年に社会安定を図るために、労働契約法が施行された。この労働契約法は、明確に農民工の正当な就労の権利について規定し、その保護も行おうとしている。具体的には労働契約法施行により以下のように状況は変化した。

従来は農民工の多くは臨時的な労働者として働いているため、同一業種、同一労働時間でも都市住民と比べてはるかに低い賃金を受けざるを得ない状況だった。また、賃金の遅配や未払い問題が起こっても、それに対する権利を主張することができなかった。福祉の面に関しても、二元管理戸籍制度のために都市部の社会保険に加入することもできなかった。しかし、労働契約法の施行により、賃金の同一化が保障され、賃金の未払いに関しては、労働局で仲裁を求め、三倍の賃金を賠償金として要求できることになった。そして、もっとも重要なのは、会社の義務に農民工にも都市の社会保険に加入することを加えた点である。労働契約法は、中央政府の指導政策ではなく、実効性を持った法律で、農民工の権利を守るということに関して大きな進歩を果たした初めての法律である。

しかし、現実には、法律通りに運用されなかった。監督部門が見逃すことにより、農民工の権利が守られない恐れがある。つまり、雇用側が農民工の法律に関する知識の少なさを利用して、書面による雇用契約を結ばないまま就労させるのである。そして、給料の遅配や未払いあるいは労災が生じた場合、農民工は複雑化された雇用関係によって、真の雇用者が誰か分からず、中国労働局に仲裁を求めても直接関わった包工頭に責任を追及する以外の方法がないということである。ところで、中国労働局の「労働関係に関する事項の通知」によると、労使関係で仲裁が適用できる場合は労働者個人と企業という法人の間だけに限定されている。包工頭は法律上法人格を持たない自然人である。そのため、中国の

「不法行為責任法」第34条により、自然人同士の労使紛争は裁判所で判断されることになる。そうすると、裁判で包工頭を起訴しても、労使関係を立証する書面上の証拠は不十分となるため、農民工は敗訴するケースが多くなってしまう。

ところで、労働監察部門の役割は雇用側の不正を見つけ、農民工問題を事前に防ぐことおよび問題の処理である。しかし、全国1億6610人の遠距離移動した農民工に対して、中国における監察部門の専任監察員は1万9千人、兼任監察員は2万4千人に過ぎない。また、兼任監察院の方が人数として専任監察員より多いため、監察部門の農民工問題に対する責任感は低く、執行力が不十分であるとも指摘されている。佟（2008：267）によると、監察部門の役員は農民工問題の解決に消極的な態度をとっている。つまり、多くの場合、雇用関係を証明できる書類を持ってないという理由で、相談に来た農民工を追い払ってしまうのである。また、違法行為が行われていることがわかって、何らかの理由をつけて行動に移さない、もしくは即時に違法企業と雇用側に処罰を与えることをしないことも確認されている。このような監察部門の態度では、企業側および雇用側に対する抑制力が発揮されない。企業側および雇用側は、今までと変わりなく農民工の権利を侵害し続けることになる。つまり、法律上は権利保障のための条文が創設されても、農民工問題の実態は変わっていないと指摘できるのである。

（3）企業に関する原因分析への疑義

企業の要因に関して、古賀（2010）の指摘によれば、企業は、市場競争に勝つためコストを削減しようとしている。また、中国において明確に処罰を規定した法規が存在しないため、違法ではないと解釈できるグレーゾーンにあるうちは、農民工に対して社会保険に加入させなかったり、給料の遅配や未払いなどが行われていることも農民工問題の原因の

一つである。しかし、古賀（2010）の指摘には二点欠陥が存在する。一つ目は、中国における経済市場に参加している企業はその種別によって状況が大きく異なるという現実を無視して、一部のみで起こっている問題を全体の問題であるかのように論じていることである。二つ目は、経済市場において包工頭の存在が雇用関係を不明確にしていることを指摘せず、一律に企業による侵害行為が原因としている点である。以下、この二点を順に見ていく。

中国における経済市場に参加している企業の種別は、大きく国営企業、外資企業および私営業の三種類に分けることができる。この三種類の企業と農民工問題の関わりについて、その企業の特質と社会の状況を踏まえて考える必要がある。

国営企業とは、文字通り国家が所有し、経営する企業である。特に社会主義国家である中国において、その存在は特に重要なものに位置づけられる。改革開放政策実施以後、外資系や私営企業といったライバル企業が出現し、かつてほどの重要性は薄れてきているものの、その影響力を保ち続けている。中国では、市場経済制度採用以降は、国営企業はあらゆる企業の模範となるべきものと認識されている。そのため、国営企業では、農民工の就労状況や賃金待遇に関して状況は大きく改善されている傾向にある。

一方、外資企業は、従来中国政府はその受け入れを拒否していた。しかし、改革開放政策実施以後、中国の経済市場の活性化のために、外資企業は積極的に受け入れられるようになった。外資企業は、中国の膨大な市場ニーズ、安価な労働力および豊富な資源に魅力を感じ、次々と中国に工場を開いていった。当初は、外資企業も古賀（2010）の指摘通り農民工に対して、社会保険の未加入、給料の遅配や未払いなどを行っていた。しかし、現在農民工自身の権利意識の向上および農民工自身頻繁

に転職を求めるため、企業側の人件費は高騰している。つまり、外資企業にとって、農民工にいかん継続的な就労をしてもらうかが課題となっており、農民工問題の改善が進まない企業は少なくなっていると言える。

私営企業も80年代以前は認められていなかったが、外資企業と同じ理由で改革開放以降、私営企業が続々と誕生した。外資企業と違い、私営企業は社長単独の意志により企業利益の最大化を追求することが特徴となることもある。特に、地方における私営企業は、地元の人脈を活かして農民工の権利が明確に侵害されるまで利益を追求することが多い。

また、先に農民工問題の改善が進まない理由の一つに包工頭という言葉られる人々の存在が大きな影響を与えているとも述べた。農民工は、低学歴で熟練した技術がないため、就労場所の傾向として建築業、製造業およびサービス業が大部分を占めている。その中でも、建築業界においては、農民工の権利が侵害される割合が他の業界と比べて圧倒的に高くなっている。この理由には、包工頭の存在が挙げられる。

包工頭とは企業から仕事を受けて、農村で大量の農民工を集めて都市部に移動させ、仕事させる仲介役的な存在をいう。包工頭は農民工を管理するのみで、直接労働に参加しないこともその特徴の一つである。包工頭およびこれに類似する者の存在は、農民工の権利を守れていない原因の一つと言える。つまり、包工頭の存在は、労使関係を混乱させているのである。本来、企業と労働者は雇用契約書により、その権利や義務が明示されているはずである。または、企業はコスト削減のために、派遣会社を通じて労働力を確保するものである。しかし、包工頭からの仲介の方が、費用も安く、安価な賃金の労働者を得ることができるのである。つまり、企業側が、コスト削減を考える場合、包工頭を利用する方は都合がいいのである。結局、企業側は合法的な派遣会社を利用することを避け、より低コストである包工頭の仲介を利用することになる。し

かし、実際の現場においては、企業⇒包工頭⇒農民工という形に必ずしもなるとは限らない。包工頭の間でも、その仲介を繰り返して、その中間搾取を行う（企業⇒包工頭⇒包工頭（繰り返し）⇒農民工）というパターンが生じる。この場合、雇用者と労働者の間の雇用関係は複雑になる。そして結局、雇用関係が分かりにくいものになり、労使紛争が生じても、農民工にとってその責任者に責任追及をすることが困難になっている。

包工頭という存在が、農民工問題の改善において大きな影響を与えているにもかかわらず、古賀（2010）は包工頭の存在を無視し、企業の責任のみを指摘している。つまり、単に企業はコストを削減するために法律を明確に違反するまで農民工の社会保険の未加入や給料の遅配、未払いなどを行うことが農民工問題の原因のひとつであるとする古賀（2010）の指摘には不十分な点があるということである。

（4）都市住民に関する原因分析への疑義

農民工問題の改善が進まない原因のうち、都市住民による影響について古賀（2010）は、都市住民は農民工に対し優越感を持ち、農民工とは異なっているという意識と農民工を社会的不安要素として見なしていることを指摘していた。しかし、筆者はそれに加えて一部の都市住民と農民工の社会的階層に大きな差異がなくなっていることも原因の一つになると考える。

都市戸籍と農村戸籍による二元管理戸籍制度を通じて、都市住民と農村戸籍を持つ人たちが受けている就労状況、教育環境および福祉制度の享受に関しては天と地ほどの差が存在する。これにより、都市住民の一部は、都市部に移動して就労する農民工に対して、絶対的な優越感を持っている。ところが、その一方で、都市住民同士にも、学歴と能力の差異により、社会的格差が存在している。本来、都市住民と農民工には圧倒

的な生活レベルの差が存在するはずなのだが、底辺に近い社会階層で生活している都市住民と農民工の間には、居住環境、生活状況などについて大きな差異はなくなっている。つまり、一部の都市住民は農民工に対する優越感を失い、肉体労働の職場を農民工に奪われ、農民工に対する逆恨みの気持ちが芽生え始めたのである。

(5) 原因分析への疑義を総括して

ここまで、古賀（2010）が提示する農民工問題の改善がうまくいかない原因に対する疑義とそれに対する筆者なりの意見を述べてきた。これらを総括すると、問題の改善が難航する原因は、以下のようにまとめられると考えられる。

政治的な側面の原因については、政府による法律や監督制度の不健全性が原因と言える。経済的な側面の原因は、私営企業による利益の最大化を目的とした、包工頭による雇用関係の不明確さが挙げられる。そして、都市住民には社会階層の境目が不明確になることに対する嫌悪感がある。また、農民工自身の、世代間の意識の違いなどにも間接的な原因があると考えられる。

深刻化する農民工問題に対し、政府が打ち出している政策では、時間をかけてもその効果が認められない。理由としては、政治的な側面、経済的な側面、都市住民の意識および農民工自身に原因があると考えられる。このように、中国社会において社会に存在する様々な要因が、農民工問題の改善を難しくしていると言える。このような厳しい状況に陥っている農民工問題の改善について、筆者は草の根NGO団体を代表とする市民社会の力が、現状としては解決のポイントになると期待している。

3. 草の根 NGO が抱える諸問題

中国社会において、社会問題の改善をめぐる草の根 NGO 団体の活動が必要不可欠である。にもかかわらず、草の根 NGO は活動の実施や組織の拡大において様々な制限を受けていることも事実である。中国社会における草の根 NGO が抱えている諸問題について説明することを試みる。

(1) 資格取得の制限である「二重管理」

中国社会における NGO の活動は国家が承認する資格の有無によってその正当性や質が分かれてしまう。法定 NGO に認定される市民団体は社会に向けて活動する正当性が認められ、政府側からの資金や人材などの支援を受けることが可能になる。そして、最も重要なメリットは国家が一元的に公共事業を担ってきた社会環境において、一般大衆からの信頼を得ることができる。

一方、草の根 NGO 団体は、数が多く社会問題の改善をめぐる地道に活動しているにもかかわらず、正当な法人格を獲得できない理由として制度上「二重管理」の制約が挙げられる。つまり、中国では、NGO が法人格を申請するには、組織の日常的な業務や活動に対して責任を負う「主管単位」が要求される。行政機関や半行政的な人民団体などの「主管単位」となる権限を有する組織だけが認められているため、主管単位がないために登記できない団体も多い、登録管理を担う民政部門、業務を管理する「主管単位」による二重管理が存在するために、多くの草の根 NGO 団体は企業として登録して活動するか、不法な立場のままで支援活動を続けてしまう。

(2) 政府による非協力的な態度

政府による支援が NGO 団体にとって、組織の存亡にかかわる大きな要素であることは、特に国家主導が強い中国社会において、明白である。

しかし、市民組織であるNGO、特に草の根NGOに対して政府による態度が不明瞭なところが多いのが現実である。この不明瞭化が生じる原因について寥鴻は「政府による機能転換の必要性が共通な認識としてまとめられているが、どこまでが社会組織の担当に転換するかについて明白な政策や実施が欠けている。一部の行政部門も政府による機能転換について疑問視かあるいは拒絶的な態度を取っている」と指摘した（寥2010：69）。つまり、政府の内部では機能転換に対する認識の分裂により、市民組織に対し、草の根NGO団体に対して統一した認識がまとまっていないため、警戒しながら接することである。

政府による警戒的な態度は具体的に募金・免税対象の限定と競争の制限などの面において示されている。前述したように、政府から資金援助を受けられるのは法定NGOである。加えて、一般大衆が募金できるのは「公募」基金会であるために、法人格を持たない草の根NGOの資金調達が限られてしまい、直接その活動の規模や頻度に影響があるのである。政府は公募の資格を法定NGOである基金会に限定することによって、草の根NGO団体に活動の余地を与えている一方、市民団体であるNGOの規模と草の根NGO団体が頻繁に行う活動による影響力を抑制することが可能になる。また、免税制度をめぐる、王名は「政府による資金援助と免税制度が非営利組織の活動展開を支える重要な資金源の一つである」と指摘している（王2012：63）。これに対し、寥鴻は「中国政府が社会組織に対する税金の優遇政策が不備であり、優遇対象と範囲が狭い。全国の基金会と社会团体を合わせて72団体しか免税などの税金優遇政策を受けていなかった」と論じている（寥2010：69）。つまり、中国社会における税金の優遇政策は一部の法定NGOだけに留まっていたことが明白であり、草の根NGOなどの市民組織の資金が限られているため、納税分散、あるいは脱税で活動するおそれがある。

一方、政府側は競争の制限という原則を持って、草の根NGOの正当化を拒否し、規模をコントロールすることが可能である。競争の制限とは中国の『社会团体登録管理条例』にもとづき、「同一の行政領域内で活動内容が同じあるいは似たような組織設立される必要がない、このような民間組織からの申請を拒否する」というものである（康2011：39）。つまり、農民工問題の領域において活動している社会团体が存在するため、その団体と同じかつ似たような活動内容を行っている草の根NGOからの申請を一切受けないことにすることは競争の制限である。これによって、政府は活動領域内の市民組織数を抑制し、コントロールすることができる。また、一部の民政部門は積極的に活動内容が重なっている組織や存在する必要がないと認識している草の根NGOを積極的に取り締まったり、合併させたりもしている。

また、農民工問題の改善という領域における政府の対応が草の根NGOとの協働を行いながら、警戒的な態度を取っている両面性を示している。農民工問題の深刻化が社会的な安定に影響を与えているが、農民工問題の改善は経済の成長に悪影響を与えるおそれがあるため、政府側にとって敏感な問題である。そのため、農民工の権利を守ろうとする草の根NGO団体の活動に対して、政府の代わりに農民工問題の改善を行っていることによって、社会的安定が期待される一方、政府側にとって、草の根NGOによる組織の拡大や影響力の向上は政府の正当性が疑われることにつながるおそれがあるため、草の根NGO団体に対して活動する余地を与えていると同時に、草の根NGOに対して資金や人材などの支援どころか、二重管理や競争の制限などの規定を持って、草の根NGOを弾圧することが多い。

（3）草の根NGOにおける人材の不足やボランティアの確保

人材不足という面において、2010年に発表された「中国における公益

人材の発展現状と需要」によれば、中国全土に対する調査では、44.8%のNGO団体は3人以下の専属スタッフで活動していることが判明した。また、就労環境からみると、毎日10～12時間というハードな労働時間の割に、88.5%は給料が5000元以下で、37.7%の者は社会保険に入っていないことが明らかになった。このような状況により、給料などの待遇の低さが原因でNGO団体から離れる人材は79.7%に達した。

特に、人材流失をしている団体の56.5%が草の根NGO団体であり、ほかの社会团体や基金会社に比べると人材流失率は高くなっていることが示された。草の根NGO団体にとって、数少ない専属のスタッフによる組織の運営が、活動の実施や効率に影響を与えている。そのため、人材流失により組織の運営維持などの問題が深刻化している。さらにソーシャルワーカーなどの人材にとって、限られた資金で活動を維持している草の根NGO団体は魅力が感じられないのが実情である。しかし、草の根NGO団体にとって、人材不足が問題化されると同時に、今回の報告においてボランティア経験の有無が職業の選択に大きな影響を与えていることも示されている。これによって、人材を失った草の根NGO団体への人材受け入れは、まだ可能性があるとして示された。

ボランティアの確保をめぐる王（2012：63）は「非営利組織によるボランティアの動員規模と活動への参加に限界がある」と指摘している。その原因は中国独特の「上からの動員」である。具体的には、中国における若者（10代～20代）のボランティアは中国共産党青年団という行政組織を通じて集められ活動する。また、都市部の社区ボランティアは居民委員会が統一して集められることが多い（王2012：63）。つまり、中国におけるボランティアの動員や活動には行政機関の介入が一般的であると言える。これでは、ボランティア活動を志望する者が、草の根NGO団体に参加することは難しくなってしまう。また、行政部門の仲

介を通してボランティア活動に参加する者を確保することも困難であると言える。

4. 新たな可能性である草の根 NGO と企業の連携

改革開放政策が実施されてから、経済の発展と共に、公共領域を一元的に管理してきた政府が一部の領域から撤退し、企業や市民団体などの民間組織が参入できる空間ができた。これを背景に、農民工問題の改善という領域において、財政的な基盤が未だに脆弱であり人的資源にも乏しい草の根 NGO 団体が組織としての成長を遂げ、農民工問題を改善するための活動を効果的に行うには、草の根 NGO 団体と企業の連携に注目すべきである。

(1) NGO と企業によるパートナーシップがもたらすメリット

松行康夫は企業と NGO のパートナーシップがもたらすメリットについて、以下、企業側と NGO 側に分けて提示した（松行 2003：36-38）。

まず、企業が、NGO 団体との連携を、経営戦略の一環として取り入れることにより得られる利点としては、NGO 団体と連携することによって、まずフィランソロピー活動が効果的に展開できることが挙げられる。企業はコミュニティのニーズをよく知り、専門的知識を持つ NGO 団体とパートナー関係を築くことによって、コミュニティ活動を円滑にして効果的に行えるのである。また、NGO 団体との連携を通じて、よい企業イメージを顧客や一般市民に与えることもでき、NGO 団体を通じて市場の動向や顧客のニーズを把握することができる。

次に、NGO 団体にとっての企業との連携の利点とは、資金の調達と経営手法が学習できる点が挙げられる。NGO 団体がその社会的使命を達成するために、専門的な活動を展開するうえで、安定的な財源を確保

することは不可欠である。企業からの経済的な支援は、活動の展開に極めて有効であると同時に、公的資金だけに依存して活動するより自発性を確保することができる。また、企業と協働して事業を進める際に、企業の経営から、アカウントビリティや成果主義など自己に不足している運営手法を補完することができる。

(2) 草の根NGO団体「小小鳥」および「協作者」に対する調査

筆者は中国で農民工問題解決のための活動を行っている草の根NGO団体である「小小鳥」と「協作者」に聞き取り調査を行った。調査の方法は以下の通りである。

小小鳥と協作者にインタビュー調査依頼の申し込みと事前に作成した調査用質問票を同時にメールで直接送り（2014年7月25日発信）、両組織の承認を受けてから北京の両組織の本拠地に訪問した。訪問中、事前に送った質問票に基づいて、小小鳥と協作者の代表者を含むスタッフ数人に対してインタビュー調査を実施し、同時に参与観察という社会調査の手法を利用して、農民工からの相談など草の根NGO団体の日常的な活動や仕事の処理などを身近で観察し、記録した。(3) 以下が、聞き取り調査に基づいて論じるものである。

(3) 支援の対象である農民工のポテンシャルへの注目

低学歴や非熟練スキルを持ち、建築業や製造業などの肉体労働を就労することに加えて政策によって、農民工は社会底辺でしか生きられない弱者でありながら、社会層の上昇も困難である。彼らを対象にして支援する草の根NGOの活動は賞賛に当値するものであるが、農民工という社会層に対して単純に社会的弱者に位置づけて支援することは農民工の潜在的な力を無視し、市民組織として大衆を巻き込むことや問題の改善という役割が実現できないおそれがある。支援の対象である農民工の本質を理解し、その潜在的な力を導き出せることが草の根NGO団体にとって、

今後重要な課題になる。

まず、農民工という社会層が持つ低学歴・非熟練スキルなどの特徴は必ずしも自身の能力の低さによって生じるものではないことだ。中国社会において、一時期では特殊な社会事情によって多くの人が教育を受けられなかった。それ以後、都市と農村による二元管理制度により、多くの教育資源が都市部に独占されているため、農村部における学齢児童が正規教育を受けることができない。これによって、農村部から移動する労働人口の競争力が低下する原因になる。しかし、多くの農民工が見知らぬ都市での就労をその勤勉さで補いその生活を維持することができていることは、その自身の能力に問題がないことを証明している。一方、多くの草の根NGO団体は農民工を最初から弱者であると位置づけ、活動しがちになる。

また、農民工に対する伝統的な認識論によれば、農民工の多くは金を稼ぐことなど個人に関わるもの以外に関心を持たない。休み時間の利用も酒やたばこ、博打や個人の行動に関わる娯楽を選択する傾向がある。しかし、支援の対象である農民工自身でもソーシャルワークに関心を持ち、ボランティアなどの活動を通して積極的に市民活動に参加し、ボランティアの担い手にもなりうる。以下三つの事例を紹介する。

事例1

A氏、女性、重慶出身で1990年広州に移動して就労することになった。製造業の工場での労働や家政婦などの仕事を経て、協作者の支援を受け、独学で中国国家承認のソーシャルワーカーの資格に合格した。今は協作者の専属スタッフになった。彼女にとって、協作者を通して同じ農民工にサービスを提供する仕事が彼女自身の潜在的な能力を引き出した。

实例2

B氏、男性、河南省出身で北京での出稼ぎをする際、賃金の未払い問題にあって、小小鳥に相談しに行った。問題の解決を契機にB自身も周りに同じ悩みを抱える農民工を小小鳥に紹介したり、空き時間を利用して小小鳥のイベントに積極的に参加し、小小鳥の仕事を手伝う。

实例3 協作者リーダーCと珠海の農民工ボランティアDとの会話

C：あなたは夜8時、工場に出勤し、昼間まで仕事するんだから、何で仕事が終わったら早めに帰って寝ないのか、明日も早番だろう。こうなったら疲れてしまうだろう。

D：毎日、仕事が終わって、すぐ寮に戻って寝たら、私はまるで電源を切ったロボットだ。次の日、電源を入れれば、また仕事するみたいだ。しかし、仕事が終わって協作者でボランティア活動をする際、私は他人と交流したら、あるいは図書館の本でも整理してから帰って寝るのなら、私は一人の人間として寝られるのだ。

以上、三つの实例は農民工に対する伝統的な認識に限界があることを示している。農民工と呼ばれる人たちは単純に金を稼ぐなど経済的活動を行うと同時に、一人の人間としてその尊厳を保ちたい。また、都市での生活の中において自分自身が必要とされたいという自己実現欲も強い。これらの願望を満たすために、農民工自身も受益者の立場から支援側に転換することが十分可能である。農民工という社会層には、ボランティアなどの市民活動の領域において今まで引き出されない潜在的な可能性を秘めている。それを正確に理解し、そのポテンシャルを導き出すことによって、草の根NGO団体は膨大なボランティア数を確保する同時に、その知名度や影響力を上げることが可能になる。したがって、政策上の制限により、資金源が制限されている草の根NGOは企業との連携により、

企業の工場を活動フィールドとして駐在することによって、安定な支援活動を実施することが可能であるうえ、企業ごとに参加者や協力者を獲得することも可能である。

(4) 中国の経済的变化にともなう企業とのパートナーシップ形成

1980年代から、実施されている改革開放政策により、中国の経済市場は、国営企業の独占から解放され、外資企業や民営企業の参入により、中国の経済的活動が飛躍的に活性化した。これに伴い、多くの人々が生活の質に注目し始めた。2000年代以降、市場の商品の多様化に伴い、従来は商品のブランドだけで選んでいた消費者の心理も日々変化している。数少ない大手企業による中国市場の独占から、世界中の企業が中国市場に進出したことにより、その競争も一層激しくなっている。中国での市場競争に勝つために、会社によるブランドの更なる価値上昇が期待されている。特に、経済発展にともない深刻化される社会問題に対して注目がなされ、CSRに慣れている欧米系外資企業にとって、社会問題への取り組みは企業ブランドの価値を上昇させる「機会」になるのではないだろうか。

また、企業内部にも以下のような新たな労働力問題が存在する。すなわち、農民工の頻繁な転職問題である。従来、農民工などの労働者に対して企業側は利益を上げるために低賃金や労働環境や福祉待遇の面において消極的な態度をとっていた。これにより、労働コストは削減され、企業利益の最大化が実現できていた。しかし、中国の経済発展にともない、情報化社会も進んでいった。これにより、農民工たちは労働者同士の口コミの情報から、携帯電話やインターネットによる情報交換を通じて、企業の賃金や待遇を比較するようになった。そのため、現金収入を目的とする労働者や福祉環境などを重視する労働者は、自然により良い環境が整っている企業に転職することが増えている。企業側の視点から

は、労働者の頻繁な転職により労働力不足の問題が発生している。この解決のためには、新たな労働者を雇わなければならない。しかし、生産する商品の品質を維持するために、新たな労働者に対して教育費や人件費を投入する一方で、生産する商品の品質が維持できないというデメリットが生じている。そして、スキル訓練を受けた労働者すらもさらに転職のため退職するという悪循環に陥るおそれがある。

このような背景により、企業側は低賃金で農民工を雇い、過酷な環境で働かせ、商品の生産だけに注目するという経営方針は時代遅れとなった。企業側は利益の最大化を追求するために、農民工たちの権利を侵害するという現象は、企業全体の問題ではなく、一部の中小規模の私営企業のみが発生する問題に変化しつつある。特に、市場経済の変化を敏感にリサーチして、その変化に対応しながら経営方針を変換する外資企業は、ブランド価値向上のための市場競争への対応、高騰する人件費、流失する労働力などの課題に積極的に取り組もうとし、積極的に草の根NGOと連携しようとしている。今後、中国政府は経済市場を模範的なものにするために、多くの私営企業に対し、従来の単純なコスト削減という経営方針よりも、社会問題や労働問題などの解決をするような法的整備を行うものと思われる。中国政府が本当にこのような方針を取れば、草の根NGOを代表とする市民団体と企業との関係が、伝統的な対立関係から連携へと転換する大きなきっかけとなるだろう。

具体的に、草の根NGO団体がパートナーとして注目される理由は二つある。一つは草の根NGO団体が工場の内部に存在することにより、企業と労働者との間の調停役としてその役割を果たすことが可能だという点である（事例4参照）。もう一つは、草の根NGO団体が独自の専門性に基づいた提言を企業に対してすることにより、様々な問題解決へと繋がり、さらに企業の利益にもなるのである（事例5参照）。以下、これ

に関する事例を挙げる。

事例4

小小鳥は、製造業企業の工場内部に専用電話によるホットラインを設立し、農民工の精神的なストレスを解消させている。一方、「四方円卓会議」という名の会議を定期的に関き、農民工から集めた意見や問題などをめぐり、会議で本社の役員、工場の責任者および労働者、小小鳥の担当者がお互いに意見を議論している。

労使関係において圧倒的に弱者的な立場に置かれる労働者は、自らが福祉環境や賃金の引き上げを提言して、上司に理由なく解雇されることを恐れている。そのため、ストレスが溜まり、極端な手段をとるか転職することがある。草の根NGOの介入により、労働者の声が企業側に届き、両者の関係を仲介することで農民工問題の発生を未然に防ぐことが可能になり、企業にとって、生産の安定が図られるという意味がある。

事例5

2014年、協作者が発表した「中国における農民工に対する子どもの影響」というレポートは、子どもによる影響という新たな視点を取り入れた。これによれば、農民工が転職する原因の多くは、農民工とその子どもが離れて生活しているためだと指摘している。このレポートはM社やH社など大手企業の間で大きな反映を呼び起こした。この二社も今後、工場内で子ども向けの活動センターの成立を検討している。

企業は本来営利目的で活動を行っている。草の根NGOによる専門性が高いレポートを参考にすることにより、農民工の転職問題が緩和されれば、企業による労働者の募集や育成に関わるコストも削減され、農民工の持続的な就労がスキルの習熟に繋がり、製品の品質も上がる。草の

根NGO団体によって、農民工の福祉を向上させると同時に、アドボカシー機能も果たされる。これは最終的には企業にとっても利益になるものである。

これらにより草の根NGO団体と企業は、従来の対立しあう関係から、互いに協力し合う連携関係に変化することは十分可能であるし、事例4や事例5のように、変化しつつある例も既に確認できる。

5. おわりに

農民工と呼ばれる人たちは、長時間、低賃金で都市部の発展を支えたにもかかわらず、その正当な権利は、いまだに侵害されがちである。その背景には政治、経済、社会など様々な要因による影響がある。中国では、社会の各要因が農民工問題の改善を進まさないという厳しい状況に陥っている状況で、筆者は草の根NGO団体を代表とする市民社会の力を農民工問題改善のキーワードとして注目すべきだと考えている。

一方、政策上の制約により限られた範囲の中でしか活動できない草の根NGO団体は、農民工の権利侵害を改善し、社会全体にその影響力を拡大するため、今後企業との連携が新たな可能性として提示できると考える。企業と連携関係を築くことにより、草の根NGO団体は農民工問題の改善を支援するとともに、安定した財源にもとづく持続的な活動を通して、一般社会にその存在が認識され、より多くの市民を積極的に市民活動に参加させることができる。企業は草の根NGO団体との協力関係を通じて、利益を上げ、フィランソロピー責任を果たすことも可能である。

今後の課題としては、草の根NGO団体と企業の連携関係がより良い方向に発展するためには、平等な立場で連携関係を築くことが重要であ

る。草の根NGOと企業の連携関係における現状および問題はもちろん、その連携によって、農民工問題の改善にどれほどの効果が生じるのか。企業の工場に活動拠点を設置している草の根NGO団体への現地調査などを通して、これを解明することは筆者の今後の課題である。

参考文献

日本語文献

古賀章一 2010『中国都市社会と草の根NGO』御茶の水書房

濱嶋朗など編 2009『社会学小辞典新版増補版』有斐閣

松行康夫・松行彬子 2003『公共経営学』丸善株式会社

中国語文献

呉業苗 2009「農民工市民化的觀念障害与調節」邹農俭『江蘇農民工調查報告』社会科学文献出版社

岳経論 2007『農民工与労働政策』人民出版社

佟麗華 2008『誰動了他門的權利』法律出版社

寥鴻 2010「中国社会組織建設与發展」陳金羅主編『転型社会中的非営利組織監管』社会科学文献出版社、

康曉光 2011『依附式發展の第三部門』社会科学文献出版社

王名 2012『非営利組織管理概論』中国人民大学出版社

サイト参考

中国統計局：『2014年中国農民工調查監測報告』：

http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/201504/t20150429_797821.html (2016年4月28日最終アクセス日)

中国における公益人材の發展現状と需要：

http://wenku.baidu.com/link?url=Vvu3_8UWvQw1q0rIOt5kp0Eu-

0 ZccwmRYRiRGEkNOVDKYrq 2 liyH 5 ZvIwMmBqghukZxXukVbtfg
2 y-GgIsKoi 7 X-MLBPcb 6 B 2 qgs_- 8 SMC (2016年 4 月28日最終アクセ
ス日)

港都横浜における音楽文化の形成と 変遷に関する一考察

島 倉 聖 朗*

はじめに

第2次世界大戦の敗戦後、占領下の日本ではジャズが一大ブームとなり、横浜はジャズの一大拠点となった。また、"昭和歌謡の女王"とも呼ばれる美空ひばりが登場したのも戦後の横浜である。昭和40年代には、「ブルーライトヨコハマ」、「よこはま・たそがれ」、「伊勢佐木町ブルース」など横浜を舞台とした曲が登場し、横浜のご当地ソングとして全国に知れ渡った。また米軍住宅地と隣接した本牧は、アメリカ文化の発信地の1つとなり、そこから影響を受けたグループサウンズも出現した。これらはすべて、日本が海外から影響を受けた音楽が土台となっている。戦後の横浜の音楽文化を、「西洋音楽」の視点に立ち、それらが横浜の開港後、どのようなプロセスを経て形成されたのか、横浜発の文化のみならず、我が国の音楽文化にどのような影響を与えたのかを考察することが本研究の動機である。

例えば、戦後の横浜を歌謡曲などから語ると、「港」「舶来」「波止場」「ホテル」といった様々な単語が登場する。これらの歌も、ジャズも、グループサウンズも、戦後になって唐突に出てくるわけではないという仮説から、その源流がどこにあるのかを見定めることが、問題をひもとく鍵である。日本が受容した音楽文化に着目した場合、時代とそれら音

* 都市社会文化研究科博士前期課程2016年3月修了

楽との関わり合いがどのような関係性があるのかを考察することも必要である。空間軸を戦前の横浜、時間軸を開港期から昭和10年代までとした上で、江戸末期から明治、大正、昭和10年代の3つの大きな時代区分で、横浜と音楽文化との関係性を俯瞰することの意味は大きい。

横浜と音楽文化に関する先行研究は、「クラシック」「ジャズ」といったジャンル別に、変遷をたどっているケースがほとんどである。クラシックでは、齋藤（1991）、同（2009）、ジャズでは、内田（1976）、瀬川（2005）、瀬川+武田（2015）などがあげられるが、ジャンルごとの整理にとどまっているため、同時期に他のジャンルがどのような状況であったのかに言及しているものはほとんどない。また、富樫（1979）、神奈川県教育庁文化財保護課（1979）、横浜市市民局広報課（1991）、読売新聞横浜支局（1996）、平野（2008）、溝尾（2011）のように、人々が聞き、口ずさんだ、横浜にまつわる「歌」を題材に、特に歌詞を社会背景や世相と絡めて考察するものが大半である。一方、横浜という地域の中で、例えば、外国人居留地といった限られた空間や、居留地内の特定の施設での音楽文化に言及しているものは榎本（1986）があるが、一時代の話ゆえに時間と空間を超えての関係について言及しているものもほとんどない。また、戦後の音楽文化、例えば占領軍とジャズ、米軍基地と音楽に関しては、有隣堂（2004）、東谷（2005）、渡邊（2014）などがあり、さらに、ご当地ソングの研究は溝尾（2011）などがあるが、戦前の音楽文化とつなげた研究はほとんどなく、横浜開港の幕末から現在に至るまで、横浜と音楽文化を1本の糸のように概観した研究もほとんどない。

本研究は、横浜と音楽文化を、横浜という場所でなければ説明できないことはあるのかという視点に立ち、開港から戦前までの時代の中で、転機となったと思われる次の3つの事柄を取り上げ、横浜と音楽文化の形成と変遷を明らかにするものとする。一点目は、現在の中区妙香寺台

「妙香寺」にある「日本吹奏楽発祥の地」と「君が代発祥の地」の碑を端とし、港地横浜においてペリーの来航によってもたらされた「軍楽」や「国歌」に着目して、横浜における洋楽受容の経緯を明らかにする。二点目は、俗に「ジャズの街・横浜」, 「日本のジャズ発祥の地・横浜」と言われていることに着目し、ジャズが日本に入ってきた大正期の横浜とジャズを「船の楽士」の活動から明らかにする。三点目は、戦後にヒットが多発する横浜のご当地ソングの歌詞に出てくる「港」「波止場」「酒場」「異人」といった単語や、街のイメージは、どのあたりの何が起源になるのかを、1937年の流行歌「別れのブルース」を題材に考察する。

1. 西洋音楽流入地としての横浜

(1) ペリー艦隊と軍楽隊

1853年7月(和暦嘉永6年6月), アメリカ東インド艦隊司令長官のマシュー・カルブレイス・ペリーが黒船を率いて浦賀沖に来航した。ペリーの来航は、日本が西洋音楽と出会ったという観点で大きな意味を持っていた。その根拠は、ペリー艦隊に軍楽隊が乗船していたことである。ペリーが帰国後にまとめた報告書、いわゆる『日本遠征記』によれば、久里浜への上陸時、船着場から仮設の応接所まで行進する際、軍楽隊が演奏したと記されている⁽¹⁾。楽器編成は太鼓(小太鼓)、カネ(シンバル)、笛(フルート)、ラッパ(トランペット)などで、人数は10人程度⁽²⁾、当時の絵からは、太鼓と笛による鼓笛隊のようなものだったと考えられる⁽³⁾。『日本遠征記』には、帰船の際は「軍楽隊が賑やかにアメリカの曲を演奏した」と記されている⁽⁴⁾。笠原(2001)によれば、アメリカの曲とは「愛国歌」(ナショナルエアーズ)のことで、アメリカ独立戦争前後から親しまれていた唱歌のことをさす。代表的なものは「ヤンキー・

ドゥードゥル」(Yankee-Doodle), 「ヘイル・コロンビア」(Hail Columbia), 「我が国は汝のもの」(My Country, 'tis of Thee), 「星条旗」(The Star-Spangled Banner) がそれらにあたる。ペリーの2回目の来航は、1854年2月(和暦 嘉永7年1月)で、横浜への上陸は3月8日(和暦2月10日)である。『日本遠征記』には、そのときの模様を「軍楽隊が軽快な曲を奏で、横列に並んだ完全武装の海兵隊が、青と白の制服に身をかため、威風堂々と隊伍を組み」と記されている⁽⁵⁾。アメリカ合衆国国歌である「星条旗」は、1931年に国歌として正式に採用されたが、ペリー来航時点の「星条旗」は国歌ではなく、国旗に対する表敬音楽であったので、国歌に相当する「愛国歌」として演奏された。

(2) 葬送の音楽と minstrel show

『日本遠征記』には、軍楽隊が演奏した愛国歌や国旗掲揚時の音楽以外の音楽も記されている。1つは、横浜沖停泊後に亡くなった船員を、現在の元町にあった「増徳院」に埋葬した際の葬送音楽である。「物悲しい太鼓の音に合わせて静々と行進する」⁽⁶⁾と記されている。当時の絵を見ると、太鼓のようなものと、横笛のようなものを演奏していることがわかる。もう1つは、幕府側との交渉も大詰めに入った3月27日(和暦2月29日)に日本側の交渉役である幕府役人を旗艦ポーハタン号に招いての午餐会時である。この時の余興として、水兵たちが黒人に扮したショーを披露した、と『日本遠征記』に書かれている⁽⁷⁾。このショーは、1840年代から1860年代にかけてアメリカで流行した「minstrel show」のことで、黒人に扮した白人たちが、黒人訛りで歌ったり踊ったりするコメディショーをさしている。

(3) 「サツマバンド」と「君が代」

ペリー来航の後、幕府は、西洋式兵制の採用や教練学校の整備に取り組み始めた。西洋式の軍事教練の一つとして、西洋音楽の一形態とも言える西洋の軍楽も取り入れた。その理由として、太鼓とラッパは、指図の信号や号令として利用できることと、他の楽器に比べて取り扱いが容易だからである。



図1 増徳院前を行く葬列
(横浜開港資料館のパンフレットから)



図2 横浜での minstrel・ショー
(『黒船来航と音楽』から)

明治維新後、横浜にはイギリス第10連隊が駐屯していたが、薩摩藩はそこへ藩士を派遣し、軍事教練を学ばせた。行軍を見学した薩摩藩士たちは、イギリスの軍楽隊に衝撃を受け、西洋式軍楽隊の設立を国許に願った。そして設立されたのが薩摩の軍楽伝習隊である。1869年（明治2年）、軍楽を学ぶために改めて薩摩から横浜に派遣された軍楽伝習隊の指導にあたったのが、イギリス第10連隊第1大隊のジョン・ウィリアム・フェントンであった。薩摩藩の軍楽伝習隊は「サツマバンド」と呼ばれ、フェントンの指導のもと、横浜の山手にある妙香寺（現在の横浜市中区妙香寺台にある寺）の境内で訓練を行い、クラリネット、ホルネット、ピッコロなどといった西洋の木管楽器・金管楽器の習得をした。妙香寺に寄宿した薩摩の軍楽伝習隊が、日本初の吹奏楽隊として、横浜で発行された英字新聞The Far East（1870年7月16日号）にて紹介されたことから、妙香寺は日本吹奏楽発祥の地と呼ばれるようになり、後年、写真1の記念碑が設置された。軍楽という音楽では特殊な分野であるが、日本近代における西洋音楽の演奏は、横浜で行われた薩摩藩の軍楽伝習隊をもって始まることになる。

また、フェントンは、欧米ではあらゆる儀式のときに演奏する、その国の国歌にあたるものが、日本に存在しないということを知った。この話は、薩摩の軍楽伝習隊を通じて薩摩藩幹部に伝えられた。フェントンは自らが作曲することを希望し、薩摩藩幹部からは、古今和歌集に収められ、薩摩琵琶の「蓬莱山」の一節でもある「君が代」の歌詞が提供された。フェントンは日本語がわからないため、日本語の韻律と西洋の旋律を組み合わせることに苦心したが、フェントン作曲の「君が代」は、1870年（明治3年）、東京の越中島で行われた薩摩藩・長州藩・土佐藩の合同軍事教練を明治天皇が視察された折りに、薩摩藩軍楽隊によって演奏された。フェントンが作った旋律は、日本語の韻律と合っていない

ことから歌いにくく、明治政府関係者に受け入れられることはなかった。その後、海軍省、宮内省、文部省が、それぞれ撰譜もしくは作曲することになったが、最終的に残ったのが宮内省の林廣守が撰譜した現在の「君が代」である。海軍省は、1888年（明治21年）にこの曲を「大日本礼式」として諸外国及び国内諸官庁に通知したことから、日本の国歌に類するものとして位置づけられた。このような経緯もあり、フェントンが最初の「君が代」を作曲したことにちなみ、写真2のように、妙香寺には「国歌君が代発祥の地」の碑が建てられている。「国歌」という概念すら持ち合わせていなかった日本は、ペリーの久里浜及び横浜上陸から35年余を経て、ようやくペリーが率いた軍楽隊に近づいたと言える。本章で概観したとおり、ペリーがもたらした西洋音楽は、国歌、軍楽、 minstrel・ショー、吹奏楽などであるが、これらは横浜から日本全土へと広まっていったと言っても過言ではない。



写真1 日本吹奏楽発祥の地の碑
(筆者撮影)



写真2 国歌君が代発祥の地の碑
(筆者撮影)

2. ジャズを運んだ「船の楽士」

(1) 鈴木米次郎が産み出した「船の楽士」

内田（1976）、大森（1986）によれば、日本のジャズの始まりは、1912年（大正元年）、横浜港よりサンフランシスコに向けて出航した東洋汽船太平洋航路の客船での演奏だという。東洋音楽学校（現在の東京音楽大学）の卒業生を筆頭に、国内各所で活動していた「楽士」が5～6人の小編成楽団を組み、クラシックだけでなく、当時のアメリカで流行していたダンス音楽も加え、主に昼食・夕食時に演奏し、長い船旅に退屈する乗客を楽しませていたというものである。彼らは「船の楽士」と呼ばれた。アメリカで流行していたダンス音楽とは、今日でいうところのジャズの原初的なスタイルであったとされるが、「船の楽士」たちは、その音楽を現地で聞き、また楽譜を日本に持ち帰ったとされる。彼ら「船の楽士」の活動は、メンバーを変えながらも大正年間を通じ、昭和16年頃までの約30年間に渡ったが、クラシック、ダンス音楽、そしてジャズに至る幅広い音楽を吸収し、日本の洋楽に多大な影響を与えたとされている。この「船の楽士」は、「東京音楽学校」の卒業生で、のちに「東洋音楽学校」を設立した、鈴木米次郎の発案によって産み出された。

鈴木は、1868年（明治元年）に旗本の次男として東京に生まれた。新しい技能を身につけるため、1885年（明治18年）「東京音楽学校」に入学した。在学中、伊沢修二らの薫陶を受け、1888年（明治21年）に東京音楽学校を主席で卒業し、卒業後は、神奈川尋常師範学校の音楽教師に奉職した。その際、同じ横浜にある外国人居留地に赴き、居留地で音楽を教えていたイギリス人のエミリー・ソフィア・パットン女史から、唱歌法、英会話、西洋のマナー、社交ダンスなどを学び、幅を広げることに力を注いだと言われる。その後、第一高等中学校、東京高等師範学校

の音楽教師を歴任して、1907年（明治40年）の「東洋音楽学校」の設立を迎えた⁽⁸⁾。

（2）東洋音楽学校と「船の楽士」

音楽学校を卒業した後、音楽を職業としてできるのは、音楽教師、オーケストラでの演奏家、ホテルや舞踏会場などでの演奏家ぐらいであった。その当時、小中高等学校の音楽教員になるには、民間の音楽学校を出ても教員にはなれず、「東京音楽学校」を卒業し、音楽教員の資格を取ることが必要であった。従って、民間の音楽学校である「東洋音楽学校」は、卒業生の就職先を確保することが困難であった。校長である鈴木は、帝国ホテル、横浜のグランドホテル、神戸のオリエンタルホテルなどへ卒業生を楽士として送り込んでいたことから発想を広げ、卒業生が外国航路の客船に乗船し、乗船客向けに演奏を提供できれば、働きながらも、海外で新しい音楽を直接見聞できるのではないかと考えた。日本郵船に相談したが、当時の日本郵船は、貨客船があったものの貨物輸送が中心であったために鈴木からの申し出には消極的であった。一等客船旅客が多いのが、浅野総一郎が設立した「東洋汽船」であったことから、サンフランシスコ航路を運営していた同社を紹介された。明治後期の北米航路は、アメリカのパシフィック・メール・スチームシップ（PML）社がサンフランシスコ～横浜～香港を、またカナダのカナディアン・パシフィック社が、バンクーバー～横浜～香港を運行するなど、海外の客船が就航していた。そして、1908年（明治31年）に、後発として東洋汽船がサンフランシスコ航路に参入し、アメリカ、カナダの会社と熾烈な競争を繰り広げ始めた。

東洋汽船は、客船のサロンや夕食の際に、専属の日本人による楽団の演奏が、外国人客を同社船への誘引する策として魅力的であると考えた。また「東洋音楽学校」の卒業生を受け入れていた帝国ホテル、横浜のグ

ランドホテル、神戸のオリエンタルホテルは、東洋汽船が一部出資していたということもあり、同社は鈴木への申し出を受け入れた⁽⁹⁾。鈴木への申し出を承諾した浅野は、東洋音楽学校の卒業生のオーディションに自らも加わり、晴れて最初の航海のメンバーに選ばれたのは、波多野福太郎（トランペット、1911年（明治44年）第2回卒業生）をはじめとする5人であった。彼らが乗った東洋汽船の「地洋丸」は、1912年（大正元年）8月4日に横浜を出発、9日かけてホノルルへ、さらに6日かけてサンフランシスコに到着した。

波多野の回想によると、演奏は5名のみで行い、通常のクラシック音楽の大編成楽曲を、5人編成による編曲で演奏するため、かなり苦勞を強いられたという。演奏は毎日2回、昼食時と夕食時に1時間ずつ、演奏場所は着席で200名程度の一等客船のホールにあるオーケストラボックスだった。演奏曲のジャンルは、マーチ、ワルツ、バレエ音楽、オペラ音楽、フォックストロットであった⁽¹⁰⁾。フォックストロットとは、当時アメリカで流行っていた軽快なダンス音楽のことで、その後、ワンステップ、ツーステップと呼ばれ、後のスイングジャズの基礎になった。サンフランシスコでは、映画館やコンサートで新しい音楽や演奏を見聞し、日本では入手できない楽譜を買い、それを編曲し、さらに演奏の練習をしたという。航海を重ねていくと、「船の楽団」「船の楽士」たちが評判となり、東洋音楽学校の卒業生だけでは頭数が足りず、軍楽隊の出身者、ホテルや舞踏会場で活躍する演奏家などを東洋音楽学校がスカウトして乗船させることもあった。「船の楽士」としてのキャリアは、「アメリカに行ってきた」という評価につながり、船から下りたあとの次の職では、高い報酬を得ることができたとされる。

（3）「船の楽士」たちの活躍

1926年（昭和元年）、日本郵船が東洋汽船の客船部門を合併したこと

から、日本郵船によるサンフランシスコ航路が太平洋航路の花形として脚光を浴びることになり、「船の楽士」たちの活躍も隆盛を極めることになった。サンフランシスコ航路には、日本人だけでなく、フィリピン人による楽団も乗船し、本格的なダンス音楽、すなわちジャズの原初的なスタイルが人気を博していた。この頃になると、船内での演奏は、小編成によるセミ・クラシックな曲を中心としながらも、ラグタイム、トゥー・ステップ、コミック・オペラ、アルゼンチン・タンゴなど、アメリカにとどまらずラテン音楽もあった。日本にジャズが入ってきたのは、現在で言うところの「ジャズ」がそのまま入ってきたわけではなく、波多野らが言うフォックストロット、あるいはラグタイムといった、その時代に親しまれていたダンス音楽に強く影響を受けた音楽であったとされる。これが「ジャズ」と称されていたのである。

「船の楽士」たちは、航海中、寄港地のホテルなどで演奏している外国人プレイヤーの演奏を見聞きし、直接指導やアドバイスを得て、あるいは、新しい教則本を入手するなど、五感すべてをつかって新しい音楽を吸収していった。「船の楽士」たちが下船し、「船の楽士」を卒業し、次なる職に進み始めたことと、時代が進むにつれて、新しい譜面、SPレコード、ドラムセットやサクソといった新しい楽器が入ってくることで、新しい音楽の獲得にさらに拍車がかかってきたと言える。

第1回の「船の楽士」だった波多野福太郎や、1913年（大正2年）から乗船した福太郎の弟の鎌次郎などは、1916年（大正5年）には、船から陸にあがった後、西銀座にあった洋画専門の活動写真館「金春館」で無声映画の伴奏などを始めた。「ハタノオーケストラ」という10人編成程の楽団を結成し、彼ら自らがアメリカから仕入れてきたクラシックの序曲、オペラの抜粋版、そしてアメリカで流行のダンス音楽などを組み入れて演奏した。その後、1921年（大正10年）に、波多野福太郎は、横

浜の鶴見の「花月園ダンスホール」で演奏を行った。「花月園ダンスホール」は、民間により常設されたダンスホールの草分けであり、昼はサロン・ミュージック、夜はダンス音楽という演奏だったという。日本での社交ダンスの歴史は、1883年（明治16年）の鹿鳴館が起源である。鹿鳴館時代は、陸軍・海軍の軍楽隊や宮内省雅楽部などが演奏にあたったが、1887年（明治20年）に鹿鳴館が閉鎖されると、社交ダンスの場は、帝国ホテル、横浜のグランドホテルなどに移り、その後、他のホテルやダンスホールが、いわば上流社会の社交場という場になっていったことにつながる⁽¹¹⁾。1942年（昭和16年）、日米関係の悪化により、太平洋航路は休止に追い込まれ、定期航路の休止とともに、「船の楽士」たちの役割は終わった。約30年にわたり活躍した船の楽士たちは、船から陸にあがったのち、映画館、ホテルなどの専属楽団、ダンスホールでの演奏、そして関東大震災後に東京で激増したカフェーなどに活躍の場を移していき、昭和初期のジャズの隆盛につながるのである。

3. 「別れのブルース」と港・横浜

(1) 「別れのブルース」に関する記述

横浜にまつわる歌のひとつに「別れのブルース」があげられる。作詞・藤浦洸、作曲・服部良一、歌・淡谷のり子、1937年（昭和12年）7月にコロムビアレコードから発売された。「別れのブルース」は、横浜の、いわゆるご当地ソングを取りあげた資料・文献には多く登場し、歌詞をあげながら、当時の世相や歌詞から浮かび上がってくる情景を綴っているものがある⁽¹²⁾。

窓を開ければ 港が見える

メリケン波止場の 灯が見える
夜風 汐風 恋風のせて
今日の出船は どこへ行く
むせぶ心よ はかない恋よ
踊るブルースの 切なさよ

胸にばかりの 入れずみほって
やくざに強い マドロスの
お国ことばは 違っていても
恋には弱い すすり泣き
二度と会えない 心と心
踊るブルースの 切なさよ

歌詞には、「横浜」というのは登場しない。港、メリケン波止場、出船、マドロスと、横浜を連想させる単語は登場するが、具体的な地名は出ていない。そもそも、タイトルからしても、「横浜」という地名、もしくは「横浜」を直接示すような言葉も入っていない。では、なぜ、「別れのブルース」が横浜に関係する歌として広く認識されているのだろうか。それは、歌詞なのか、あるいは旋律や編曲に横浜と関係があるのだろうか。

塩澤（2011）は、「淡谷のり子の歌でしっとりと歌いこまれた『別れのブルース』は満州事変前夜に発売され、直後に大流行したブルース歌謡の第一号だった。藤浦洸作詞、服部良一作曲の新機軸にあふれた曲だった」と記している⁽¹³⁾。

また池田（1985）は、歴史家の原田勝正と服部良一とのやりとりを引用するかたちで「ブルースというのが魂のすすり泣きなら、日本人こそ

ブルース的なんじゃないかと考えたわけです。横浜の本牧のチャブ屋へ日本のブルースの雰囲気味わいに行ってきました。東北訛りの女を外国船から上がった男が抱いて踊って、感傷的でしたね。この藤浦洸の歌詞の"メリケン波止場"でグッと曲想がふくらんだのです。あくまでもあちらのブルースじゃなくて、本牧のブルースを、ということを中心に留めて。あちらのブルースをまねたんじゃ敗北だから、イントロ（前奏）から工夫しました」と記されている⁽¹⁴⁾。平野（2008）は「本牧のチャブ屋で『本牧ブルース』の曲想をえた服部良一と作詞藤浦洸が、淡谷のり子の歌で吹き込み、昭和12（1937）年にコロムビアから発売されました。もっとも題名は会社の意向で『別れのブルース』に変えられてしまいました。発売当初は売れ行きがはかばかしくなかったのですが、満州で流行したことから国内に伝わり、長崎・神戸と港町を東に向かい、横浜・東京で火がつき、レコード工場はプレス作業に連日徹夜であったようです」⁽¹⁵⁾としている。

（2）「本牧ブルース」から「別れのブルース」への改題

では、作り手側は、どのように考えていたのだろうか。作詞の藤浦洸は、次のように述べている⁽¹⁶⁾。

服部良一と私とで「ブルースを作ればきっと日本でうける」ということになった。曲、リズム、それにブルースの歌詞は、むしろ日本人的であるというのである。ある日服部が、だまって一冊の本を私に渡してくれた。それは、ウィリアム・クリストファー・ハンディの『ブルース』だった⁽¹⁷⁾。ハンディは「ブルースの父」と言われている音楽家で、探検家のように南部を歩いて、ブルースの母体であるニグロ・スピリチュアルからどうしてブルースになったのか、それを記述と楽譜で説明してあった。私は興味深くそれを読んだ。「ブルースのテーマを捜すとすれば、日本には本

牧よりほかはないよ」と、その本を返しながらいくと、服部は「これ、取材費」といって、私に三十円のお金を出した。私は書いたのである。題は「本牧ブルース」であった。

また、作曲の服部良一は、次のように述べている⁽¹⁸⁾。

ぼくは"日本のブルース"のモチーフを求めて、横浜の本牧界隈をさまよった。今は埋立が進んで当時の面影は全くないが、当時の本牧は港を見下ろす小高い丘にチャブ屋⁽¹⁹⁾やバーが密集した一種の私娼窟である。明治から大正にかけては外人相手の和風バー地帯だった。昭和に入ると、異国情緒にひかれて日本人の粋客が訪れるようになり、遊所の穴場として有名になっていた。チャブ屋の女は、ピンクのガウンをしどけなく羽織っていたり、肩をあらわにした薄いドレスを着てその下には何もつけていなかったり、とかく異国風であり、酒も洋酒が種で、寝床はベッド、赤や青の電灯が点される仕掛けの部屋もある……といった評判で男心を誘っていた。蓄音器からはジャズが鳴り、色町特有の喧噪はあったが、植民地風な頹廢がたちこめ、妙に悲しい一区劃でもあった。ぼくは、一軒のバーで洋酒を傾けていたが、ある衝撃を感じてグラスを宙に浮かせた。蓄音器からシャンソンの『暗い日曜日』が流れ出したのだ。淡谷のり子の声だ。パリの下町の女王・ダミアが、しわがれ声で切々と歌ったセレスの曲を、脇野元春の訳で淡谷のり子が吹き込んでいた。レコードは前年の秋に発売されており、ぼくの好きな曲だったが、今、この本牧のチャブ屋で聴くと、一層の哀愁が強まり、心がふるえるのを覚える。(淡谷のり子だ。本牧を舞台にしたブルースを彼女に歌わせよう。もっともっと低

い、ダミアバりの声で……) ぼくはバーを出ると、嬌声がとびかう夜のチャブ屋街を夢遊病者のように歩いた。ブルーな旋律の断片が、見下ろす港の、沖からよせる黒い波のように暗く悲しく浮かび消えていった。

「別れのブルース」は、藤浦、服部の述懐のとおり、当初は「本牧ブルース」であった。歌は服部の構想どおり、淡谷のり子に決まった。録音が終わり、試聴盤が出来たあと、コロムビアレコードとの間で一悶着があった。藤浦は、このようにふりかえっている。

『本牧ブルース』は、たちまち"アウト"の宣告を受けた。(コロムビアレコードの)制作部、広告部、セールスマン代表者たちの経験に基づく判断である。いままで売れたレコードとは、およそ似てもつかない風変わりなものだったからである。「第一、このブルースっていうのは、なんだい」ということになった。

ディレクターが一生懸命に説明したが、本牧という特定の場所の名をやめることを条件にして、どうにかプレスして出すところまでたどりついた。その上「ブルースという言葉を曲とか哀歌とかにしてくれ」というのである。そこで服部良一が名演説をぶった。「いまに日本中のレコード会社は、どれもこれもブルースを作りますよ。これから先何年も、いろんなブルースが必ず出ますよ」。期待され、辞を低くしてコロムビアに迎えられた服部の言葉であったからこそ、通過した。しかし、売れなかった。二ヶ月、三ヶ月、どうやらダメらしいと思っていたところ、満州に旅行中の作家・浜本浩から絵はがきが来た。「おい、お前、へんなものを作ったね。『別れのブルース』、満州では大流行だよ。藤浦を連れて来ればよかったと、みんな言っている」。翌日会社に行ったら、女性秘書

が「『別れのブルース』の注文が殺到して、今夜から工場は夜業しますよ」と私に言った。思わずほおが燃えた。大阪、神戸ではやりだした。東京が一番あとだった。これは当時としては、そのレコードが風変わりであったごとく、その売れ方も風変わりなものであった。1日ごとに、5万が10万になっていった。会社があわててポスターを作り、新聞の広告を始めた。全部逆である⁽²⁰⁾。また、服部は、次のように語っている⁽²¹⁾。

「(会社からは、)本牧というタイトルも問題じゃないかな。横浜の人は知っているも、全国的な知名度はない。それに、チャプ屋だろう。イメージもよろしくない」と。

結局、営業が折れて、『別れのブルース』は7月に発売された。会社としての宣伝は、ほとんどなしであった。売れ行きもはかばかしくない。悩みながら二、三ヶ月が過ぎた。晩秋のある日、自らのバンドを率いて大連のダンスホールを仕事場としている南里文雄から手紙がきた。同じ大阪出身の南里とは親しい仲である。手紙には『別れのブルース』のリクエストが多い。それでショーには必ず『別れのブルース』を組み入れている、と書いてある。その数日後、漫画集団の面々が、どやどやとコロムビアにやってきた。横山隆一、近藤日出造、清水崑といった諸氏は、満州に出征している日本将兵の慰問に行っていたのである。「『別れのブルース』って、君のところのレコードだろう、あれ、満州で大流行だぜ。兵隊も歌っているし」。営業の方に飛んでいくと、これがなんと17万枚を突破しているという。『別れのブルース』は、発売三ヶ月後に、まず外地で火がつき、長崎、神戸、大阪、横浜と港伝いに東上してきて、東京で爆発したのである。プレス工場は連日徹夜作業でも注文に応じきれなかったという。港々からひろがって、

全国をおおっていたわけだが、どこでも自分の港の歌だと思って愛唱しているところがおもしろい。また、メリケン波止場というのはどこにでもあるようだ。

藤浦、服部の回想から考えると、外地の満州には、将兵として行った者、仕事として行った者、何らかの理由で移り住んだ者などがいたと推察できるが、彼らは、ある種の望郷の念なり、自分が大陸へ渡る際に出発した港の風景を思い出したりしたのだろう。また、服部が指摘するとおり、歌詞には、どこの港でもありうる、共通の光景あるいは共通の体験をしたというような思いから、「別れのブルース」のヒットに繋がったものだと考えられる。もともと、横浜の港の一部である本牧という特定の場所を題材とし、具体的な地名をタイトルにつけていたこの歌は、誰しもが抱く共通のイメージの中で生まれヒットした曲であったのであろう。藤浦、服部一の回想や述懐は、昭和40年代頃に文字として世に出たものである。多くの人々は、二人が語る言葉を通じて、横浜にまつわる歌だと初めて認識したものと想像できる。つまり、誰しもが、はじめから、制作過程、制作秘話を知っていたわけではないので、「別れのブルース」は、最初から横浜のご当地ソングであったわけではない、ということになる。確かに、制作プロセスを検討すれば横浜にまつわる歌ではあるが、明確に横浜を舞台としているとは言い難く、その点では、童謡「赤い靴」(1921年・大正10年)、「青い目の人形」(同)、「かんかん虫は歌う」(1932年・昭和7年)といった歌とは明らかに異なる歌なのである。

おわりに

本研究では、横浜を舞台とした音楽文化の変遷と形成を3つの事例か

ら考察したが、西洋音楽の受容地としての横浜は、開港地横浜の時代性と場所性が大きく関係しているという点、横浜の港に文化が流入するだけでなく、横浜の港から出ていった人が新しい音楽（ダンス音楽＝ジャズ）を持ち込んだという点、そして、流行歌を通じて音楽的モチーフ・歌詞のモチーフが横浜のイメージが形成された点を明らかにした。

横浜と音楽文化にまつわる研究において、幕末から昭和前期（戦前）まで、横浜と音楽に関わる事象はかなり存在していたという点を明示したこと、横浜と音楽との関係は、横浜という限られた場所の中だけのことではなく、日本の音楽全体に波及する点を明示したこと、そして、横浜のまちづくり、都市の魅力を訴求する資源として、音楽はそのひとつでもあり、そこには、横浜という場所性が大きくかわり、また横浜の場所に必然性が高いということを明示したことが本研究の意義であったのではないか。言い換えるとすれば、文化を産み出す場所性、あるいは、文化は人の移動とともに空間をも移動する、というようなことが、横浜と音楽を例にして説明ができるという点である。

しかし、本研究では、時代を大きく分け、その時代で象徴的と思える事柄をひとつずつ取り上げたことで、時間的な連続性が無くなってしまった点が大きな反省である。特に、時代を押しえるポイントとして、日清戦争、日露戦争、第一次世界大戦、ロシア革命、あるいは日本の植民地など、横浜の音楽文化が世界の中でどのような影響を受けたのか、あるいは受けなかったのかという視点が大きく欠けていた。横浜と音楽の結びつきは強かったと説明はしたが、その結びつきはのちのちまで意味があったのか、どの時点のどのようなことがきっかけで意味をもたなくなったのかどうか、という点まで考察に及ぶことができなかった。

今後は、本研究で取り上げることができなかった点、例えば、外国人居留地での音楽に、日本人がどう関わり受容していったのかどうかとい

うこと、演奏の場や教育の場が横浜から東京へ移動あるいは集約される過程、「船の楽士」たちの下船後の仕事や活躍の場をはじめとする「船の楽士」たちの量的把握、生演奏から放送・レコード録音へ変化する音楽産業とメディアの関係、横浜からの外航客船や横浜港周辺のホテルやダンス会場といった近代の港町の文化的インフラが音楽文化とどう関わったのかという点、「横浜」を舞台にしたご当地ソングが生み出される時代背景や場所性などが大きな課題として残っている。これらの点も今後の研究によりさらに考察するとともに、研究の射程としては、満州、朝鮮半島、台湾、中国（特に上海）といった戦前から戦後の東アジアの中で日本の音楽と横浜の音楽、そして、横浜だけでなく、横須賀や東京の米軍基地と音楽文化との関わりも想定することが考えられる。

(註)

- 1 ペリー・宮崎 上 (2014) P. 594
- 2 團 (1997) P. 44
- 3 鼓と笛による鼓笛隊の様子は、横浜開港資料館蔵の「米艦渡来記念ノ図」から読み取れる。なお、この図は、久里浜ではなく横浜という説もある。
- 4 笠原 (2001) P. 18-23
- 5 ペリー・宮崎 下 (2014) P. 164
- 6 同 P. 185
- 7 同 P. 232
- 8 東京音楽大学 (1972) P. 11-16
- 9 日本郵船歴史博物館 (2009) P. 1
- 10 東京音楽大学 (1972) P. 21-23
- 11 日本郵船歴史博物館 (2009) P. 10-13

- 12 読売新聞横浜支局（1996）、横浜市市民局広報相談部広報課広報センター（1997）などが該当する。
- 13 塩澤（2011）P. 71-72
- 14 池田（1985）P. 169
- 15 平野（2008）P. 83
- 16 藤浦（1971）P. 181
- 17 藤浦は、服部から渡された本は、ハンディの『ブルース』という書名だと記しているが、ハンディの著書にそのような書名のものは該当していない。ハンディの自伝Farther of the Bluesは1938年の発刊だが、「別れのブルース」が発売された翌年の出版であることから、これが該当するとは考えにくい。従って、藤浦の記憶違いなのか、あるいは、ハンディが1930年代に刊行したブルースの楽曲譜面なのか、または、別の本なのか、今後の研究で明らかにしたい。
- 18 服部（1993）P. 142-144
- 19 チャブ屋については、横濱市役所（1932）『横濱市史稿 風俗編』第7章「ちやぶやとらしゃめん」第1節「ちやぶや」に詳しい。（P. 315-330）
- 20 藤浦（1971）P. 187-188
- 21 服部（1993）P. 146-151

（参考文献）

- 池田憲一（1985）『昭和流行歌の奇跡』白馬出版
- 内田晃一（1976）『日本のジャズ史 戦前戦後』スイング・ジャーナル社
- 大森盛太郎（1986）『日本の洋楽1』新門出版社
- 笠原潔（2001）『黒船来航と音楽』吉川弘文館
- 神奈川県教育庁文化財保護課編著（1979）『かながわのうた』かもめ文庫

- 齋藤龍 (1991) 『横浜・大正・洋楽ロマン』 丸善ライブラリー
- 齋藤龍 (1993) 『横浜と洋楽～居留地のワーグナーさん』 はまぎん産業文化振興財団
- 齋藤龍 (2009) 『横浜錦絵物語』 新人物往来社
- 塩澤実信 (2011) 『昭和の流行歌物語 佐藤千夜子から笠置シズ子・美空ひばりへ』 展望社
- 重富昭夫 (1995) 『横浜・「チャブ屋」物語 -日本ムーランルージュ』 センチュリー
- 瀬川昌久 (2005) 『増補決定版 舶来音楽芸能史ジャズで踊って』 清流出版
- 瀬川昌久監修 (2010) 『ハタノ・オーケストラとその時代 ダンス音楽楽団の誕生』 日本コロムビア BRIDGE-180 (CD及びCDのブックレット)
- 瀬川昌久+柴田浩一 (2015) 『日本のジャズは横浜から始まった』 一般社団法人ジャズ喫茶ちぐさ・吉田衛記念館
- 武石みどり (2006) 「ハタノ・オーケストラの実態と功績」 お茶の水音楽論集 2006-12 お茶の水女子大学
- 團伊玖磨 (1997) 『日本人と西洋音楽 異文化との出会い』 NHK教育テレビ 人間大学テキスト 日本放送出版協会
- 東京音楽大学65年史編纂委員会 (1972) 『東京音楽大学65年史』 東京音楽大学
- 富樫啓 (1979) 『歌のよこはま 100年の世相をつづる』 有隣堂
- 日本郵船歴史博物館編 (2014) 『東洋汽船のあしどり 創業・発展・合併』 日本郵船歴史博物館
- 日本郵船歴史博物館編 (2009) 『ミナトに響いたJAZZと汽笛 ジャズを運んだ楽士たち』 日本郵船歴史博物館
- 服部良一 (1993) 『ぼくの音楽人生 エピソードでつづる和製ジャズ・ソング』 日本文芸社
- 東谷護 (2005) 『進駐軍クラブから歌謡曲へ 戦後日本ポピュラー音楽の黎明

- 期』みすず書房
- 平野正裕編（2008）『横浜ふるさと歌物語』マイウェイNo. 69 はまぎん産業文化振興財団
- 藤浦洸（1971）『なつめろの人々』読売新聞社
- ペリー. M.C. 著 ホークス. L.H. 編纂 宮崎壽子監訳（2014）『ペリー提督日本遠征記』上・下 角川ソフィア文庫
- 升本匡彦（1986）『横浜ゲーテ座 明治・大正の西洋劇場』第二版 岩崎博物館出版局
- 溝尾良隆（2011）『ご当地ソング, 風景百年史』原書房
- 有隣堂編（2004）「ジャズの街・横浜」有隣第443号 有隣堂
- 横浜開港資料館編（2015）『「その音, 奇妙なり～横浜・西洋音楽との出会い～展」展示ガイド』横浜開港資料館
- 横浜市市民局広報相談部広報課広報センター（1991）『市民グラフ・ヨコハマ』第77号（大特集「歌のヨコハマ70年」）横浜市役所
- 読売新聞横浜支局（1996）『うた 人 ヨコハマ』株式会社230クラブ新聞社
- 渡邊光次編（2014）『写真集 本牧米軍ベースキャンプ60'sの記憶 フェンスの中のアメリカ 1959-1964』ダディーズプレス

伝言板の歴史 —伝言板から見た鉄道および社会の変化—

片山 雅木*

はじめに

毎週土曜日の『朝日新聞』be on Saturdayに掲載されている人気コラムに「サザエさんをさがして」というコーナーがある。これは漫画「サザエさん」に描かれた昭和を代表する物や街の情景等がその後どのような変遷をとげていったのか、新旧を対比する形で昭和の風景を訪ね紹介する内容であり、2006（平成18）年5月20日に取り上げられたのが「伝言板」である。「ちゃぶ台、マッチ、くみ取り便所…『サザエさん』に登場する風物に『絶滅危惧（きぐ）種』は多い。ただ、伝言板ほど急速にその役割を失ったものも、珍しいのではないか。スーパーなんかで見かける『家庭教師やります』『子犬あげます』というようなやつではない。駅の改札の外にあって、待ち合わせの目印にもなっていた、あの黒板のことである。」

昭和から平成の初めの頃待ち合わせと言えば駅の改札口というのが定番であり、多くの駅には改札口のそばに伝言板が設置され待ち



図1 JR浜松町駅にあった伝言板
1997（平成9）年6月2日 筆者撮影

* 都市社会文化研究科博士前期課程2016年3月修了

合わせする人達の連絡手段として利用されてきた。しかし携帯電話の普及等もあり次第に使う人が減少し、誰にも気付かれることもなく姿を消していった。

伝言板に関しての先行研究としては赤井（1997）、二宮（1997）が、伝言板に書かれたメッセージを収集しメッセージ内容の特徴等について研究を行った例はあるが、伝言板の歴史及び使われ方の変遷等についてまとまった報告はなされていない。そこで伝言板が何時頃どのような目的で始まり、社会の中で使われてきたのか、なぜ急速に無くなっていったのかについて調査・研究をおこなった。

1. 伝言板の歴史

日本の鉄道は1872（明治5）年に新橋－横浜間が開業、その後1889（明治22）年には新橋－神戸間が全通し、日本鉄道、山陽鉄道等の民営鉄道の建設も進められ明治30年代後半には全国の幹線網がほぼ完成し日本の近代化を推し進める基幹交通として重要な役割を担っていった。新しい交通手段が整備され鉄道による移動が増加していく中で鉄道を利用する人々間の連絡用として駅に設置されたのが伝言板であった。この章では伝言板の始まりから、全国に設置が広がった理由でもある国有鉄道での規程の実際と新規設置がなくなっていった時期について見ていく。

1.1 伝言板の始まり

国有鉄道における伝言板の始まりは1904（明治37）年に鉄道作業局が新橋・品川・横浜・名古屋・京都・大阪・三宮・神戸の8駅に設置した「告知板」が最初である¹。鉄道作業局局報によれば、大きさは縦一尺五寸、横二尺五寸であり、板面に使用方法や6時間で消すこともある等

の注意事項が書かれていた。一般的にはこの「告知板」が日本最初の伝言板とされている。しかし鉄道作業局の設置以前、1899（明治32）年に讃岐鉄道（知らせ板）、1903（明治36）年に北越鉄道（伝言標）等いくつかの私鉄で名称は異なるが伝言板の設置が始められている²。

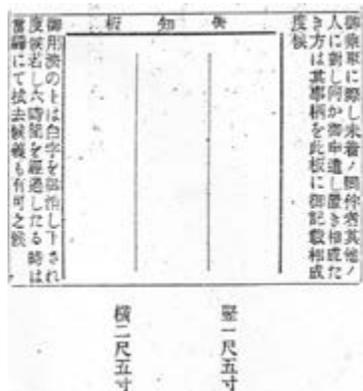


図2 鉄道作業局が設置した告知板
明治37年12月27日鉄道作業局局報より

これら伝言板が設置された目的は、一緒に列車に乗る予定の人々が時間通りに来られなかった時に先発する人が行先等を記入しておくためであった。当時は旧暦の一刻（約2時間）を単位とした生活習慣から、現在のような細かな時間を意識した生活への移行の過度期であり、鉄道のような分単位の時刻での運行に不慣れであった人々も多く、また今のように時計が普及しておらず列車の時刻に遅れてくる人に対することづての必要性が高かったことから設けられた³。

また、伝言板の設置は鉄道利用者獲得に向けたサービスという一面もあった。伝言板の設置が始められた明治30年代は全国各地で鉄道の建設が進み、明治33年度から明治38年度までの5年間で全国の鉄道営業距離は約25%増加しているが⁴、その間の利用人員は日露戦争に伴う軍事輸送の影響もありほぼ横ばいで推移していた。そのため、国有鉄道含め各鉄道会社では沿線案内等の作成や割引切符を発行するなど旅客誘致に力を入れていた時期であり、鉄道案内所（明治31年、新橋駅）、市中出札所（明治36年、大阪淡路町）等鉄道利用者向けのサービスもいくつか開始されており、これら鉄道利用者向けサービスの一つとして伝言板の設

置も始められた。

1.2 国有鉄道における規程化

伝言板が全国の駅に設置された理由としては、国有鉄道において伝言板（告知板）の様式等が規程として定められたことがあった。最初に規程が定められたのは1913（大正2）年2月4日の（総裁）達第五十三号であり、「停車場掲示札類ノ文言及著色別紙ノ通相定ム」として駅に設置される各種掲示類（停車場入口駅名札、発車時刻他）の一つとして「告知板」の様式が定められたもので、図3のように欧文の様式も定められていた。規程によると管理局長が不必要と認めた場合を除きこれら掲示札類は各駅に設置する事となっていたことから、これ以降国有鉄道の全国各駅に設置が進められていった。



図3 1913（大正2）年
達第五十三号で定められた告知板

この規程自体は国有鉄道内部向けの物であり私鉄において伝言板（告知板）を設置する必要はなかったが、連絡運輸等国有鉄道と密接な連携をとっていたことから、私鉄においても国有鉄道の規程を参考に広く伝言板の設置が広がったものと考えられる。

その後の規程の変遷だが、1927（昭和2）年に「鉄道掲示例規」として、それまで個別に制定されていた駅や車内に設置される各種掲示類の様式や使用する文字の表記等を整理し一本化されており、その時に名称が「告知板」から現在の「伝言板」に変更されたと思われる⁵。その後、戦時中の一時期には「旅客よりも寧ろ市民たちに利用されがちで時には

街の若い人達の逢曳の仲介さへつとめてゐる傳言板が時局下にそぐはないサービス」⁶とのことで国有鉄道の規程から外された時期⁷もあったが、1973（昭和48）年9月29日の旅達第78号の「鉄道揭示基準規程」で除外されるまで、国有鉄道の揭示規程の中で伝言板の設置場所、大きさ、レイアウト等の様式が定められており、顧客サービスの一環で駅に設置するものとされていた。

1973年に国鉄の規程からなくなったものの、すぐに伝言板の撤去が進められたわけではなく、国鉄分割民営化の直前まで上越・東北新幹線（1982年開業）、横須賀新線西大井駅（1986年開業）等、新規開業の路線や駅では伝言板の設置が継続して行われており、既存の伝言板についても継続して維持されていた。しかし1986（昭和61）年の国鉄分割民営化以降、JRにおいては新規の伝言板設置はほぼ無くなっている。

私鉄の場合は会社によって対応は異なっており、阪神電気鉄道や東京都交通局等早期に伝言板の設置を行わなくなった会社もあったが、帝都高速度交通営団（現東京メトロ）や横浜市営地下鉄、名古屋市営地下鉄等では2000年以降も新線開業時に各駅に伝言板の新設が継続されていた例もあった⁸。しかし、その後は携帯電話の普及もあり新規設置はもちろん、既存に置かれていた伝言板も次々と撤去され現在ではほとんど見かけることはなくなってしまった。

2. 伝言板の使われ方の変化

伝言板の利用が始まった明治後半から、最近までの伝言板の使われ方をみてみると、戦時中および戦後の混乱期は別にして利用目的が大きく2回変化してきている。当初の一緒に列車を利用する人同士の連絡用から街中の便利な待ち合わせ場所としての利用へ、そして1980年代以降は

若者たちのコミュニケーションの場としての使われ方に変化していった。この章では新聞、雑誌等で取り上げられた伝言板のメッセージ内容から伝言板の使われ方がどのように変化していったのかをみていきたい。

2.1 鉄道利用の同伴者間の伝言用 明治後半～大正時代

伝言板は鉄道を利用する同伴者間の伝言を目的として設置されたものであり、1899（明治32）年讃岐鉄道に設置された「しらせ板」を紹介した新聞記事⁹では次のように使用方法が例示されていた「例へば乗客甲なるもの多度津停車場にて乙を待合すも乙は来らず其内列車は出發せんとするにより甲は乙に自己の行先若くは其他の事を通ずるの必要ある場合は右『しらせ』板に簡明に其旨を記載し置くときは乙は甲の出發後停車場に来るも其の消息を知ることを得て乗客には非常の便利と云べし」、国有鉄道に設置された「告知板」においても「旅客カ未着ノ同伴者等ニ對シ告知シ度キ事項アルトキ之ヲ記載シ置クノ便ニ供セリ」¹⁰とされており、列車を利用する同伴者間の連絡用として設置が始まった。その後、1910（明治43）年に鉄道院が発行した『鐵道院線沿道遊覽地案内』の「鐵道案内」のページで告知板の使用法の紹介がなされるなどもあり、利用が広がっていった。実際の使用例としては、1910（明治43）年の小説¹¹に東京に家出をする親友の見送りを約束した少女が列車の時間に間に合わず、親友が告知板にメッセージを残していくという話や、1911（明治44）年の『読売新聞』¹²で年末の新橋駅の風景として紹介されている中に、「間に合わぬ一時十分で多崎」や。「上野に向かう」等のメッセージが紹介されている。

2.2 待ち合わせでの連絡用 昭和初期～昭和50年代前半

昭和時代は伝言板が広く認知され利用が広がっていた時期である。待

ち合わせの時間に遅れてくる人に向けて伝言板にメッセージを残していくということが広く行われ、街中の便利な待ち合わせ場所として駅や伝言板が広く活用されていた。鉄道を利用する人々の間の連絡用であった伝言板が、街中の待ち合わせ場所における連絡用として利用が広がっていった背景には、都市圏における鉄道利用の大きな変化があった。鉄道の開業当初は旅行や商用等特別な人に限られていた鉄道利用が、大正から昭和初期には都市圏への人の集中に伴い住宅地が郊外に拡張され、郊外と都市圏を結ぶ私鉄の新規開業や電車化が急速に進められた。これら郊外を結ぶ私鉄と、山手線や都市内の主要な交通機関であった路面電車との接続駅がターミナルとして整備されにぎやかな繁華街が形成され買い物や娯楽の場所となることで、駅は人々が集まる結節点となっていた。それにより各ターミナル駅は人々が集まる待ち合わせの場所となり、そこに置かれている伝言板が待ち合わせの場合の便利な連絡手段として活用されていった。

1935（昭和10）年発行の『流線型アベック』¹³では東京近辺のデートする場所がいくつか紹介されているが、その中で待ち合わせ場所として東京の主要駅の伝言板の場所が構内案内図の中に書かれている。この本の中では、各駅の伝言板に書かれたメッセージもいくつか紹介されているが、上野駅の伝言板の内容は以下のようなものであった。「日光行きを中止し上高地に行く頼む K」,「春子君、暫く待ったが来ないのでブラブラ歩く途中で会える KS」,「内田君、四時迄待ってゐたが、時間を守られたし 岩淵」,「二時半までお待ちしたが原さん見えないから帰ります T子」,「渋民村の小父さん、直ぐ電話下さい 守」,「地下室明葉へ 高野生」このように、昭和初期には列車利用に限らず普通の待ち合わせと思われる伝言が目立ってきており、街中の待ち合わせ場所における連絡手段として駅の伝言板が広く使われていたことがわかる。

その後、戦後の一時期は不良グループの連絡用に使われたりもしたが、昭和30年代から40年代は伝言板が待ち合わせ場所のシンボルとして広く認知されていた。1967（昭和42）年の『週刊サンケイ』の「おせっかいレポート」¹⁴では、山手線各駅の伝言板について調べ各駅の土地柄等特徴が現れていると書かれている。例えば上野駅では「八時半まで待ちましたが見当たらないので一応アパートへ帰ります一八重子。仙台の兄さんへ」、「先に公園へ行く一寺崎」等、東北地方からの東京の玄関口であり上野公園がある上野駅らしさが表れており、有楽町駅は「ター坊30分待ったわよ、先に行く一モコ、ヨーミ」等、銀座の入り口ということで若い男女が多く妙なニックネームがちらほらとのこと。新橋駅は「阪田商会の車へ。時間が来たのでタクシーで行きます一山岸」等、商用の伝言も見られる。高田馬場駅では学生の街らしく「伊藤へ、ジャン荘で待つ一渡辺」等。池袋駅は一番若さを感じるのことで「アッチ先に行くよ一五人の美女」、「ヒロミごめん、場所を書け一丸井」等があげられている。当時は今と異なり、待ち合わせている当人同士の連絡手段は家や会社等を出してしまうとほぼ皆無であったため、相手が何らかの理由で約束の時間に来なかった場合には伝言板にメッセージを残しておくしかなく、ターミナル駅の伝言板は何時もメッセージで埋まっていたものであった。

2.3 伝言板利用の変化

1980年代以降

そのような中1980年代から1990年代にかけて伝言板に書かれるメッセージが待ち合わせでの伝言から、仲間同士のコミュニケーションの場や落書きの場へと変化をしていった。1986（昭和61）年の雑誌『月刊国際商業』の中の随筆¹⁵では次のような伝言板の使われ方が紹介されている。駅は特定せずA駅となっているが、「To B from R, 今日の社会学言論

休講になってしまったよ～。だからこれから〇〇へ行って来るネ」という書き込みがなされ、三時間後には'R'の書き込みが消されて同じ場所に「To R from B, 休講になってよかったネ!! 〇〇はどうだった?」と書かれていたとのことである。このように伝言板を通じて仲間間で会話を始めたのである。仲間や知り合いとの間でコミュニケーションを楽しんだり、一種の自己表現の場として伝言板を利用するという使い方は、直接顔を合わすか電話（固定電話）や手紙以外のコミュニケーション手段を持てなかった当時の若者が創りだした新しい文化であった。その後、1994年の『暮らしの手帳』で取り上げられている伝言板の使用例は以下のようなものであり、待ち合わせに関する伝言はほとんどなく、仲間に向けての種々のメッセージのやりとりが伝言板上で繰り返されるようになっていた。

「ゆみえ こみさんにおこられたよ」

「あゆ ひまなの はな」

「大吾 LOVEあすか」

「なか 今日お手紙を書きます。明日出すので明後日につくでしょう?
まゆ」

「マユへ おてがみありがとうございます！私も近いうちにかきます ナカ」

「ナカへ 急がなくていいよ」

最後の3件は伝言板上で「なか」と「まゆ」という友達同士が会話をしているようである。このように伝言板という公な場所でありながら、仲間間のプライベートな会話が繰り返されるようになっていった。さらに1990年代後半になると、朝学校の最寄り駅に着いた学生が後でその駅を利用する友達に「先いく…」といった、今のLINEやTwitter等でのメッ

セージ交換を先取りするかのような短いメッセージを挨拶代わりに残しておくという使われ方が頻繁に行われていた。ただ、これらの若者たちのコミュニケーションとしての伝言板も2000年前後の急速な携帯電話の普及によりその役目を携帯電話などの新しいメディアに譲り渡し、急速にその姿を消していった。

3. 伝言板撤去の理由

伝言板が無くなったのは、携帯電話の普及で待ち合わせ時に直接相手と連絡が取れるようになり、伝言を残す必要がなくなったからと言われている。確かに新聞紙上で伝言板が無くなってきたことが話題になったのは携帯電話が急激に普及し始めた1996（平成8）年から1997（平成9）年であった¹⁶。しかし、そのころ既に伝言板が無い駅が少なからず存在していたということは、携帯電話普及の前から伝言板は無くなりはじめていたということになる。ここでは伝言板の撤去の裏にあった待ち合わせの変化を含めて考えていく。

3.1 伝言板が撤去された時期

伝言板は何時ごろから無くなり始めたのだろうか。新聞紙上で最初に記事になったのは、1996（平成8）年12月5日の『読売新聞』東京朝刊であり「次々姿消す駅の伝言板 若者たちのいたずらの場 携帯電話の普及も一因」との見出しで以下のように書かれている。

◆利用者へ いたずら書きばかりなので撤去します／鉄道会社
待ち合わせには便利だった駅の伝言板が、最近では若者たちのいたずら書きの場と化している。携帯電話の普及で、頼りにされる頻度が

減ったためとみられる。このため、「あっても場所を取るだけ」と撤去する駅も出てきた。

記事の中でJR及び小田急の状況について、「東京のJR主要駅は最近、伝言板を撤去し始めた。乗降客数ベスト3の新宿、池袋、渋谷には既がない。『利用が少ないうえ、人通りの多い所に置かれているので通勤時間帯の通行の妨げになる』（東京地域本社広報課）というのが理由。」「小田急電鉄でもかつては六十九駅すべてにあったが、今は七割程度。駅舎改築を機に撤去というケースが多い。伝言板に載せる広告主との契約期間が切れたら更新しないという駅もある。」と書かれている。このように、1996（平成8）年は携帯電話が急速に普及し始めた時期であるが、その時点で伝言板の撤去がすでに進んでいたことがわかる。

これより早く、伝言板が撤去されたことにいち早く気がついて1989（平成元）年に調査を行ったのが小説家の井上ひさし氏であった。井上は『週刊文春』誌上に連載していた「ニホン語入門」¹⁷というコラムの中で次のように書いている。「国鉄がJRになってから、駅の構内の伝言板の数が減ってきたような気がする。『気がする』ではどうも落ち着かぬ。そこで十月十日、十一日、十二日の三日間（午前十時から午後四時まで）山手線各駅と地下鉄駅（丸ノ内線新宿）を見て回った。たしかに伝言板はなくなってきている。山手線だけに起っていることかもしれないが、新宿、巣鴨、新橋、品川、渋谷、そして代々木には、設置されていなかった。」このように携帯電話の普及以前にJR（東日本）では撤去が既に始まっていた。撤去の理由について井上は実際に駅員に尋ねているが、「なにしろ落書きが多い」（新橋駅）、「スペースがない。それに利用者もあまりいないので」（巣鴨駅）とのことであった。このように、待ち合わせ時の伝言を書くという使われ方は既にほとんど行われていなかった。こ

れ以降、1997年になるとJR各社はほとんどの駅で撤去が進んでおり、私鉄においても阪神電鉄では全て撤去済、近畿日本鉄道、阪急電鉄等でも半分以上の駅で撤去されていた。このように、携帯電話が急速に普及する以前から、落書きの増加や利用の減少を理由に伝言板はJR始め一部の私鉄では撤去が始められていたのである。

3.2 伝言板撤去の理由 —— 待ち合わせの変化

前章でみてきたように1980年代以降伝言板の使われ方はそれまでの待ち合わせに関連する伝言が減少し、そのスペースを埋めるかのように利用者が若者中心となり自己アピール的なメッセージや仲間内での会話的な利用に変化していき、伝言板が撤去される原因となっていった。

その変化の要因としては伝言板をとりまく環境において、次の2つの特徴的な変化があったからである。一つは待ち合わせ場所の変化である。以前は駅の改札が待ち合わせ場所としてよく使用されていたが、渋谷のハチ公前や新宿の紀伊國屋書店待ち合わせの名所と言われる場所や、駅近くの商業施設に待ち合わせ場所が変化していった。二つ目は通信分野の技術の発展で伝言板に変わる連絡手段が一般化してきたことである。

待ち合わせ場所が駅の改札口ではなくなっていったのは、駅前の再開発等を契機としての駅の改築や建て替えに伴う駅の構造の変化、駅を中心とした商業施設の増加が背景にある。私鉄ではターミナル駅の駅ビル化は、阪急梅田駅や東武浅草駅等大正時代から昭和初期にかけて沿線の買い物客誘致の意味合い等から始まっていたが、大都市圏への人口集中に伴い沿線で大規模住宅開発が進められた結果、輸送力増強のため国鉄と接続するターミナル駅は百貨店等大規模商業施設を併設する形で整備が進められていった。国鉄の場合は戦後の復興を進めるにあたって地元資本を駅の建設に取り込み商業施設を含んだ民衆駅として全国で駅ビル

化が進められ、1960年代後半から1980年代にかけて大都市圏や地方中核都市のターミナル駅周辺は新たな商業ビルや施設が次々に建設されていった。これら大規模な駅ビルや百貨店ができたことにより、待ち合わせと言えば駅の改札口・待合室など伝言板の近くだったのが、駅近辺の商業施設が新しい待ち合わせ場所として利用されるようになっていったのである。また、繁華街中心に待ち合わせの名所と言われる場所が出現し、TVや雑誌等ではやりの場所が紹介され、どこで待ち合わせをするかが一種のブームとなっていった。実際、1980年代後半から1990年代にかけて週刊誌等で東京の待ち合わせ場所の案内が何度か特集されている。このような待ち合わせ場所の変化に関連して、白井宏昌（1995）らは「待ち合わせ空間における構成要素・位置と利用度の関係性に関する研究」¹⁸にて、待ち合わせ空間における構成要素の重要度について調査を行っている。この調査では、待ち合わせ空間における構成要素について、重要でない：0点から重要である：4点までアンケートで点数をつけてもらい集計を行っているが、もっとも重要であるとされたのが、「特定の名前がある」¹⁹で得点評価指数は3.09であった。2番目に評価指数が高かったのは「時計装置」で3.05、以下2.99で「電話」、「像・モニュメント」、「屋根」が並んでいて、「伝言板」は2.54で9番目であった。この調査が実施されたのは1995（平成7）年前後で携帯電話利用者はまだ限られていたが²⁰、すでに待ち合わせ時の伝言板の重要度はそれほど高くはなく、近くに電話をかけられる場所ということで、家庭あるいはオフィス等を中継点として相手からの伝言が入っていないかについて確認する事で伝言板に頼らない待ち合わせに変化していたのである。

3.3 駅の構造の変化と新しいツールの登場

待ち合わせ場所が駅の改札口や待合室から街中に移っていく中で駅の

構造も変化していった。以前、多くの駅には待合室が備えてあった。今でも地方の主要駅では待合室があり、売店や立ち食いそば屋等が見られる駅も多いが、大都市圏の駅では待合室自体ほとんど無くなっている。鉄道利用が特別な用事の時であった時代には、人々は列車の時間にあわせて駅に向かい待合室で列車を待つのが当たり前であったが、通勤・通学や日常の買い物客が利用するようになり、列車の本数が増えたことで列車を待つのではなく、駅に着いたときに最初に到着した列車に乗ることで、駅の構造は「滞留型」から「流動型」の駅に変化していった。朝夕の通勤・通学や休日の買い物客等短時間に集中する乗降客を処理するために、改札口から広いコンコースで街中や駅ビルに人を誘導する構造となり、駅の改札口が待ち合わせに適した場所ではなくなっていった。待ち合わせを行う人は人の流れが激しく混雑する駅の改札口近辺ではなく、お互いにわかりやすく立ち止まって待つことができる、待ち合わせの名所や商業施設が待ち合わせの適所となっていく。これを可能にしたもうひとつの要素は電話の発展である。電話及び公衆電話²¹の急速な整備が進み、出かける直前での予定変更等の連絡が可能になったことや、会社や自宅を経由する形でお互いの行動の確認などが容易となったことにより待ち合わせにおける伝言板の必要性が薄れていった。特に1985年の電電公社の民営化以降、電話機販売が自由化され家電各社が製造販売に参画したことにより、留守番電話機能等家庭用電話機の高機能化が進み、外出先からでも自宅の電話に入った伝言メッセージを確認する事が可能になるなど、待ち合わせで行き違いがあった場合でも色々な方法で相手と連絡をとり、伝言する事が出来るようになってきたのである。

以上のように伝言板が撤去されていった背景としては、携帯電話の本格的普及以前に駅の構造の変化とともに待ち合わせ場所が街中の待ち合わせスポットに変化していったこと、予定変更などが発生した場合の連

絡手段として公衆電話をはじめ留守番電話機能やポケットベルなどの通信サービスの充実により、伝言板という相手に伝わるか否かが不確実で信頼性に乏しいツールのニーズが薄れてきたことがあった。その結果、伝言板は待ち合わせに使われることが減り、若者たちの新しいコミュニケーションの場としての使用が目につくようになっていった。そのことが鉄道会社から見た場合にいたずら書きの増加と捉えられ撤去が更に加速される結果となっていたのである。

おわりに

本研究では、明治後期に鉄道を利用する旅客向けサービスとして設置が始まった「伝言板（告知板）」の歴史を明らかにするとともに、伝言板を使用する人々や、そこに書き込まれたメッセージの変化がどのような理由から引き起こされたかについて考察を進め、以下のことを明らかにすることができた。

- ・ 駅における伝言板の始まりは、鉄道網が全国に整備され鉄道を利用した旅行が盛んになってきたことにより、旅行同伴者同士の行き違いがあった場合などの連絡用として、讃岐鉄道、鉄道作業局などで設置がはじまった。その後国有鉄道において駅に設置する掲示物の一つとして様式が定められたことから、全国に広まっていった。
- ・ 最初是一緒の列車に乗る同伴者が遅れた時の連絡用の目的で設置された伝言板であったが、鉄道の発達に伴い伝言板は待ち合わせ場所のシンボルとして広く認知され利用されていった。しかし1980年代前後から伝言板は若者たちの新たなコミュニケーションの場となり、待ち合

わせに関係のないメッセージや落書きが目立ち、携帯電話の普及以前からJR及び一部の私鉄では伝言板の役割は終わったとし、撤去が始められていた。

- ・伝言板が待ち合わせで使用されなくなったのは、ターミナル駅中心に大規模商業施設ができ、駅の構造が複雑化したこと等で待ち合わせ場所が駅から街中に変化していったこと、及び公衆電話の整備や留守番電話機能等により種々の方法で相手と連絡をとることが可能となってきたことにより、伝言板のような不確実な連絡手段に頼る必要性が薄れてきたためであった。

伝言板を使う機会はほとんどなくなったが、今でも一部の駅では見ることが出来る。ただ一部をのぞき、そのほとんどは意識的に残しているというよりも、単に撤去していないだけのようである。ただ、新しい動きとしてイベント等にあわせて新規に伝言板を置いた駅がいくつかある。JR弘前駅では駅職員の発案で「旅行者には、訪れた津軽で感じたこと、地元の人には『弘前にはこういう所があるよ』というPRを書いてほしかった」ということで

「思ひ出ひろひろボード」と名づけられた伝言板が2015年に設置された。また鉄道をテーマにした映画として「RAILWAYS」



図 6.3 RAILWAYS出演者のメッセージが残された富山地方鉄道上市駅伝言板 2014.9.19筆者撮影

が2010年に一畑電車を舞台に、続編が2011年に富山地方鉄道を舞台に作られたが、この映画の出演者がメッセージを書き込んだ伝言板が、一畑電車出雲大社前駅及び富山地方鉄道上市駅に各々設置されている。小学生からお年寄りまで、ほとんどの人が携帯電話・スマートホンを持つ時代となり、伝言板も今やノスタルジィーの中でしか存在意義を見出せなくなってしまうようである。

参考文献

- 赤井正二 (1997) 「伝言板の研究 一都市コミュニケーションの小道具―」『立命館教育科学研究』第11号立命館大学人間科学研究所.
- 原田勝正・小池滋・青木栄一・宇田正編 (1986) 『鉄道と文化』日本経済評論社.
- 橋本毅彦・栗山茂久編著 (2001) 『遅刻の誕生：近代日本における時間意識の形成』三元社.
- 日本国有鉄道編 (1969-1974) 『日本国有鉄道百年史』日本国有鉄道.
- 日本国有鉄道総裁室文書課 (1949-1987) 『鉄道公報』日本国有鉄道. (鉄道博物館所蔵)
- 二宮昭 (1997) 「コミュニケーション手段としての伝言板の研究 一メッセージの特徴分析からみた現代における利用のされ方 (その1) 一」『愛知淑徳短期大学研究紀要』第36号 愛知淑徳短期大学.
- 小川武 (1935) 『流線型アベック』丸之内出版社.
- 小野田滋 (2013) 「鉄道駅の歴史」『基礎工』2013年1号P6-9 総合土木研究所.
- 須田寛 (1978) 『時刻表にみる国鉄旅客営業のあゆみ』日本交通公社.
- 田中大介 (2010) 「待ち合わせの変容」『フラット・カルチャー：現代日本の

社会学』P333-340 せりか書房.

帝国鐵道庁・鐵道院・鐵道省（1907-1943）『鐵道公報』帝国鐵道庁・鐵道院・
鐵道省.（鐵道博物館所蔵）

鐵道時報局編（1899-1943）『鐵道時報』鐵道時報局.

鐵道院運輸部（1909-1911）『鐵道院線沿道遊覧地案内』鐵道院.

鐵道作業局（1904-1907）『鐵道作業局局報』鐵道作業局.

辻村和子（1986）「伝言板あれこれ」『月刊国際商業』1986年8月号 P105
国際商業出版.

植松美佐男（1910）『月見草』本郷書院.

運輸大臣官房文書課（1945-1949）『運輸公報』運輸省.（鐵道博物館所蔵）

運輸通信省（1943-1945）『運輸通信公報（運輸版）』運輸通信省.（鐵道博物
館所蔵）

- 1 『明治三十七年度鐵道作業局年報』P11に以下のように記載されている。「同
年（注:明治三十七年）十二月ヨリ告知板ヲ新設シ之ヲ新橋品川横濱名古屋
京都大阪三宮及神戸ノ八驛ニ掲出シ旅客カ未着ノ同伴者等ニ對シ告知シ度
キ事項アルトキ之ヲ記載シ置クノ便ニ供セリ」.
- 2 讃岐鐵道については1899（明治32）年4月25日付『鐵道時報』に、北越
鐵道については1903（明治36）年8月1日付『読売新聞』に各々「シラセ板」、
「伝言標」が設置されたとの記事が出ている.
- 3 1899（明治32）年3月25日の『鐵道時報』の「漫録」というコラムに「通
信板の掲示」と題して、待ち合せに遅れてくる同伴者向けに駅に黒板を掲
げ白墨を備えおいて消息等を書き残せるようにしておく事を要望する記事
が掲載されている.
- 4 1905（明治38）年の鐵道營業マイル（1マイルは約1.6km）は国有・私
有あわせて計4782.8マイルであった.

- 5 1927（昭和2年）の「鉄道揭示例規」で定められた様式等の資料は残っていないが、1931（昭和6）年5月26日付『読売新聞』朝刊9ページに掲載されている新宿駅の写真では「傳言板」となっていることから、ここで変更されたと筆者は考えている。
- 6 「姿消す驛の傳言板」『読売新聞』1941（昭和16）年6月25日夕刊2ページ
- 7 1942（昭和17）年3月30日（施行は4月1日）達一六三号にて鉄道揭示規程の見直しが行われた際、伝言板の規程が無くなったが、1946（昭和21）年4月1日 達第一七六号で復活している。
- 8 帝都高速度交通営団（現東京メトロ）では2003年に地下鉄全駅で携帯電話が使用可能になり、それ以降新規設置は行われなくなった。
- 9 脚注2に同じ
- 10 鉄道作業局編（1905）『明治三十七年度鐵道作業局年報』P2 鉄道作業局。
- 11 植松美佐男（1910）『月見草』P91 本郷書院。
- 12 「歳晩の景色（十六）新橋停車場」『読売新聞』1911（明治44）年12月29日 朝刊3ページ。
- 13 小川武（1935）『流線型アベック』丸之内出版社。
- 14 「おせっかいレポート」『週刊サンケイ』16巻8号（1967） P56-57 産業経済新聞社。
- 15 辻村和子（1986）「伝言板あれこれ」『月刊国際商業』1986年8月号P105 国際商業出版。
- 16 携帯電話・PHSの加入率（人口比）は総務省情報通信統計データベースによれば1995年度末が9.4%、1996年度末が21.5%であった。
- 17 「ニホン語入門：伝言板の研究」1989 『週刊文春』1989年10月26日号 文藝春秋
- 18 白井宏昌・佐野友紀・林田和人・渡辺仁史（1995）「待ち合わせ空間にお

ける構成要素・位置と利用度の関係性に関する研究』『日本建築学会大会学術講演梗概集（北海道）』日本建築学会。

19 「特定の名前がある」というのは、互いに場所の共通認識が得られやすいということであり、複数の路線が集中するターミナル駅では改札口が多数設けられるなど構造が複雑になり相手を見つけにくいといったことから待ち合わせに適さなくなっていた。

20 脚注16参照。

21 街頭公衆電話の設置台数は1980（昭和55）年の37万台から、1990（平成2）年には72万6千台となりピークの1994（平成6）年には80万2千台と急増している（『通信白書』各年度版より）。

ソーシャルワークにおける 全人的支援とは何か

—生活福祉資金貸付制度に関わる相談援助の実践について再帰的省察とソーシャルワーク論の再構築—

小 山 英 郎*

本研究は、1955年から社会福祉協議会が実施してきた低所得者向けの融資制度「生活福祉資金貸付制度（旧世帯更正資金貸付制度含む）」を対象に、歴史と社会について（第1部）と支援対象者と支援者との関係について（第2部）を検討した。そもそも経済生活が破綻している、あるいはその可能性が高い支援対象者に融資をするという支援手段が社会福祉の援助として主流ではない。また、社会制度ではあるものの、国会で成立した法律ではなく、厚生労働省社会援護局局長通知で運用されているため、その政策過程や評価に関する公開資料が極端に少ない。制度が成立してから約60年経過しているが、生活福祉資金貸付制度は一般にはおろか、社会福祉分野の研究者の中でも知られておらず、これを対象とした研究自体も少ない。このため、本研究では歴史や社会、個別支援まで広範に検討を行い、社会問題としての提示することに意義を求めた。

第1部では、歴史と社会について検討した。生活福祉資金貸付制度は、低所得者の経済的自立に対して有効な社会制度であったのだろうか。社会福祉協議会や民生委員協議会の年史といった文献調査からも、直近の調査報告書からも、これを確認できる資料は見当たらなかった。筆者は当該制度を利用することによって、新たな貧困層の創設に手を貸してい

* 都市社会文化研究科博士前期課程2016年3月修了

ると評価している。

この制度は1955年に成立した旧世帯更正資金貸付制度を起源としており、それは世帯更正運動という民生委員の実践から旧厚生省が当時1億円の予算を計上し、社会制度として成立した。これは、GHQ、旧厚生省、民生委員といった支援者側の都合で成立したもので、支援対象者側からの要求でもなく、GHQからは支援者として不適切と判断され、保護行政から排除され、解散の憂き目に遭った民生委員がその役割を社会的に回復する意義の強いものであった。

制度成立時は、生業費、支度費、技能習得費の貸付があり、これは当時の経済・雇用政策を補完するかたちで開始した。その後、多くの特例貸付や改正がなされるが、その特徴は、効果があることは問われず、即応性と合意形成の難しい政策課題に対応することにあった。支援対象者についても当初のボーダーライン層から、2000年に入ってからには現に貧困状態にある人に拡大した。また、支援者も、初期には民生委員の相談支援活動であったものが、年を追うごとに関与を薄め、2001年の離職者支援資金からは社会福祉協議会職員による面談へと推移している。

国は、経済生活の困窮に対して平成27年度からは生活保護制度だけではなく、生活困窮者支援事業を施行し、多様で重層的な支援制度を予定している。しかし、生活福祉資金貸付制度そのものは、メジャーな社会制度の建前と運用の変更を行わず、ある種の社会規範を保持し、地政学や国際関係でいうところの「緩衝地帯」的な役割を引き受けてきた歴史がある。これはこの国の統治者にとって便利な社会制度であり、今後もこの役割が変わることはない。このため、支援現場は社会の矛盾の縮図であり続け、支援者は多くの葛藤を抱えることとなる。しかし、広くソーシャルワークは制度の枠内だけで実践されてきたわけではない。

第2部は、支援対象者と支援者との関係を検討した。筆者の職務の個

別性から検討を始め、社会理論に統合し、再帰的に考察する記述をとっている。

第3章では支援対象の問題を検討した。現場での実務経験を持つ筆者は、実務で対応したケースを思い出し、その特徴を分析し、それを基に問題構成を行った。そこで、筆者が経験的に把握した「支援のしやすさ」「支援のしにくさ」という分類を軸に、本人、家族関係、社会関係、関係機関といった点からの特徴を抽出した。この支援のしやすさしにくさは、バイスティックの『ケースワークの原則』にある「クライアントの自己決定」に多く符合する。支援のしやすさという点では全体の約15%程度がそれにあたり、「自立のプロセスを自分の言葉で説明でき、主体的に取り組んでいる」という特徴があり、残り約85%は支援しにくく、「支援対象者はお金を借り入れたいのであって、そもそも相談支援を望んでいない、とにかく金さえあればという考えにとらわれていて、自身の自立に向き合っていない」という特徴があった。

このような特性を持つ支援対象者に対して、フレイレの「課題提起型教育」の理論からその介入方法を検討した。課題提起型教育は、成人の識字教育に有効であった理論で、その手法は多数の生徒に一方的な情報伝達を内容とするものではなく、教師と生徒の真摯な対話を通じて、社会生活における言葉を獲得し、教師と生徒の互いの省察を促し、世界を構成することにある。これは生徒だけではなく、教師自身もまた対話を通じて問題の再構成を図る点で既存の社会福祉援助技術論とは一線を画す。

バイスティックは「クライアントの自己決定」がケースワークの核心であることを主張しつつも、支援機関の脆弱性もまた指摘している。このため、第4章では支援者の問題を検討した。リプスキーは、対人援助サービスに関わる支援者を「ストリート・レベルの官僚」と名づけ、支

援者の職務状況や特徴を実証的に研究した。その特徴は次のとおり。①資源は彼らが遂行すべきであるとされている職務の程度に対して、慢性的に不足の状態にあること。②サービスに対する需要は、供給を超えてたえず増加する傾向にあること。③彼らが所属している組織の目標に対する期待は、曖昧で漠然としており、しかもそれらは相互に葛藤しあう傾向がみられること。④目標の達成に向けて、どの程度の業績を上げたかは、もし測度が工夫できなければ知ることは難しいこと。⑤対象者は通常自発的ではない。そして部分的には、その結果ともいえるが、対象者の大部分は、官僚にとって第一義的な準拠集団とはなりえないことである。

「ストリート・レベルの官僚」は、社会の矛盾を引き受けた現場にあり、多くの葛藤を抱える。支援者は、人を対象としているため、あまりに複雑な対応をせざるを得なく、支援の実行に際して裁量を持つことになり、葛藤を抱えることになる。葛藤を抱えること自体、リプスキーの議論からは悪いことではない。もし、支援者の裁量を排しまえば、それは個別支援を放棄したことになり、あくまでも人が人を支援する意味を重視した。

支援者の問題に対しては、ショーンの「省察と実践」を手懸りに検討した。ショーンは、医学や工学のように厳密性を定義できない教師やソーシャルワーカーは長く劣った専門性として低く見られてきたが、厳密性という意味で曖昧であり続ける分野の多くは社会にとって必要なことが多いという。この熟達を中心になる方法が、専門家とクライアントとの対話、自身に対する省察、職務状況に対する省察であり、それは現場における実践を通じてのみなされるという。

最終の第5章では、全人的支援について検討した。それはこれまで第3章、第4章で検討してきた個別支援のあり方に対して、現状の問題点

を整理した上で、社会福祉の理論、家族のあり方、支援者の行う不平等な取り扱いという点で、再帰的に検討した。

社会福祉の理論では、岡村重夫は、専門分化した社会における支援が「法律による福祉」で裏づけた専門職員の行動であり、専門機関の都合のみを優先する支援（「客観的側面」）に終始することを指摘した。専門機関の職員は「法律による福祉」を頼りに支援を始めるが、岡村は専門機関の業務の範囲を超えたところに本来の社会福祉の実践があると主張する。それは支援対象者の「主体的側面」を考慮した支援であり、「自発的社会福祉」として「法律による福祉」に改良を加える行為にあり、両者の統合こそが本来的な社会福祉の実践であるという。岡村は、貧困者に対する支援はそのように実践されてきた歴史であることを主張する。

また、生活福祉資金貸付制度は旧世帯更正資金貸付制度から一貫して、家族を支援することを目的としているものの、1955年の制度発足当初と現代家族ではそのあり方が異なるため、これに検討を加えた。山田昌弘、藤森克彦らの研究によれば、家族に多くの社会保障機能を背負わせており、それが現在では破綻する兆しがあるという。サラリーマンの父親、専業主婦の母親、子ども2人で構成する核家族を標準にしているとよく言われているが、近年はこの標準にあてはまらない人が増加し、特に単身者世帯が国民の全世帯の3割程度に達している。また、本研究第3章からは、良くも悪くも家族の影響がある。子どもを社会化する機能を家族が果たさず、支援対象者の親にあたる人もまた社会化されていない場合も少なくない。この現状から主たる借受者のみを支援対象者とするのではなく、支援者の生活環境に着目すれば、家族をも対象とした相談支援が必要とされる。

リプスキーはストリート・レベルの官僚の職務実行に際して、「優先的すくい取り」として、支援場面における差別的取り扱いを議論してい

る。それは組織に根ざしたもので、支援者が「何とかしたい」という努力、人間らしい裁量から由来するものもあるため、一層、葛藤的である。そのため、差別的取り扱いをするとは、①どのような内容を意味し、支援対象者にどのような効果があるのか、②支援者にとって何が役に立つのか、③解消されないままになる状況とは何かを確認する必要がある。

以上を踏まえ、社会分化した狭い意味での専門的支援から分野を超えて人が人を支援する全人的支援の前提となる価値観と抽出した。今回の研究では、現状から一定の自由を獲得しつつも、人が人たるに値する支援のあり方、ソーシャルアクションを起こし、社会改良を志向する支援理論の構成には至らなかった。積極的な理論構成とその実証は今後の研究で取組んでいくこととしたい。

他所との相互関係の中で 規定される場所とイメージ —金沢八景と江戸文化との結びつきを通じて

佐藤 拓 弥*

本稿では、先行研究に見られた場所イメージ形成の言語的側面に注目しつつ、「金沢八景」という言葉が、金沢という場所をめぐる事象を通じて、どのように江戸文化というイメージと結びついたのかについて考察した。その中で、金沢八景が江戸文化のイメージと結びついたことは、すなわち金沢という場所が三浦半島や江ノ島、鎌倉という他所との関係性の中で、江戸との結びつきを強めた結果としての現れであることがわかった。このことから本稿は、①場所とは、常に他所との関係性の中でその性質を形成、変化させている現象であるということ。また同時に、②周囲の場所間の関係性によってもたらされた特異な場所現象は、何かしらの主体を通じて認識・表現されることで、イメージが場所や場所にまつわる語句に付帯されること示す。

本稿の大きな目的は、我々人間個々人の存在や活動、経験、アイデンティティにおいて切り離せないものであると同時に、あらゆる社会集団、社会的事象が立脚せざるを得ない「場所」というものを理解することにある。場所の理解により歴史的事象のみならず、あらゆる現実の事象が何に基づいて現出しているのかを理解できる。それは、単に事象を空間的捉えることにとどまらない。それは、事象の関わる空間の物理的特異性やそこをめぐる各主体間の活動・経験、またその文脈とそれらから紡

* 都市社会文化研究科博士前期課程2016年3月修了

ぎ出される意味・表象といった類を用いて、事象を総合的に把握するものである。

そのなかで特に本稿では、場所の持つ特異性に着目し、あらゆる事象のイメージ形成に対して、その事象の背景であり舞台となる場所が、どのように関与しうるかを明らかにすることを目的としている。

場所とイメージに関する研究としては、例えば内田（1989）が挙げられる。内田は、軽井沢という地名のもつ「高級避暑地・別荘地」という「ブランド」ともいべき社会的場所イメージが、どのような過程で定着したのか分析している。そこでは、時代とともに軽井沢をめぐる主体が入れ替わりながらも、種々のメディアを通じて人々の間で軽井沢の「高級避暑地・別荘地」のイメージが記号化していく展開を示した。しかし、内田の研究では、場所がメディアを通じて記号化される過程を示しているものの、場所はあくまでメディアによってイメージが規定されるという受動的な側面しか捉えられていない。

本稿では場所がメディアによって規定される受動的なものではなく、場所がメディアを、イメージを規定するという逆の視点を提示するものである。同時にそれは、場所をそこにある固定化された位置地点ではなく、周囲の場所との関係性の中で形作られる動態であることを示す。その事例として、本稿では「金沢八景」を取り上げた。

金沢八景は現代において、京浜急行電鉄の駅名として、あるいは駅周辺一帯を指す地名的な言葉として周知され、機能しているところがある。必ずしも現代の多くの人にとって、金沢八景の八景とは何を指しているのかを知っている人は多くない。しかし現代において、金沢八景の由来を少しでも調べようとすると、真っ先に歌川広重の『金沢八勝図』あるいは『金沢八景』が上がってくる。現代から視点をずらしてみても、例えば日本画家の鏑木清方が、金沢八景のことを近江八景や瀟湘八景より

江戸の人に知られた名所と記している。こういった金沢八景と江戸文化との結びつきは、なにによってもたらされたのか。永井（2007）が指摘しているように、明治期以降、金沢を取り巻く交通環境や社会環境は大きく変化し、江戸期ほど遊覧地としての繁栄を見せなくなった。故に、金沢八景を象徴するメディアも江戸期のものを凌駕するものが明治期以降に表れず、結果、金沢八景と江戸文化の結びつきが残ったともいえる。では、ここまで明治期以降の金沢八景の展開はともかく、江戸期においてなぜ、金沢八景は誕生し、どういう運びで広重の絵図や『江戸名所図会』に象徴されることとなったのか。このことは、八景表現が江戸時代に流行していたことや、八景のイメージが、絵図や名所図会といった江戸時代の文化的表象に依っているという問題にとどまらない。金沢八景という言葉の対象である、金沢という場所のあり方にその根源があると思われる。この事例を探求することを通じて、場所は事象のイメージ形成にどのように関与するのかを考察した。

第2章では、まず金沢八景のもととなった金沢の風光に関する説明を行った後、一般に流布された金沢八景がどういうものかを説明した。その中で、現代において次の八題（小泉夜雨、称名晩鐘、乙艫帰帆、洲崎晴嵐、瀬戸秋月、平潟落雁、野島夕照、内川暮雪）で知られる金沢八景は、明の禅僧、東皐心越が1694（元禄7）年に金沢に訪れた際、故郷である西湖に似た金沢の風光に郷愁を抱き、その思いを瀟湘八景に依拠した漢詩に綴ったものがその始原とされている。この心越の『金沢八景詩歌』は、能見堂という組織に収められたことで、能見堂によって、関連する印刷物が板行・販売されていく。このことが、心越の金沢八景流布につながったとされている。

第3章では、そんな金沢八景が江戸文化との結びつくに際して、近世の庶民における参詣行動および物見遊山の普及・発展との関係が深いこ

とを示した。そして江戸期の庶民における参詣行動の普及には①民衆の生活レベルの上昇、②交通環境の好転、③御師・宿坊の発達、④参詣講の発展といった社会的背景があるほかに、「遊び」を通じた自己解放を行う、「行動文化」の概念が関わっているとされていることを示した。またこの「行動文化」の一つとして位置づけられる参詣行動の発展に際して、庶民における知識としての名所から訪れるべき名所としての名所観の転換が起こったことを取り上げた。

第4章では、そもそも金沢八景とはどのような背景で出現し、その展開はどのように経験され記述されたのかということに関して論じた。ここでは、金沢が江戸期以前から勝地として世間に流布していた下地があることについて触れながら、「伝聞」という形で記述の中に記載される草創期金沢八景の実態の解明を試みた。その中で、少なくとも金沢八景の出現は、鎌倉五山僧といったところにその起源があると思われる。そして、江戸の人々の、「知識として」ではなく「訪れるべきもの」としての名所の関心、あるいは戦国時代が終わり平和が訪れた現在に対する関心、あるいは西国と比較した「東州」「武蔵」への関心の中で、鎌倉の延長として草創期の金沢八景は発見され、もてはやされたものであったと結論付けた。

第5章では、廣重の浮世絵等に結びつき、その存在を現代にまで残すこととなった心越の金沢八景が、どのようにして人々の間に流布していったのか。またその展開について当時の人々はどう捉え、記述したのかという点を論じた。本章に関しては多くの課題を残したが、心越の金沢八景は、名所記に記載されることを通じてその認知度、正当性を高めていったといえる。また、『桜のかざし』に見られたように、名所記に記された金沢八景に関する情報が紀行文等他の記述に引用されており、これを通じて金沢八景に関する共通認識を確立しうる展開につながった

と思われた。

第6章では、金沢八景が江戸文化と強く結びついたことが象徴される出来事として、文政期の金沢における旅籠屋の隆盛がなにによってもたらされたのか、またその際金沢は誰に対して開かれ、誰にとって縁のないものだったのかという点について論じた。この点に関して、文政期以前はあくまでわびしい半農半漁村でしかなかった金沢が、文政期以後、にわかに料亭、旅籠屋群を形成し賑わいを見せ始める。その契機として、前田（1968）が指摘していたように、三浦海岸沿岸防備の意識の増大とともに、金沢が江戸から三浦・鎌倉への中継地としての位置づけを高めていたことを記述から確認した。これらを通じて金沢町屋が宿駅として定められたことが『新編武蔵風土記稿』からも確認できるが、このことは1755（宝暦5）年から増大が確認された、江戸から江ノ島への参詣者による金沢に対する「俗的自己解放」の地としての需要を結実させる契機となったものと思われる。こうして金沢八景は人を選びながらも、東屋に見出されたような「風流」さと、酒や芸者といった「遊び」と組み合わせられた経験を提供しながら江戸の人々と結びついていき、廣重の『金沢八勝図』や『江戸名所図会』の記載へと辿りついたものと結論付けた。

以上から、江戸期の金沢は、最終的に江ノ島と三浦という2つの場所あるいは鎌倉も含めた3所との相互関係の中で位置づけられていった過程が存在した。そういった金沢の位置づけを通じて、金沢八景は江戸文化のイメージと結びつけられていったことを明らかにした。この金沢の事例から、場所はその固有の要素をもちながら、他所との相互関係のなかで位置づけられるといえ、またそのことが、その場所における人々の経験や現象を規定し、しかるべきメディアによる表象にたどり着くものなのではないかとして結論付けた。

中国企業の社会的責任（CSR）について

謝 佳 音*

近年、中国で企業の不祥事が頻発している。2003年には各国で使用が禁止されているDDTが中国茶から検出され（2005年にも検出）、2004年に安徽省偽粉ミルクによる幼児が死亡する事件が発生、また成都市や四川省で作られた漬物から残留農薬が検出され、また理髪店から回収された人毛からアミノ酸を抽出加工して作られた人毛醤油が日本など外国へ輸出されていると中国中央電視台が放映した。2005年には禁止されている着色料スーダンレッドが使用されていることが判明した。2008年9月には、甘粛省でメラミンにより汚染された粉ミルクが発覚し、国際社会も輸入停止措置を行ったから、中国全体で大きな経済的損害が発生した。

上記のような事件を発生しつつ、中国企業の社会的責任に対する認識の低さに目を向けられるようになった。钟（2011）によると、現在中国では、和諧社会の建設に不可欠な社会問題、労働問題等の解決手段として、また、急激な経済成長で顕在化した環境・生態系保全への対応として、国主導で企業の社会的責任（corporate social responsibility, 略称：CSR）が推進されている。つまり、中国企業にとって、CSRは、現在重要な課題となっている。

第1章において、まず、CSRの定義、背景、構成要素を説明する。CSRがカバーする領域は広く、現在のところ世界統一的な定義はみられない。CSRに関わる各国の団体や企業が、それぞれの立場から独自

* 都市社会文化研究科博士前期課程2016年3月修了

の定義をしているのが現状となっている。いずれも抽象的であるが、もう少し平易に言い換えると、CSRとは、企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆるステークホルダー（利害関係者：消費者、投資家等、及び社会全体）からの要求に対して適切な意思決定をすることを指す。CSRは企業経営の根幹において企業の自発的活動として、企業自らの永続性を実現し、また、持続可能な未来を社会とともに築いていく活動である。次にCSRへの関心が世界的に高まり、それに対する取り組みが進んでいる背景に関して説明する。一、頻繁におこる企業の不祥事。二、企業活動の拡大とグローバル化。三、規制緩和の進展。四、環境問題の深刻化。五、市民の成熟。この五つ問題からなぜCSRは重要な課題になるかと分析する。そして、企業価値を向上させるCSRの中身は何だろう。水尾（2005）による、法的責任、次に経済的責任、論理的責任、社会貢献責任、から説明する。

第2章では、CSRを理解する上で、中国の企業のCSRを分析するために、CSRの国際認証とCSR報告書の状況を明らかにする。昨今の企業不祥事や環境問題の深刻化、経済格差の拡大などを背景に、企業に社会的責任を果たす行動を求める動きが活発化している。これを受け、国際標準化機構（ISO）は、社会的責任の実施に関する手引きを定めた国際規格（ISO26000）を策定し、2010年11月1日に発行されており、各国でその活用の普及・促進が進められている。しかし、企業がISO26000の7つの原則を基にCSR活動を行っているか否かが確認出来るデータが不十分であったため、CSRレポートという企業のCSRの取り組み状況をまとめた報告書ができた。そして、CSRレポートの発行状況を確認することは、CSRの実施状況を確認する一つ代替指標となった。そして、世界中41ヶ国の各国の売上高上位100社（N100企業）及び

フォーチュングローバル500の上位250社（G250企業）を調査対象として、全世界企業のCSRレポートの発行状況を分析することで、CSRの実施状況を明確していく。

第3章では、第2章の視点から中国におけるCSRの現状について論述する。まず、中国におけるCSRの背景を明確していく。酒井（2011）による、外的要因と内的要因がある。そのいくつかの要因で、近年、中国企業はCSRに関心が高まってきた。中国におけるCSRは、CSRの概念を理解する段階から、各企業における実践及びその評価の段階へ、急速に進化を遂げつつある。ただ、実際の中国企業の取り組みは、未だ手探りで模索している段階だと見られている。

次に、現在流行っているCSR報告書によって、中国企業と中国における日本企業のCSRに対する評価を行う。2014年11月中国社会科学院は『企業の社会的責任ブルーブック2014』及び「責任クラウド」オンライン・ツールでのランキングを参考しながら、中国国営企業と民営企業、外資企業のCSRの状況を明らかにする。

最近の中国におけるCSR報告書の発表状況から見ると、CSR報告書の数量が激増しているが、多数の報告書では実質的問題を回避し、定量指標をあげないなどという問題がわかってきた。80%の企業のCSR報告書の中に環境への取り組みの内容のページ数は増えている状況から見ると中国の政府と各企業は環境問題に関心を持つ、努力することがわかってきた。

中国各企業のCSR報告書の発表情報から見ると、今の中国企業のCSRの取り組み状況は以前に比べ確かに良くなっているのだが、中国の企業のCSRはまだまだ欠点が多いため、「中国社会科学院企業社会責任研究センター概要—中国独自のCSRによる企業活動の提言」による、

CSRに関していくつかの提言がある。その提言の中に、自分がこれから中国企業のCSRの発展に不可欠な提言を分析していく。

最後に、今の中国は、急速な発展するとともに、社会問題や環境問題や人権問題など様々な問題が出てくると見られる。それらの問題は、中国企業が自社CSRを強化するとともに、解決しなければならない課題である。つまり、「調和社会」の構築を国の戦略目標とする中国において、政府と企業はCSR活動に重視しなければならない。

東日本大震災の被災中心市街地の 商業集積における 復旧・復興マネジメントの実態と評価

長 坂 泰 之*

1. 本研究の背景と目的

2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響で、特に三陸沿岸の地域では津波による甚大な被災により、市町村の中心的な市街地が壊滅的な被害を受けた。

本研究の主眼である東日本大震災の商業集積機能の本格的な復旧、復興については、国が中小企業基盤整備機構¹（以下、「中小機構」という）を通じ、仮設施設の整備を進めたことに始まる²。その中で複数の商業者が入居する「仮設商店街」は、岩手県、宮城県、福島県の3県の沿岸部を中心に68か所整備された（中小機構調べ、2015年11月現在）。一方、2015年12月には、三陸沿岸の被災地ではトップとして、宮城県女川町の女川駅前商業エリアの復興のまちびらきが行われた。女川町に続き2016年から2017年にかけて多くの被災地で中心市街地が復興していくこととなる。

この東日本大震災の被災地の商業集積の復旧及び復興については、その集積が形成された経緯や規模に関わらず、何らかの組織によって何らかのマネジメントが行われている。本研究では、商業集積にとってマネジメントという視点が非常に重要であるという認識に立ち、東日本大震

* 都市社会文化研究科博士前期課程2016年3月修了

災の復旧段階及び復興段階における商業集積マネジメントの実態の把握と評価を行った。

2. 研究内容及び研究手法

研究内容は、大きくは以下の3点から構成される。はじめに、東日本大震災及び阪神・淡路大震災の商業集積の復旧・復興に対する支援策の把握、比較、評価を行ったうえで、東日本大震災の復旧（仮設商店街）の商業集積及び東日本大震災の復興（本設）の商業集積について、そのマネジメントの実態と評価を行った。なお、仮設商店街（復旧）は14カ所の仮設商店街を対象とし、本設の中心市街地（復興）については5市町を対象とした。この5市町はいずれも津波で甚大な被害を受けている。

研究手法は、既往研究及び文献によるほか、必要に応じて関係者に対するヒアリングを通じて実態を把握した。

3. 考察

まず、はじめに、東日本大震災及び阪神・淡路大震災の商業集積の復旧・復興に対する支援策の把握、比較、評価については、東日本大震災及び阪神・淡路大震災の被害の違いは、一言で言えば、被災自治体の中枢機能が部分的な被災に留まった阪神・淡路大震災と、津波によって中枢機能が完全に失われた東日本大震災と言える。そのことが、被災自治体が自らの力で復旧・復興を目指すことができた阪神・淡路大震災と、自らの力で復旧・復興をできなかった東日本大震災の被災地ということになり、支援策の違いにも繋がっていった。

両震災の復旧・復興に対する国、県、市町村の支援を比較すると、阪

神・淡路大震災の商業集積の復旧に対する支援は、国は部分的に貸付というスキームのみでの復旧に対する支援を行い、県及び市町村は復旧に対して一部補助制度を設けた。また、阪神・淡路大震災の商店街・小売市場の復興に対する支援については、国は無利子の融資によって復興を支援した。一方で東日本大震災は、商業集積の復旧・復興ともに阪神・淡路大震災時には考えられないほどの手厚い支援策であった。具体的には、復旧段階では全面的に国がリスクを背負う形で仮設商店街を整備する仕組みを作り、復興段階では、補助（原則3/4補助）と無利子融資の組み合わせで、ほぼ投資コストには自己負担せずに復興が可能な仕組みを作った。以上のように、支援策としては強化されたが、一方で支援策が五月雨式にできたために、被災地の現場では混乱が生じた部分も見られた。

次に、東日本大震災の復旧（仮設商店街）の商業集積について、そのマネジメントの実態と評価を行った。具体的には、三陸沿岸の7市町の14の仮設商店街にスポットを当て、東日本大震災の商業集積復旧（仮設商店街）マネジメントについて考察した。

一方で、制度的には、仮設施設の規模は最低2店舗でもよいことから、規模の効果が発揮できない仮設施設が存在したこと、仮設商店街の用地選定の段階で適切な用地が確保できなかった地域が多かったこと等の課題も浮き彫りになった。

最後に、東日本大震災の復興（本設）の商業集積について、まちなか再生計画⁴を策定した、あるいは策定しようとしている都市のうち5市町の商業集積マネジメント（公共施設等の配置計画、土地利用計画、商業施設整備計画、郊外の商業集積との関係、エリアマネジメント）の実態の把握と評価を行った。

まちなか再生計画における公共施設等の配置計画は、積極的に公共機

能をまちなか再生エリアに配置しようとする地域から、高台に移転する地域まで様々であった。土地利用計画については、4市町がコンパクトなまちづくりを目指していた。一方、商業施設整備計画については、ワンストップショッピングの実現性（生活者の視点）としては、食品スーパーマーケットの誘致に成功したのは3市町であった。また、郊外の商業集積との関係（競合関係の視点）は、対象市町の全てに「郊外」が存在し、中心市街地の商業機能の役割が限定的であるなかでの復興である。売り場としての一体性（商業集積としての施設計画の妥当性の視点）は、多くの市町の商業核施設は、商業集積としては一体性があるが、売場としての一体性は確保できていないことがわかった。

エリアマネジメントは、商業施設の運営（4市町）、イベントや販売促進活動の実施（4市町）が多く、次いで環境・美化（3市町）が多かったが、未だ検討段階の地域が多く、実際に活動がスタートしないとその実効性はわからない。

4. 結論

まず、阪神・淡路大震災と東日本大震災の2つの震災の支援策の比較では、復旧段階では新たに国が仮設商店街を整備し、復興段階では、新たに共同店舗に対する補助制度が複数用意、また仮設施設の有効活用制度も創設するなど、事業者の経済的負担を軽減するように制度が大きく変更されたことが明らかになった。また、復興段階で非被災事業者や大企業にも補助することで被災商業者支援から生活者支援へと大きく舵を切ったと結論付けることができる。

次に、東日本大震災の復旧（仮設商店街）の商業集積のマネジメントの実態と評価については、仮設商店街の集積のメリット（仮設商店街の

役割)で、本研究で明らかになったことは、先行研究として仮設商店街の整備・運営に関して最も詳しい関満博ら³(2013)は、仮設商店街は、①店舗の連携、②集積による外部経済効果、③超高齢社会地域コミュニティの形成の機能が特徴的であると指摘しているが、これに対して、本研究では、先行研究では示された以外にも、集積が新たな集積を誘発する、集積によって様々な支援をより多く受けることができるなど、他にも様々な仮設商店街の集積のメリットがあることが明らかになった。

最後に、東日本大震災の復興(本設)の商業集積のマネジメントの実態と評価については、まちびらきを終えた女川町以外は計画段階の地域であり、あくまでも計画段階の実態の把握と評価になるが、ゼロからのまちづくりができるにもかかわらず、都市機能の集約が図れないなどの課題があることが明らかになった。それは、津波で甚大な被害を受けたことが少なからず影響していると結論付けることができる。なお、エリア価値の向上を図るためのソフト事業の内容については計画段階でバラツキが見られた。計画している組織・体制に影響していると結論付けることができる。

5. おわり

東日本大震災からの復興は志半ばである。被災地の仮設商店街の終焉の仕方及び復興中心市街地及び商業核施設の整備の検証については当然今後の研究領域であるが、復興中心市街地のエリア価値をいかに高めていくかというソフト面での商業集積マネジメントも含めて、今後も被災中心市街地の復興の姿を追い、その検証をしていきたいと考えている。

一方で、2016年4月には熊本地震が発生、さらには近い将来に南海トラフ地震が起きる可能性が高いと言われている。今後予想される震災に

対しては、阪神・淡路大震災，東日本大震災等の経験を活かしつつ，起こりうる様々な固有の要因を想定して，できうる事前復興をすることが望まれる。

- 1 経済産業省所管の独立行政法人で，中小企業施策の総合的な実施機関。
- 2 仮施設整備事業については，仮施設整備事業ガイドブック，2011年5月を参照。
- 3 関満博，松永桂子編著，2013年，震災復興と地域産業4 まちの自立を支える「仮設商店街」，新評論。
- 4 商業集積・商店街再生加速化パッケージ，2014年1月，復興庁を参照。

乳幼児親子の行動圏からみた地域資源の 利活用・選択構造と地域評価に関する研究

西 田 あかね*

1. 研究の背景と目的

(1) 研究の背景と目的

ここ数年における社会の子育てニーズの多様化を受けて、各自治体はハード・ソフトの両面から子育て支援サービスを整備・提供しており、子育て支援施設の設置などはその一例である。しかし、子育て世帯は移動距離や時間などの制約があるなかで利用する施設を選択していると考えられ、ただやみくもに子育て支援施設を拡充するだけでは子育て世帯の支援増強に繋がらないのではないかと考えられる^{文1) 文2) 文3)}。本来、子育て世帯が利用する施設等は子育て世帯の生活圏に合わせた設置をするべきなのではないか。親にとっては身近な生活圏にそういった施設が点在していることで地域をよく知ることができ、それが安心して子育てできる環境の担保やその場所に住み続けることにつながると考えられるからである。

筆者らによるこれまでの研究では、4ヶ月児と3歳児では移動手段や移動時間などの「親子の外出」の様子や、「よく出かける場所」の用途分類、「選択基準」で重視する項目などにおいて子どもの成長段階によって細かな差があり、同じ乳幼児として一括りにはできない実態が明らかになった。さらに、乳幼児の親子は日常的にアクセスする場所を選択す

* 都市社会文化研究科博士前期課程2016年3月修了

る際に「身近さ」や「気軽さ」, 「ついでさ」を重要視していることや, 身近な「公園」・「商業施設」を主軸として+ α で場所選択をしていること, そこにも子どもの成長段階による細やかな差があることがわかった。加えて, 「よく行く場所」の選択パターンから捉えた時の地域資源の活用傾向が近所付き合いや定住志向等とも関係している様子が垣間見られた^{文4)}。

保育園等の既存の子育て支援施設だけでなく, 広く地域の中にあるもの(=地域資源)を子育て世帯がどのように選択・利用しているか等のネットワークや施設配置の解明が, 地域で子どもを育てる環境の担保やその場所に住み続けることにつながるのではないかと考えられる。以上をふまえ本研究では, 「よく行く場所」までの移動時間や移動距離に着目して乳幼児親子の行動圏を解明することと, 乳幼児親子の行動圏と定住志向等の“地域評価”との関係を把握することを目的とする。

(2) 研究の概要

(2) -① 研究の方法

調査対象地は物理的環境と乳幼児を取り巻く環境の特性の違いから横浜市青葉区・金沢区・西区を選出した。先行研究で子どもの月齢によっ

表1 今回の調査の概要

| 調査方法 | アンケート調査/手渡しによる個別配布・郵送回収 | 種別 | 配布数 | 有効回収数 | 有効回収率 | ヒアリング対象者 |
|---|---------------------------------|------|------|-------|-------|----------|
| 調査時期 | 2013年8月~11月 | 4ヶ月児 | 833 | 235 | 28.2% | 2 |
| 調査対象 | 横浜市青葉区・金沢区・西区の4ヶ月児・3歳児健診に来ていた親子 | 青葉区 | 315 | 70 | 22.2% | 0 |
| | | 西区 | 245 | 71 | 29.0% | 1 |
| | | 金沢区 | 275 | 94 | 34.2% | 1 |
| 調査内容 | | | | | | |
| 1) 親子の外出で「よく行く場所」について(最大5ヵ所まで記入, そこで誰と何をするか, そこにいく理由) | | 3歳児 | 969 | 239 | 24.7% | 9 |
| 2) 近隣地域との関係性 | | 青葉区 | 370 | 82 | 22.2% | 0 |
| | | 西区 | 286 | 77 | 26.9% | 6 |
| 3) 基本的属性(年齢・性別・就労, 子どもの人数など) | | 金沢区 | 313 | 80 | 25.6% | 3 |
| 4) 居住地について | | 計 | 1802 | 474 | 26.3% | 11 |

て移動手段が異なり、それが空間の認知・活用に影響を及ぼすことが明らかになってきたことから、それら対象地区の4ヶ月児及び3歳児健診に来ていた親子を対象にアンケート

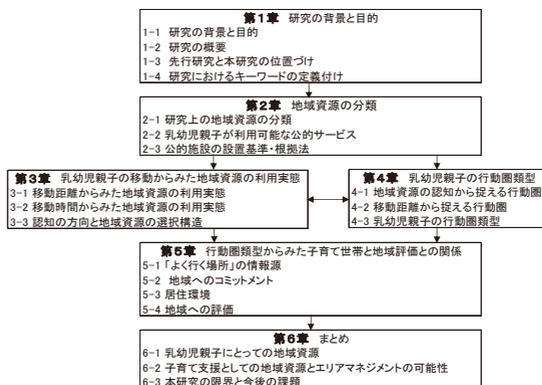


図1 研究の流れ

調査を実施した。アンケートの配布は2013年8～11月にかけて行い、郵送回収とした。

また、アンケートを補填する形で別途ヒアリング調査の協力依頼を行い、協力の得られた回答者に対して地域資源の認知・利用に関する詳細と評価グリッド法による居住地選択の評価構造についてのヒアリング調査を行った(2014年9月下旬から11月中旬に実施)。ヒアリング対象者は、アンケート調査の際にヒアリングに協力可能と回答した人のうち11名を抽出して行った(表1)。

表2 地域資源の分類

| | | | |
|----------|-------------|---------------|-------------|
| ①子育て支援施設 | | ⑧商店街・個人商店 | |
| ②図書館 | | ⑨大型複合施設 | |
| ③多目的公共施設 | 3-1 施設内の常設室 | 9-1 プレイルーム有 | 9-2 プレイルーム無 |
| | 3-2 プログラム | ⑩スーパー・コンビニ | |
| ④幼稚園 | | ⑪量販店・専門店・飲食店等 | |
| ⑤保育園 | | ⑫親戚の家 | |
| ⑥公園 | 6-1 街区公園 | ⑬友人の家 | |
| | 6-2 近隣公園 | ⑭集合住宅・マンション | |
| | 6-3 地区公園 | ⑮教室・習い事 | |
| | 6-4 都市基幹公園 | ⑯自然の場所 | |
| | 6-5 特殊公園その他 | ⑰動物園・水族館・遊園地等 | |
| ⑦街・駅周辺 | | ⑱その他 | |

(2) -② 研究の流れ

本研究の流れは、図1に示す通りである。

2. 地域資源の分類

(1) 研究上の地域資源の分類

アンケートで回答された「よく行く場所」について、先行研究の分類を参考に、その用途から判断して主に18項目に分類した(表2)^{文2)}。

3. 乳幼児親子の移動からみた地域資源の利用実態

(1) 移動距離からみた地域資源の利用実態

アンケートの回答者の居住地と親子で「よく行く場所」についてジオコーディングを行い、GIS(地理情報システム)上にプロットしてアンケート回答者の自宅から親子で「よく行く場所」までの距離を測定し、乳幼児親子が実際に普段出かけている距離圏について把握した。アンケートで回答された「よく行く場所」まで距離について、それらを近い順に並べた際にその7割を網羅する圏域を“7割圏”と設定し、本研究では「週1回以上×徒歩で行く」場所の7割圏を“乳幼児親子の日常生活圏”と定義したところ、4ヶ月児は650m、3歳児は450mの距離圏であることが示された。

(2) 移動時間からみた地域資源の利用実態

子育て世帯の「よく行く場所」を選択する際の“身近に感じる距離(=身近さ時間圏)”について時間距離で把握するために、「よく行く場所」の平均移動時間とその場所の選択項目(評価)との関係についてみていった。

(2) -① 身近さ時間圏

子どもの月齢にかかわらず徒歩で「よく行く場所」について、「立地・アクセス」の多項式曲線と平均移動時間に程度の差こそあるが相関関係がみられた（4ヶ月児： $R^2 = 0.6036$, 3歳児： $R^2 = 0.7618$, 図2）。

選択項目のうち「立地・アクセス」が最上位にくる「よく行く場所」の平均移動時間の範囲の圏域を“身近さ時間圏”と定義すると、4ヶ月児は5.22～8.00分、3歳児は6.09～8.83分の時間圏域であった。

(3) 認知の方向と地域資源の選択構造

子育て世帯の地域資源の認知と利用姿勢の詳細について明らかにするために、アンケートを補填する形でヒアリング調査を行った^{注1)}。ヒアリング調査では実際に地図を使用しながら、普段はあまり行かない“エリア・地域”やその理由などについて尋ねた。

例えば、図書館に行かない理由について「図書館は坂の上で遠いから、代わりに近所のTSUTAYA（スターバックス併設型で、飲み物を買えばただでTSUTAYAの本などを読める）に行く（＝図書館機能の代替（西区3歳児）」といった回答が見られた。また、公園に行かない理由に

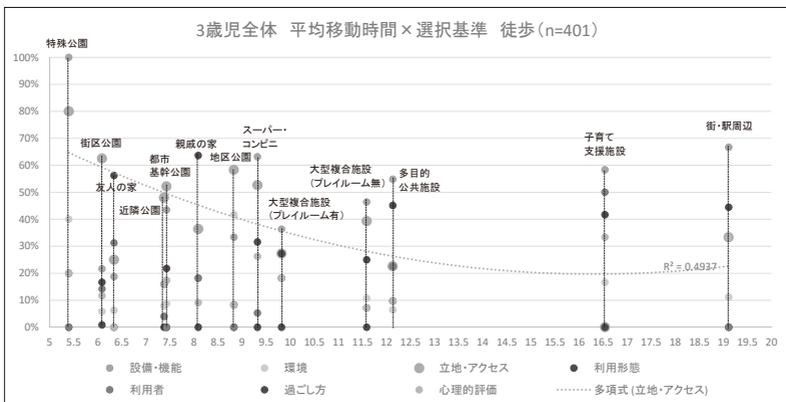


図2 3歳児の平均移動時間からみた
徒歩で「よく行く場所」ごとの選択基準（評価）

ついて「公園にはいかないが、外遊びは「親と子の集いの広場（保育園の跡地をそのまま活用した園庭のある施設）」の園庭で出来る（＝公園機能の代替）（金沢区3歳）」という意見も見られた。このように乳幼児親子は、何らかの理由である地域資源にアクセスできなくても、別の地域資源を利用する形でニーズを満たしている（＝機能の代替）といった柔軟な地域資源の活用姿勢が窺えた。

4. 乳幼児親子の行動圏類型

乳幼児親子を「行動圏」の特徴によってグルーピングするために、アンケートで回答された「よく行く場所」の①全箇所数（最大5か所）、②選択パターン（種類）、③距離の分散構造（日常生活圏（4ヶ月児:650m、3歳児:450m）を基準とした3つの分散構造類型）の3つの指標を用いて多変量解析を行った^{注2)}。

まず数量化Ⅲ類を用いて、乳幼児親子の「よく行く場所」の選択構造を以下の3つの軸で整理した（累積寄与率38.08%）；「種類・数」に関わる第1軸（正：数・種類が豊富⇔負：数・種類が画一的）、「選択の基となる場所」に関わる第2軸（正：公園に寄っている⇔負：商業施設に寄っている）、「行動圏の大きさ」に関わる第3軸（正：行動圏がコンパクト⇔負：行動圏が大きい）。

続いてこれら3軸によるサンプル得点を用いてクラスター分析を行った結果、乳幼児親子の行動圏は以下の4つに類型された；

行動圏1：数・種類が豊富、選択の軸が商業施設寄り、行動圏がコンパクト～中程度。行動圏2：数・種類が画一的、選択の軸は公園と商業施設、行動圏がコンパクト。行動圏3：数・種類が豊富、選択の軸が公園寄り、行動圏がコンパクト。行動圏4：数・種類が若干画一的、選択

の軸が商業施設寄り，行動圏が大きい。

また，年齢による特徴として，4ヶ月児は「行動圏1：数・種類が豊富，選択の軸が商業施設寄り，行動圏はコンパクト～中程度（58.1%）」，3歳児は「行動圏3：数・種類が豊富，選択の軸が公園寄り，行動圏がコンパクト（56.5%）」の割合が最も多いといったことが示された（カイ二乗検定1%有意差あり）。

5. 行動圏類型からみた子育て世帯と地域評価との関係

乳幼児親子の4つの行動圏類型と，地域評価に関する各項目の乳幼児親子のグループにどのような関係があるかについてみていったところ，「地域へのコミットメント」と「住居形態」，「定住志向」において相関関係が見られた（カイ二乗検定1%有意差あり）。

(1) 地域へのコミットメント

乳幼児親子を「地域へのコミットメント」という観点からグルーピングするために①在地域時間（就労形態）^{注3}，②近隣地域への日頃の付き合い方の2つの指標を用いて数量化Ⅲ類を行った。その結果，「在地域時間」に関わる第1軸（正：在地域時間が短い⇔負：在地域時間が長い）と「近隣地域との付き合いの濃淡」に関わる第2軸（正：近隣地域との付き合いが濃い⇔負：近隣地域との付き合いが薄い）の2軸が抽出された（累積寄与率61.84%）。

これら2軸のサンプル得点を用いてクラスター分析を行った結果，乳幼児親子は「地域へのコミットメント」という観点からは，表の4つのグループに分類された（表3）。

年齢による特徴として，4ヶ月児は3歳児と比べて「在地域時間が長いにも関わらず，近隣地域との付き合いが薄い（31.4%）」の割合が多

いことが示された。

これらの4つのグループと先述した乳幼児親子の4つの行動圏類型との関係をみたところ、4ヶ月児において、行動圏2（＝数・種類が画一的、選択の軸は公園と商業施設、行動圏がコンパクト）の親子が他の3つの行動圏の親子と比べて、「在地域時間が長く、近隣地域との付き合いが薄い（53.8%）」の割合が高かった。

（2）居住環境（住居形態）

住居形態について、先述した乳幼児親子の4つの行動圏類型との関係をみたところ、行動圏4（＝数・種類が若干画一的、選択の軸が商業施設寄り、行動圏が大きい）の親子が他の3つの行動圏の親子と比べて「一戸建て（40.4%）」の割合が高かった。

（3）地域への評価（定住志向）

定住志向^{注4)}について、乳幼児親子の4つの行動圏類型との関係をみたところ、4ヶ月児において、行動圏4（＝数・種類が若干画一的、選択の軸が商業施設寄り、行動圏が大きい）の親子が他の3つの行動圏の親子と比べて、「住み続ける（38.9%）」の割合が低かった。

表3 地域へのコミットメントの4類型

| |
|------------------------------------|
| グループ1： 在地域時間が長く、近隣地域との付き合いが濃い。 |
| グループ2： 在地域時間が長く、近隣地域との付き合いが薄い。 |
| グループ3： 在地域時間が中程度、近隣地域との付き合いが濃い。 |
| グループ4： 在地域時間が短く、近隣地域との付き合いが薄い。 |

6. まとめ

本研究では、乳幼児親子のよく行く場所について移動時間と移動距離の観点から分析を行い、「乳幼児親子の日常生活圏（＝週1回以上×徒歩の7割圏）」と「身近に感じる距離圏（＝身近さ時間圏）」において、

子どもの月齢による差を具体的に数字で示した。これらをふまえると、乳幼児親子のための施設整備を考える際には、乳幼児親子の行動という月齢による実態を数字でふまえたうえで、より具体的にその圏域設定を考えていく必要があると言える。

また、本研究では乳幼児親子の行動圏を4つのグループに類型したが、それらの行動圏類型と、地域評価のうちの「地域へのコミットメント」や「住居形態」、「定住志向」に関係がある様子がみられた。具体的には、①「近くに行ける範囲にある公園や商業施設のみに行っている人」は限られた地域資源にしかアクセスしないことから近隣住民との交流が少ないことが予想されるため「在地域時間が長いにも関わらず、近所づきあいが薄い」傾向、②「一戸建て」に住んでいる人は住宅地に住んでいることが予想され乳幼児親子のための地域資源が乏しい環境にあるからか「よく行く場所の数・種類が画一的であり行動圏が大きい」傾向、③「よく行く場所の数・種類が画一的で行動圏が大きい人」は身近な生活圏にある地域資源をよく知らないことが予想されるため「定住志向が低い」傾向が読み取れた。これらの結果をふまえると、乳幼児親子の「身近」な生活圏にハード・ソフトを問わず乳幼児親子のための地域資源の選択肢を増やす“戦略的な仕掛け”が求められていると言える。そういった「様々な選択肢」を可能とするような地域資源をハード・ソフトの両面から整備していくことが地域での子育て環境の向上のみならず、子育て世帯に居住地として選択されそこに住み続けたいと思えるまちづくりにもつながるであろう。

また、ヒアリング調査から乳幼児親子の柔軟な地域資源の活用姿勢が窺えたことも併せてふまえると、乳幼児親子のための地域資源が乏しい環境等においてこそ上記のような“戦略的な仕掛け”が必要であり、例えば、住宅地において既存インフラを活用することがそういった仕掛け

となりうる可能性を秘めているのではないかと考えられる。

しかしながら、本研究は乳幼児親子の行動圏と地域評価の関係の一部を明らかにしたにすぎず、乳幼児親子の身近な生活圏に多様な選択を可能とするような地域資源を整備するようなまちづくりの具現化のためには、更なる物的・人的・コト的地域資源の解明が課題である。

参考文献；

- 文1) 松橋, 三輪ら「保育施設における屋外環境と園外活動の実態からみた地域資源のあり方に関する研究－横浜市におけるアンケート調査より－」日本建築学会計画系論文集 第651, pp1017-1024, 2010
- 文2) 三輪律江ほか：乳幼児の年齢別にみた地域における親子の「居場所」－東京都三鷹市での親子の外出に関するアンケート調査より－, 日本都市計画学会都市計画報告書3, pp76-81, 2004年
- 文3) 小林茂ほか：グローバル化時代の人文地理学 第13章ジェンダーと都市空間, 放送大学教育振興会, pp201-215, 2012
- 文4) 西田, 三輪「子どもの成長と親子の選択構造パターンから見た子育て世帯の日常的な地域資源の利用に関する研究－横浜市青葉区, 西区, 金沢区を事例に」, こども環境学会2014(京都)発表ポスター
- 文5) 小林, 藤岡, 三輪ら「乳幼児のいる子育て世帯の購買行動からみた地域資源の在り方に関する研究－乳幼児生活圏構築に資する地域資源の関係解明に向けて その2」2015年度日本建築学会大会〔関東〕オーガナイズドセッション発表

補 注；

- 注1) 対象者は、青葉区においては場所の確保が困難であったことや協力者が少なかったことから金沢区・西区在住者のみだった。また、純粋な子ども成長段階の差をみるため、兄弟がいない一人っ子に限定した。
- 注2) 本研究で用いた数量化Ⅲ類とクラスター分析に際しては、エクセル統計2012のソフトウェアを使用した。
- 注3) 就労状況は在地域時間という指標に読みかえて考えたことから「働いている」「働いていない」の2項目とし、「育児休業中」は「働いていない」に含めて分析を行った。
- 注4) 定住志向は「住み続ける」「転居する」「わからない」の3項目で分析を行った。

横須賀における旧軍施設の社会的意味 —在日米海軍基地と周辺地域の事例

羽 村 衆 一*

本稿の研究目的は、在日米海軍横須賀基地内における旧軍施設を中心として、戦後における地域の旧軍施設が有する社会的意味とその変化過程について明らかにすることである。さらに、旧軍施設の更新をみることによって米軍基地全体の更新の特徴についても明らかにした。対象地は、旧軍港都市の一つである横須賀市とした。

旧軍施設とは、全国に残存している第二次世界大戦前または戦中に建てられた旧陸海軍の施設や設備のことを示している。旧軍施設は、戦後国有財産として公共施設や民間に払い下げという形で転用されたり米軍による土地の接収や自衛隊に使用されたりしているなかで残存した戦争の遺構である。

旧軍港都市とは、横須賀・呉・舞鶴・佐世保の4都市を示す。そのなかでも、横須賀は日本最初の鎮守府として日本防衛の最大拠点となっただけではなく、首都東京の近隣に位置する帝都東京の一部として軍事的編成や再編に大きく左右されてきた。終戦後は、米軍による占領によって世界最大最強と称される米海軍第七艦隊の司令部が置かれるようになるなど、極東戦略の一部として重要拠点となっている。

このように、横須賀における旧軍施設は非常に軍事的な性格を有しており、1990年代以降その旧軍施設に対する意味づけが変化してきた。それは旧軍施設が米軍基地に立ち入るための一つの鍵としての意味をもち

* 都市社会文化研究科博士前期課程2016年3月終了

うるということである。1983年に東京大学が初めて在日米海軍横須賀基地内の歴史的建造物調査を実施した。それ以後、2001年に起きた旧横須賀製鉄所副長官官邸（ティポディエ邸）や200トンハンマーヘッドクレーンなど相次ぐ重要遺産の解体に危機感を覚えた横須賀市は米軍基地内に調査に入るようになり、2003年には基地内において近代化遺産悉皆調査までできるようになった。

このような動きのなかで、旧軍施設に対する意味づけが米軍と行政との間で2000年前後から急激に変化し始めた。その背景にはそれぞれ異なった事情を有しているのであり、本稿ではそれらが重なり合ったことによって旧軍施設に対する見方が大きく変化することとなり、社会全体にも影響を与えていることを示した。

第1章では、問題の所在を明らかにし、旧軍港都市や横須賀、旧軍施設、近代化遺産をキーワードとしてそれらに注目して研究を進める意義について述べた。また、軍港都市や旧軍施設、近代化遺産にかかわる先行研究についてまとめ、戦前戦後において軍事的性格をもった町に残存した旧軍施設が現在の社会にどのような影響をもたらしているのかを問うた研究はなく、また旧軍施設の更新をみることによって、その背景にある米軍再編や基地の更新がみえてきたことを本研究のオリジナリティーとして確認した。

第2章では、国家の中枢機関が集中していた帝都東京が日清・日露戦争によって防衛が強化されるようになった。その後、関東大震災によって東京は壊滅状態になった。これを契機に帝都防衛のためには周辺地域も帝都の一部として防衛する必要がある、帝都が拡大していく様子を述べた。また、このような状況下で横須賀は帝都東京の要となり、東京湾の入口にあたる横須賀を防衛面で強化することが重要視されるようになった。このような横須賀の軍港都市としての形成について触れ、いかに横

須賀が日本の防衛上重要であったかについて確認した。

第3章では、横須賀市内における旧軍施設の転用について1950年以前の転用と1950年施行の軍転法によってどのような旧軍施設や旧軍用地がどのように転換したのかについて分析した。工場や倉庫など海軍の技術廠や軍需部倉庫として使用されていた施設は民間企業の工場や倉庫に転用されていた。また、海軍の学校として使用されていた施設は学校に転用されているケースが多くみられた。このように、元々の土地利用を引き継いだような事例が多く見受けられた。また、田浦地区のように捕鯨産業基地として転用された場所も1970年以降における産業の斜陽化によって撤退すると、米軍や自衛隊の基地に取って代わり、横須賀基地周辺一帯の港湾部は再び軍事的な側面をもちうる場所へと変化していった。

さらに、軍転法による横須賀市の都市計画のなかで顕著に増加していたものは、住宅地の造成や公安施設の整備事業であり、それらが旧軍用地を多く利用していたことがわかった。軍転法によってある程度転用が進んだかのように見えるが、旧軍港四市の転用状況を見ると、横須賀市ではまだ旧軍用地の半数近くも未転用施設があり、その多くが米軍基地や自衛隊施設であることを述べた。

第4章では、横須賀市内全体における旧軍施設の主要な動きとして、1970年頃から少しずつ旧軍施設の調査などが始まったものの、断続的に実施されあまり活発化したとはいえない。旧軍施設が注目を浴びるようになったのは、むしろ1990年代後半のことであったといえる。1998年に日米親善ベース歴史ツアーが開始されたこの頃である。その後、2000年代に入ってからティボディエ邸や200トンクレーンの解体、それから全国的な旧軍施設の「近代化遺産」化の流れのなかで旧軍施設調査の増加や地域における注目度が高まってきた。

また、2000年前後に起きた旧軍施設に対する意味づけが変化してきた

要因の一つとして、米軍と行政による両者の思惑がみられ、その動きについて注目した。横須賀市教育委員会によって1990年前後から開始され、2000年代に入って活発化した近代化遺産調査を中心に、米軍基地内にはどのような旧軍施設が残存し、どのように利用されているのかその分布図や表をもとに分析を行った。

そこから、米軍基地内における旧軍施設の更新は、艦船修理廠や第七艦隊司令部、第七潜水艦隊司令部など主要機能が密集している地区に多いことが明らかとなった。また、2000年代初頭から基地内において建て替えや改修などの工事や埋め立てが実施される際には、旧軍施設の遺構らしいものが発見されると、米軍基地環境課から情報もたらされるようになった。さらに2003年には近代化遺産悉皆調査が可能となって、横須賀基地内において300件以上もの旧軍施設がみとめられている。

その後、工事が実施されることがあれば旧軍施設の実測調査が行われ、実測調査の内容と調査に至るまでの経緯が報告書としてまとめられた。それらを分析してみると、旧軍施設が近代化遺産として重要であるとみとめられたとしても、米軍側の工事計画に何ら影響を与えることなく、計画通り建て替えや改修などの更新が行われている。いわば基地の更新過程に近代化遺産調査が組み込まれたような構図が実態としてみえてきた。

一方では、2000年代半ば頃から、米軍側が旧軍施設の存在を配慮して工事を進める事例もみられるようになり、現地保存として旧軍施設（ここでは大正時代に整備された岸壁の碑）を現地近くに展示保存するようになったケースはこれまでみられなかったことである。

このような米軍による旧軍施設に対する積極的な動きは、1995年に発行された「Japan Environmental Governing Standards（日本環境管理基準）」によるところが大きいと考えられる。基地内の歴史的遺産の保

護と管理を行う旨が定められている。それ以前の米軍再編にはみられなかった「地域をより意識」していることが明確にみられ、旧軍施設に対する見方の変化は、1990年代からの米軍再編の一部として捉えられると考えられる。

一方で、日本国内の旧軍施設に対する見方も1990年代以降変化してきており、文化庁や経済産業省によって旧軍施設が近代化遺産として認定や登録を受けるようになった。このことで旧軍施設は脚光を浴びるようになり、米軍基地内の旧軍施設もまた地域資源として意味をもつようになった。

事情は異なるも、この両者による旧軍施設に対する見方が変化したことにより日米共同で協議が行われ、公開や調査に至った。旧軍施設の意味の変化によって米軍基地に立ち入る機会が増えたことから、さらに基地と地域社会との関係を変えていく要因の一つになりうると考える。

このように、旧軍施設の転用や更新という観点からみると、第一に産業構造の変化によってその後軍事的性格をもちうるという特殊性や第二に基地更新の特徴、第三に米軍や日本国内それぞれの社会情勢が変化してきたことによって旧軍施設に対する意味づけの変化がみえてきた。旧軍施設はこのように多様な性質を有していることがわかる。戦前は帝都東京の要、もしくは戦後米軍による極東戦略の重要拠点としての位置にある横須賀において、旧軍施設が有する性質はその時々の社会情勢に強く影響されて変わっていることが明らかとなった。

韓国人日本語学習者における 「よい聞き手」のためのあいづち — 「ほめ」におけるあいづちを中心に—

柳 伊 胃*

1. 研究目的

日本語の会話において、聞き手の欠かせない能力として「あいづち」を打つことがあり、良いタイミング、頻度で打つように要求されている。適切なあいづちが打たれない場合は会話がつまずき、誤解を招くこともある。このようなあいづちは、韓国人日本語学習者にとって分かりやすいものではなく、適切に打つことは難しい。しかし、日本語教育の場では、あいづちを自然に習得できるものとして捉えている。しかし、日本語母語話者との接触が全くない学習者としては、意識することさえできない恐れがある。そのため、日本語のテキストで「あいづち」をより積極的に紹介する必要がある。また、会話のコミュニケーションは様々な場面で行われており、その場にふさわしいあいづちを打つことも大事である。実際にあいづちの研究は様々な場面によって研究されているが、まだ明らかにされていない場面の一つ「ほめ」がある。「ほめ」は、日常会話では多く現れ相手との距離を縮める機能もっている。一方、「ほめ」に対して適切に対応することは非常に難しく、さらにほめられ手としてはなかなかできない。ほめに対して適切に反応できなかった場合、会話参加者によくはない印象を与え、誤解が生じる恐れがある。

* 都市社会文化研究科博士前期課程2016年3月修了

以上の点を踏まえ、本稿では日常会話のデータを用い、韓国語母語話者の日本語学習者がほめの談話においてどのようにあいづちを打ち、対応していくべきかを分析する。また、日本語テキストにおけるあいづちについて調べ、日本語教育であいづちをどのように扱っていくべきかを述べる。

2. 研究対象

・日常会話のデータ

日本語母語話者30名、韓国語母語話者30名（同じ母語話者同士、3人一組、20代女性同士）、合計20組の日常会話を対象に分析する。

・日本語テキストのデータ

初級－中級レベルの日本語テキストにおける会話文で使用されたあいづち表現、索引におけるあいづちという言葉を分析対象とする。

3. 研究方法

日常会話のデータを通して、ほめの談話におけるほめ表現、返答およびあいづちの使用実態を明らかにする。さらに、その結果に基づいて、日本語母語話者同士の会話、韓国語母語話者同士の会話で比較分析をする。また、テキストでどのようにあいづち表現が使用され、日常会話とどのような差が見られるかを分析する。

4. 結果と考察

本稿の3章では、本研究におけるほめの談話で、あいづちがどのよう

に使用されていたかを日本語母語話者同士の会話と韓国語母語話者同士の会話で比較分析をした。4章では、日本語テキストであいづちがどのように取り扱われているかを調べてきた。5章では、3、4章の結果に基づいて韓国語母語話者の日本語学習者が注意すべき点と、日本語教育の場でこれからあいづちをどのように扱っていくべきかを指摘した。その内容は、以下の通りである。

①韓国語母語話者の日本語学習者が日本語でコミュニケーションを行う時、もっと頻繁にあいづちを打つ必要がある。特に、「聞いている信号」のあいづちを意識して打つべきである。日本語母語話者は「聞いている信号」として最も多くあいづちを打っていたが、韓国語母語話者は、低い頻度で使用し、あいづちの五つの機能の内、4番目に過ぎなかった。つまり、日本語母語話者の話し手は、相手から聞いているという信号が送られてこないことで、話を聞いていないのではないかと誤解をしてしまう恐れがあるためである。

②韓国語母語話者の日本語学習者は多様な日本語のあいづち表現を習得し、さらにそれらが活用することを学習する必要がある。日本語母語話者は様々なあいづち表現を用い、一つのあいづち表現を活用していた。たとえば、「確かに」「本当」「なるほど」などの表現は、本来の意味だけではなく、あいづちとして頻繁に用いられることなどがある。さらに、「なるほど」については、「なるほどなるほどなるほど」と何回か繰り返し、「あ、なるほどね」と別の表現と一緒に使うなど、様々な工夫をしていた。一方、韓国語母語話者は日本語母語話者より少ない数の表現を使用し、一つの表現を繰り返して使うことは1回に過ぎなかった。複数のあいづちを用いる場合も、日本語は三つ以上の表現

を用いることもあったが、韓国語は「아, (あ,) あいづち表現」の形しか見られなかった。

③ほめの談話において、韓国語母語話者がほめ手、または第三者の立場にいる時、一度ほめたことを否定しないようにするべきである。3章で言及したように、日本語母語話者の会話でほめに対する返答、または反応として「否定」が現れたのは、ほめられ手の場合のみであった。一方、韓国語母語話者の会話では、第三者もほめ手もほめられ手が受けたほめに対して「否定」する例が見られた。

④ほめられ手がほめに対して「回避」の返答する場合、日本語母語話者は聞き返し、「そうかな」とあいまいな発話をし、笑うなど、話題になっているほめに対してあいまいな反応で表現していた。一方、韓国語母語話者はまったく関係のない別の話題を言い出す表現が4回見られた。日本語母語話者の例では見られなかった。ほめられ手が、ほめに対してまったく反応せず、別の話題を出してしまうと、ほめ手は無視されたと思いがちで、良くない印象を与えてしまう恐れがある。そのため、韓国語母語話者は、ほめられた際、回避をするときであってもほめたことに対して何らかの反応を見せるようにしなければならない。

⑤日本語テキストで、比重を大きくする必要がある。日本語教育の立場において、あいづちは勉強させるものではなく、寺尾（2008）が述べたように、自然に習得できるものとして捉えられている。しかしながら、日本語母語話者と接触する機会のない日本語学習者においては、「自然に」習得することが難しくなっている。自然に習得をさせるなら、テキストで間接的にでも接する機会を増やす必要がある、そのため、

テキストでもう少しあいづちが取り扱わなければならない。

- ⑥日本語テキストであいづちの概念を紹介し、重要性を意識させる必要がある。日本語学習者があいづちを自然に習得できたとしても、「あいづち」そのものがどのようなものであるか、どのような役割をしているかをはっきり伝える必要がある。日本語コミュニケーションにおいて、聞き手の行動としてあいづちは重要であり、適切ではないあいづちの使用で誤解を招く恐れがある。そのため、直接あいづちの概念を紹介し、さらに役割、重要性を指摘し、習得しておく必要があることを伝えなければならない。
- ⑦日本語学習者がどのような場面においても対応できるよう、あいづち表現、多様な使い方を取り上げるべきである。その理由として、日本語テキストであまり取り扱われていない点と、4章で言及したJF日本語教育スタンダードの「Can-do」におけるあいづちの比重も考えられる。「Can-do」は、日本語学習者が自分が日本語でどのようなものがどれほどできるかを、レベルごとにリスト化されている「-できる」の項目から確認することができる。項目は493項目であり、かなりの数だと言えるが、その中であいづちが言及されているのはC1の「インタビューする/受ける」のカテゴリのみである。一方、日常会話のデータでは常体で使用されており、実際に会話が行われる場面は様々である。したがって、日本語教育の場で、多くのあいづち表現及び場面による使い方を提供する必要があると望まれる。

5. 今後の展望

今後の展望は、分析する日本語テキストの種類を増やし、あらゆる場面で行われるあいづちの使用を様々な言葉で比較をし、日本語学習者に共通する使い方を考察することを今後の課題としたい。また、年齢によるあいづちの使用、性別による比較、会話参加者の関係においてどのように使い分けられているかを研究し、より正確にあいづちの使用実態を分析することが必要とされる。さらに、良い聞き手としてとる行動に関して、あいづち以外に必要とされる点を調べ、コミュニケーション上生じる誤解を減らす方法を考察する必要がある。

国際文化研究紀要編集委員会

廣 田 全 男 (代表)

国際文化研究紀要 第23号 2016

2016年12月28日 印刷

2016年12月28日 発行

編 集 横浜市立大学大学院国際文化研究紀要編集委員会

発 行 横浜市立大学大学院都市社会文化研究科

〒236-0027 横浜市金沢区瀬戸22-2

TEL 045-787-2042

印 刷 株式会社ポートサイド印刷

〒236-0002 横浜市金沢区鳥浜町16-2

©横浜市立大学 2016

本誌に掲載された論文の著作権は横浜市立大学に帰属する。
本誌に掲載された論文は、電子媒体への変換による利用についても許諾したものとする。